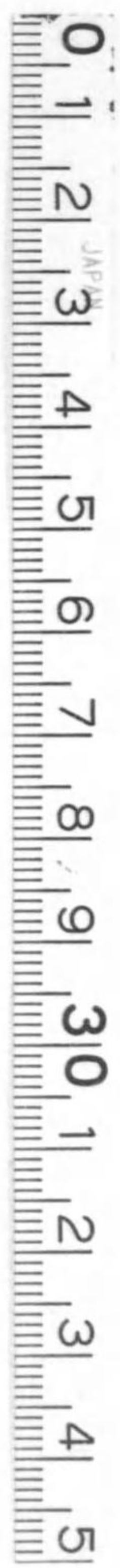


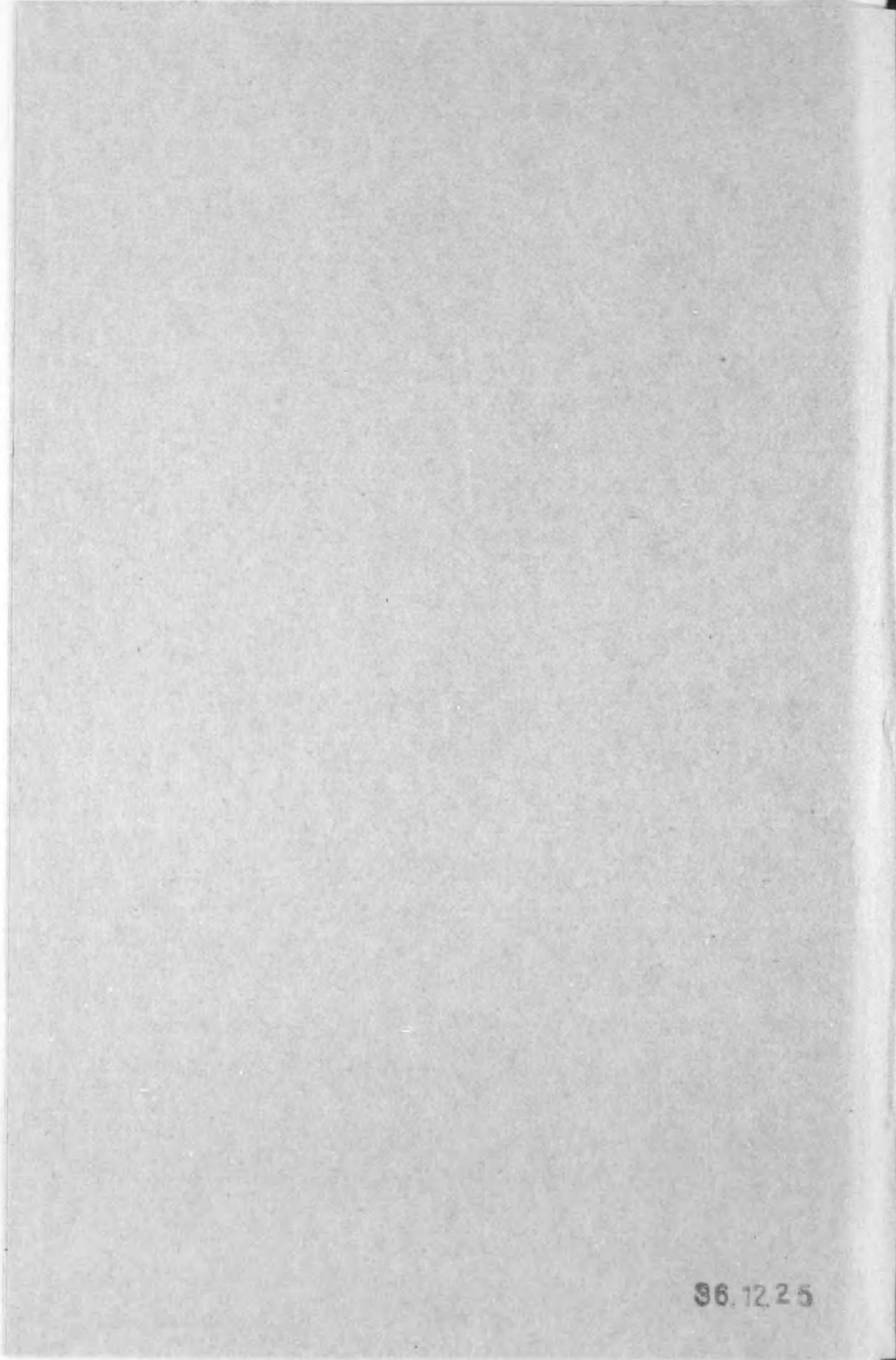


324
494

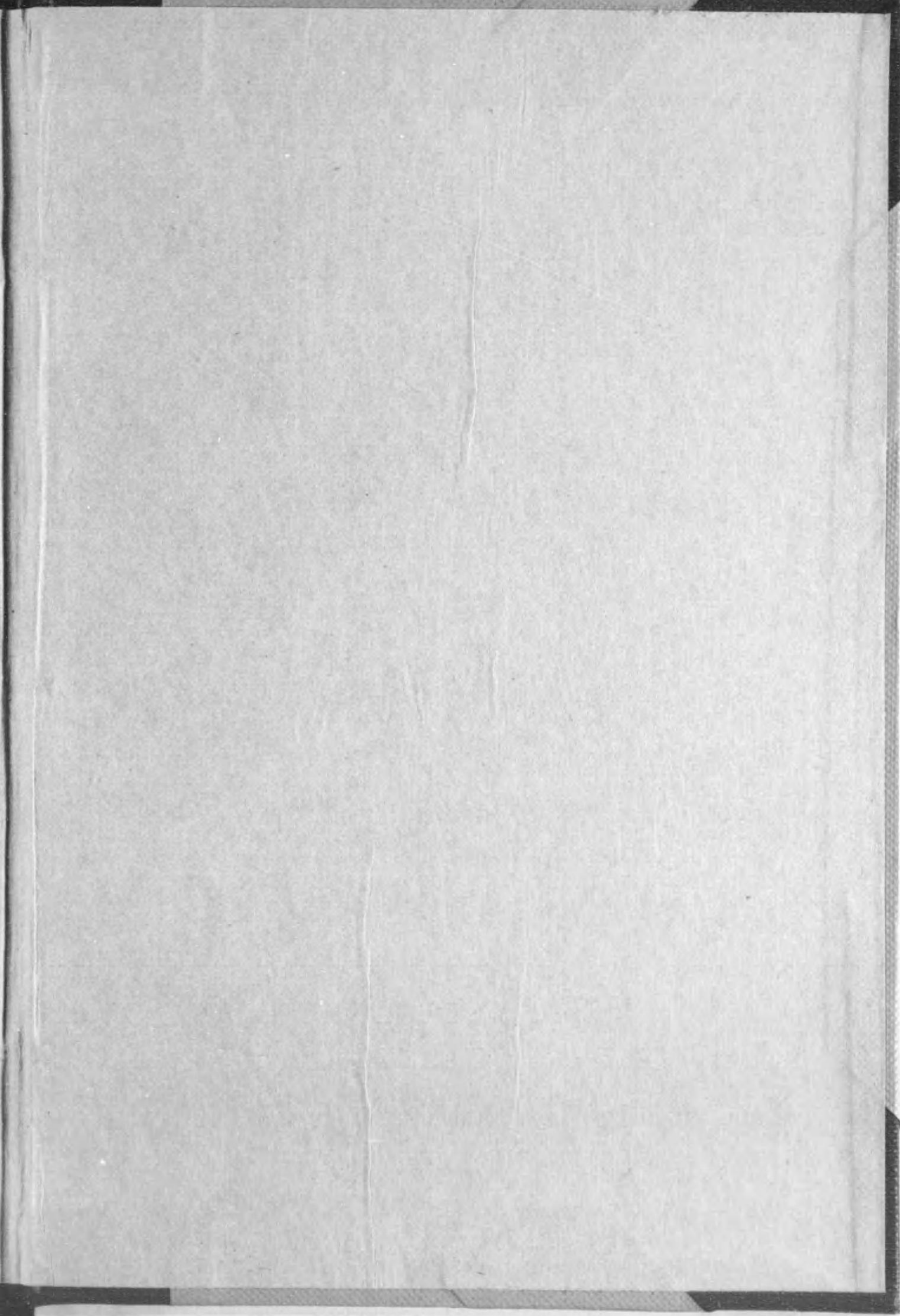


始





36.12.25



1980

324-494



蓮聖人の宗教

大正
5. 5. 30
内交



立正安國

大正五年五月

代六郎

拜



五五文園

序

人誰れか福を欲せざらん、家孰れか和を希はざらん、國孰れか安を望まざらん。農も必要也、工も必要也、商も必要也、陸海軍も必要也、政治法律も必要也、教育學術も必要なり、衛生醫療も必要なり、乃至遊藝も娛樂も亦必要なるや、論なし。而して此等に關する知識甚だ進み、施設大に整ひ、物資漸く充實して、然も人々益々煩悶し、家庭齊はず、國家不測の禍害を蒙るもの多きは、何ぞや。是れ實に枝葉徒に繁茂して、根底の培養足らざるが爲にあらざるや、古へ埃及印度の衰頽せしも、希臘羅馬の滅亡せしも、今支那の振はざる、歐洲の戦亂の巷と化したる、之が爲也と知るべし。夫れ人事は、其の形而上たると形而下たるとを問はず、精神を根柢とし、心術を本幹とす。精神の修養足らず、心術にして正しからざるときは、百の文化、千の施設、果して何を益するものぞ、宛も砂上に家を築き、根を斷つて花を咲かすよりも、愚ならん。宜なるか

な。近時修養を要する聲増々盛に、宗教を求むる人彌々多からんとするこ
と。此の如きは、嘗に我國に於ける要求のみならず、全世界を一貫せる痛切
なる叫と謂はざるべからず、而も此の大切なる修養は、何に依つてなし得べ
きか、此の修養の根柢は清き正しき雄大なる信仰に待たざるべからず、此の
信仰を造るべき宗教は、果して何れに在りや、謬に寸毫の差は千里を生ずと、
吾人は之を最勝最高の宗教に待たざるべからず、乃ち最勝最高の宗教とは
何ぞや。言ふ迄もなく、因果不二、事理一際、中道實相、活潑々地、宇宙の神秘を
開顯し、人間萬事を佛作佛行とする、所謂人世を直ちに淨土化する宗教是れ
也。斯る宗教は、二もなく又三もなく、天然法爾に存在すと雖も、而も大聖釋
迦の發見、聖日蓮の憲章に依つて、吾人の耳朵に觸るゝことを得たり。只聖
を去ること久しうして、魔邪詭惑し、諸黨並び熾に、文句に膠して動かざるも
のあり、放心にして妙也と云ふものあり、右に明にして今に暗きものあり、甚
だしきは氷炭相容れず、水火相排するものあり。求道者の大に迷ふ所、聖代

の遺憾、豈此れに過ぎたるものあらん。茲に日蓮宗大學教授北尾日大師、慨
然として、日蓮聖人の宗教を編し、聖日蓮の語を組織的に摘録類纂して、最も
簡明適實に、活宗教の面目を明にし、修養の根柢に渴仰する、現代人士に示さ
る。吾人雙手を舉げて、之を賛せざるを得ず、終りに一言を加ふべきは、本書
を讀む者、須く聖人の時代を知るを要すと、余や不才淺學、僭越の罪重しと雖
も、一片護法の志禁する能はざるものあり、敢て蛇足を添へて、師の依囑に應
ずと云爾。

大正五年五月

礫川富士見坂下の寓居に於て

本化優婆塞 田 中 玲 瓏 識

凡例

- 一 本書は我等の言説を毫も交へずして、日蓮聖人の宗教の神髄並に教義人格等の眞面目を天下に顯揚せんが爲に、直接 聖人の遺文を取要採萃して編纂したるもの、而して國家人類の根本思想を培養せんが爲に世に公にしたなり。
- 二 直接 聖人の遺文を類纂鈔録して、聖人の宗教を解説せるもの、古今其書無きに非らずと雖も、然も多くは組織的用意を缺き、或は教學的意匠に拙なるが故に、吾人の必讀に價するもの殆ど稀なり、教界の根事に非らずして何ぞや、本書は聊か此等の缺陷を補はんと欲するもの也。
- 三 本書の全篇を爲せる 日蓮聖人の遺文とは、最も廣義に於てし、即ち高祖遺文録（又は録内録外等）及び御義口傳・日向記・撰法華經・御本尊式の五種を總稱したるもの也。
- 四 本書紙數に制限あるが故に可成鈔文を簡單にせり、仍て往々前後の連又を通覽せずんば、意の通ぜざる所無きに非らず、又設ひ意の通するにせよ、編者の希望は此の簡單なる斷片的聖語を入門として、更に大に聖典全體の鑽仰に努力せられんことを讀者に切望するが故に、聖語に逐一頁數を附記して讀者鑽仰の便に供せり、但し頁數は便宜上高祖遺文録は縮刷「日蓮聖人御遺文」に依り、又御義口傳・日向記は亦縮刷「御義向記合本」に依れり、但し特に「續」とあるは「日蓮聖人御遺文」續集のこと、又「外」とあるは「日蓮聖人御遺文」に削除せられたる録外御書のことなり。
- 五 本書鈔録する所の御遺文、御著作類あり御消息類あり御筆記類あり御印加類あり御代作類あり御口傳類等あり、固より御文體假名遣等一様ならず、之を統一すること頗る困難なるを以て、多くは古色を存して原文の儘とし、殊更文字章句の末に修飾せざりしも、其の餘りに拜讀し難き箇所又は拜寫の障意により、往々漢文を延書とし、又は

假名文字を眞字に書換へたる所なきに非ず、讀者其心して拜せられよ、又不審の箇所は、必ず原本に對照して通解せらるべし、又専門の術語にも敢て私釋を施さず、難字にも假名を附せず、漢文にも左點に止めて右點を略したれば、初心者には必ず難解の箇所に出會はる、ならん、宜しく良師先輩に就て了解せられよ。

六 選出したる一連の御文章中に於ても、餘りに主要ならず、又設ひ主要なるも、他所に鈔録せる箇所は「……」の符號を附して中略とせり、篤學の士は必ず原書に對照せられんことを、又御文章中稀に語を加へざれば不通の箇所あり、特に括弧付六號活字を挿入せるものは是也。

七 一文にして多くの意義を含有せる聖語尠からず、此の場合には其親しきに従つて法門の攝屬を定めたるは勿論なりと雖も、編纂の都合上必ずしも此義に固執せざる所無きにあらず。

八 本書は可能丈に簡單を欲せしが故に、萬己むを得ざる場合の外同文再録を避けたり、併し漫然同文再録するあらば、そは編者の粗漏のみ。

九 本書は聖人の宗教の多方面をより多く知らしめんが爲め、相似せる項目を二三にしたる個所尠からず、例せば「人格篇」の下に「忠君」あり、「教義篇」「人道」の下に「忠道」あるが如き、又「本章」節の下に「天照八幡」あり、而して更に「國家」章の下に「國神」あるが如し、此等は内容一なりと雖も、且らく義に隨て一往項目を分ちたるのみ、此等の場合は必ず特に彼此併見して其全豹を窺はれんことを。

十 本書篇章節項等の法門の攝屬を列すること、専門的宗學眼より見れば、往々杜撰の譏ある個處あるべしと雖も、今は可成通俗を旨とするが故に、殊更に正則を亂して變則に従ひたる所あるのみ、例せば「五綱」章「三秘」章の外別に「人道」「國家」の兩章を開置せるが如き是なり、又「親心」章の冒頭に「無常觀」を置きたるが如きは頗る奇怪の如く

なれども、姑らく後の「常住觀」を引出さんが爲の弄引に外ならず、其他之に類する個處亦尠からざるべし、又「人道」と云ふも通途と異なり、本化の所見なれば寧ろ「佛道」たるの觀なきに非らず、名實不相應等と怪む勿れ、又最初の「總要篇」最後の「教團篇」の如き、如何にも内容不充實にして物足らざる觀あり、そは此二篇は他篇を編したる後落穂を拾ひて辛じて篇を爲したるものなれば也。又殊に「本章」節「日蓮」の下は最も詳悉を要す、而も甚だ略に従ふは、此書の全體即ち聖人の全體なるが故也、請ふ咎むること勿れ、讀者願くは其全豹を見て編者の意のある所を諒察せられんことを。

十一 卷頭奉掲したる「日蓮聖人水鏡眞影」は、聖人親ら水鏡に對し、御直寫の上、土木殿に授け給へりと稱する、日蓮宗大本山法華經寺の靈寶の一（或は言ふ土佐大藏卿の筆なりと）にして、神保辨靜上人編輯「日蓮聖人御眞蹟」帖所載のものより復寫せるもの也。

十二 本書編纂の事は編者多年の懸案なりしと雖も、實際筆を執りしは本年三月巳降の事なれば、尙意匠未熟組織拙劣材料精選を缺き廣略宜しきを得ず、其他編輯及び印刷等に於ける瑕瑾定めて多かるべく、上 聖人の本意を汚濁し、下讀者の要求を充たす能はざるべしと信ず、然れども今は拙速を尊ぶの必要もあり、倉卒の間に世に公にせり、伏して四方賢哲の叱正を待つ。

十三 本書刊行に際し前海軍大臣八代中將が特に題字を寄せられ、本書に一段の光彩を添へられたるは感謝に堪へず、又内兄玲瓏居士田中久氏が序文を寄せられたること、竝に内弟共立商工銀行浦富支店長加納三郎氏が經費上多大の助力を與へられたるは感銘する所、又日宗新報社主加藤文學士、道友逸見通漢師等が本書出版に關して、特に好意を寄せられたるを鳴謝せずんばあらず。

大正五年五月二十八日

大崎谷山の寓居に於て

編者識す

日蓮聖人の宗教目次

第一 總要篇

第一章	國聖	一
第二章	宗名	二
第三章	法脈	三
第四章	依經	五
第五章	宗要	六

第二 聖傳篇

第一章	降誕	八
第二章	出家修學	八
第三章	立教開宗	一〇
第四章	天下諫言	一三
第五章	松葉谷夜襲	一四
第六章	伊豆法難	一五
第七章	小松原要擊	一六
第八章	増張逆化	一七

目次

第三 人格篇

第九章	龍口死刑	一九
第十章	佐渡流罪	二三
第十一章	二大著述	二五
第十二章	三度高名	二六
第十三章	延山隱棲	二七
第十四章	遺誠入滅	二九
第一章	御名	三一
第二章	本地	三一
第三章	垂迹	三三
第四章	主義	三四
第五章	信念	三五
第六章	慈悲	三七
第七章	道心	三九
第八章	忠君	四〇
第九章	愛國	四一

第十章	至	孝	……	四
第十一章	報	恩	……	四
第十二章	苦	衷	……	四
第十三章	自	負	……	四
第十四章	勇	氣	……	五
第十五章	至	情	……	五
第十六章	正	直	……	五
第十七章	謙	讓	……	五
第十八章	智	識	……	五
第十九章	護	法	……	六
第二十章	獻	身	……	六
第二十一章	法	悅	……	六
第四教義篇	……	……	……	……
第一章	總	說	……	三
第二章	法	華	……	三
第一節	總	說	……	三
第二節	分	科	……	三
第三節	品	大	……	三
第四節	意	……	……	三
第四節	意	……	……	三

第五節	方便	壽量	……	三
第六節	壽量	一品	……	三
第七節	顯	本	……	三
第八節	末法	為正	……	三
第九節	肝	心	……	三
第十節	功	德	……	三
第十一節	和	讚	……	三
第三章	五	網	……	三
第一節	總	說	……	三
第二節	明	教	……	三
第一項	總	說	……	三
第二項	五時	八教	……	三
第三項	三種	教相	……	三
第四項	自他	二教	……	三
第五項	四重	與廢	……	三
第六項	五種	三段	……	三
第七項	五重	對判	……	三
(一)	內外	對判	……	三
(二)	大小	對判	……	三
(三)	權實	對判	……	三

(四)	本	述	對判	……	三
(五)	教	觀	對判	……	三
第八項	種	脫	相對	……	三
第三節	鑑	機	……	三	
第四節	察	時	……	三	
第五節	知	國	……	三	
第六節	考	序	……	三	
第七節	結	說	……	三	
第四章	一	秘	……	三	
第一節	總	說	……	三	
第二節	付	囑	……	三	
第三節	題	目	……	三	
第四節	天	台	……	三	
第五節	七	字	……	三	
第六節	五	支	……	三	
第五章	觀	心	……	三	
第一節	人	生	……	三	
第一項	無	常	……	三	
第二項	常	住	……	三	
第三項	安	心	……	三	

第二節	教	法	觀	……	三
第三節	方	壽	觀	……	三
第四節	十	界	互	……	三
第五節	一	念	三	……	三
第六節	淨	土	觀	……	三
第六章	三	秘	……	三	
第一節	總	說	……	三	
第二節	本	尊	……	三	
第一項	總	請	……	三	
第二項	總	說	……	三	
第三項	緣	起	……	三	
第四項	法	體	……	三	
(一)	本	佛	釋	……	三
(二)	本	法	題	……	三
(三)	本	化	日	……	三
(四)	餘	義	……	三	
(1)	行	者	……	三	
(2)	衆	生	……	三	
(3)	法	界	……	三	
(4)	五	大	……	三	
(5)	己	心	……	三	

第五項儀相

目次

(一) 總說……………一七五

(二) 各說……………一七五

(1) 釋迦多寶……………一七五

(2) 十方三世諸佛……………一七五

(3) 本化四菩薩……………一七五

(4) 迹化菩薩……………一七五

(5) 二乘……………一七五

(6) 梵天帝釋等……………一七五

(7) 日月衆星……………一七五

(8) 四天王……………一七五

(9) 轉輪聖王……………一七五

(10) 龍王……………一七五

(11) 鬼子母神十羅刹女……………一七五

(12) 提婆阿闍世……………一七五

(13) 天台傳教等……………一七五

(14) 天照八幡……………一七五

(15) 日蓮……………一七五

第六項 木書二像……………一七五

第七項 行儀……………一七五

第八項 圖式……………一七五

(一) 要式……………一七五

(二) 略式……………一七五

第九項利益

目次

(三) 廣式……………一七五

第九項 利益……………一七五

第十項 他宗……………一七五

第三節 題目……………一七五

第一項 總說……………一七五

第二項 法體……………一七五

第三項 本因下種……………一七五

第四項 行相……………一七五

(一) 總說……………一七五

(二) 一念隨善……………一七五

(三) 受持一行……………一七五

(四) 信念唱題……………一七五

(五) 五種修行……………一七五

(1) 總說……………一七五

(2) 受持……………一七五

(3) 讀誦……………一七五

(4) 解詁……………一七五

(5) 祈禱……………一七五

(6) 新書……………一七五

(7) 回向……………一七五

(8) 三學六度……………一七五

(一) 六度……………一七五

第五項行位

目次

(一) 通說……………一七五

(二) 布施……………一七五

(三) 持戒……………一七五

(四) 忍辱……………一七五

(五) 精進……………一七五

(六) 禪定……………一七五

(七) 智慧……………一七五

(八) 本門三學……………一七五

(九) 自力他力……………一七五

第五項 行位……………一七五

(一) 四信五品……………一七五

(二) 道俗信解……………一七五

(三) 六即廢立……………一七五

第六項 勸信……………一七五

第四節 戒壇……………一七五

第一項 本門戒法……………一七五

第二項 本門戒壇……………一七五

第三項 善惡標準……………一七五

第四項 謗法嚴誠……………一七五

第五項 不受不施……………一七五

第六項 懺悔滅罪……………一七五

第五節結道

目次

第五節 結道……………一七五

第七章 人道……………一七五

第一節 總說……………一七五

第二節 五戒……………一七五

第三節 四恩……………一七五

第四節 四德……………一七五

第五節 四忠……………一七五

第六節 孝道……………一七五

第七節 師道……………一七五

第八節 夫婦……………一七五

第九節 兄弟……………一七五

第十節 朋友……………一七五

第十一節 衣食……………一七五

第十二節 求道……………一七五

第八章 國家……………一七五

第一節 國家……………一七五

第二節 國體……………一七五

第三節 國神……………一七五

第四節 國王……………一七五

第五節 國民……………一七五

第五節 法國……………一七五

目次

第六節 亡國	二六四
第七節 國諫	二六五
第八節 安國	二六六
第九章 攝折	二六七
第一節 總論	二六七
第二節 總破諸宗	二七〇
第三節 四個格言	二七二
第一項 總論	二七二
第二項 念佛無間	二七三
第三項 禪天魔	二七六
第四項 真言亡國	二七八
第五項 律國賊	二八三
第四節 通佛淺見	二八五
第五節 批判天台	二八七
第一項 天台過時	二八七
(一) 內同外異	二八八
(二) 天台機法	二八八
(三) 天台迹化	二八九
(四) 迹而本裏	二八九
(五) 本迹相違	二八九
(六) 觀法理事	二八九
第十節 山徒雜亂	二九二
(七) 合祖戀末	二九〇
(八) 去曆昨食	二九〇
(九) 止觀用否	二九二
(十) 內證觀心	二九二
第十一章 成佛	二九五
第一節 總說	二九五
第二節 即身成佛	二九六
第一項 權實	二九六
第二項 理事	二九九
第三項 內外	三〇一
第四項 身心	三〇一
第五項 現當	三〇一
第六項 三根	三〇三
第七項 依正	三〇四
第八項 順逆	三〇四
第九項 娑婆即寂光	三〇五
第十節 佛說	三〇五

第五教團篇

(自三〇七至三二六)

第一章 創立	三〇七
第二章 正義爲本	三〇八
第三章 至尊釋尊	三〇〇
第四章 淨信妙法	三〇〇
第五章 隨順日蓮	三〇一
第六章 行學二道	三〇二
第七章 現安後善	三〇三
第八章 異體同心	三〇四
第九章 廣宣流布	三〇五
第十章 天晴地明	三〇六

以上

編外目次

一、題號(逸見通漢師揮毫)	卷頭一
一、祖像(日蓮聖人水鏡眞影)	同二
一、題字(前海相八代中將)	同三
一、序文(田中玲瓏居士)	同四
一、凡例	同五
一、目次	同六
一、本文	自三六一至三六六
一、跋文(編者)	卷頭一
一、奧附	同二
一、廣告	同三

日蓮聖人の宗教目次終

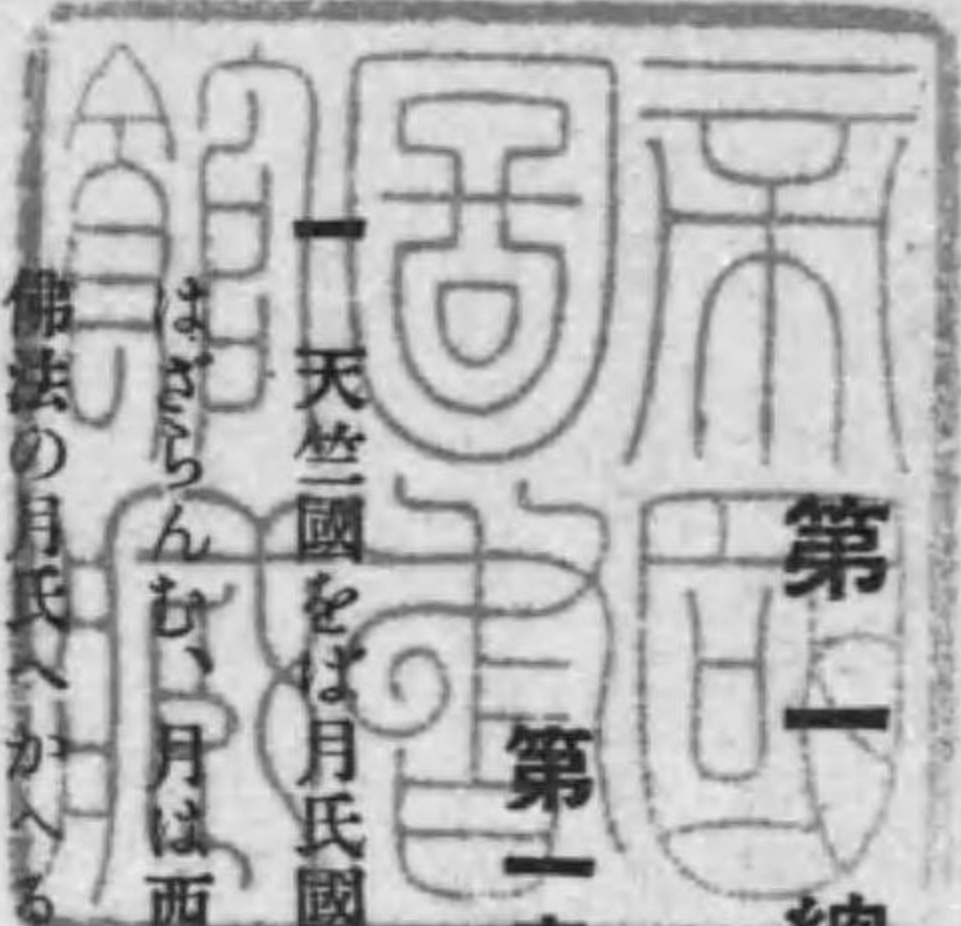
目次



日蓮聖人の宗教

(一名高祖遺文要集)

北尾日大編



第一 總要篇

第一章 國聖

一 天竺國をば月氏國と申すに佛の出現し給ふべき名なり、扶桑國をば日本國と申す豈に聖人出で給ふべきらんむ、月は西より東に向へり月氏の佛法の東へ流るべき相なり、日は東より西へ入る日本の佛法の月氏へかへるべき瑞相なり、月は光あきらかならず在世は但八年なり、日は光り明かにして月に勝れり五五百歳の長き闇を照らすべき瑞相なり、佛は法華經誹謗の者をば治し給はず在世には無かりし故に、末法には一乘の強敵充滿すべし不輕菩薩の利益是なり、各々我弟子等はげませ給へはげませ給へ。

(諫曉八幡鈔二〇四〇)

二 月は西より出で、東を照し日は東より出で、西を照す、佛法も又以て此の如し、正像には西より

東に向ひ末法には東より西に往く、妙樂大師の云く豊に中國に法を失て之を四維に求るに非ずや等云々、天竺に佛法無き證文なり、漢土に於て高宗皇帝の時北狄東京を領して今に一百五十餘年佛法王法共に盡き了んぬ、漢土の大藏の中に小乘經は一向之無く大乘經は多分之を失す、日本より寂照等少々之を渡す、然りと雖も傳持の人無れば猶木石の衣鉢を帶持せるが如し、故に遵式の云く、始西より傳ふ猶月の生するが如し今復東より返る猶日の昇るが如し等云々、此等の釋の如くんば天竺漢土に於て佛法を失せること勿論なり……佛記に順じて之を勘ふるに既に後五百歳の始めに相當れり佛法必ず東土の日本より出づべきなり、其前相必ず正像に超過せる天變地天之有るか、所謂佛生の時轉法輪の時入涅槃の時吉瑞凶瑞共に前後に絶たる大瑞なり、佛は此れ聖人の本なり、經經の文を見るに佛の御誕生の時は五色の光氣四方に遍くして夜も晝の如し、佛御入滅の時には十二の白虹南北に互り大日輪光無くして闇夜の如くなりし、其後正像二千年の間内外の聖人生滅あれども此大瑞には如かず、而るに去ぬる正嘉年中より今年に至るまで或は大地震或は大天變宛も佛陀の生滅の時の如し、當に知るべし佛の如き聖人生れ給はんか。

(顯佛未來記九七六)

第二章 宗名

一 法華宗は釋迦所立の宗なり、其故は已說今說當說の中には法華經第一なりと説き給ふ、是釋迦佛

の立て給ふ處の御語なり、故に法華經をば佛立宗と云ひ又は法華宗と云ふ……已說とは法華より已前の四十餘年の諸經を云ふ、今說は無量義經を云ふ、當說とは涅槃經を云ふ、この三說の外に法華經計り成佛する宗なりと佛定め給へり、餘宗は佛涅槃し給て後或は菩薩或は人師達の建立する宗なり、佛の御定を背て菩薩人師の立たる宗を用べきか、菩薩人師の語を背て佛の立て給へる宗を用べきか……經に云く依法不依人。

(法華初心成佛鈔一六七二)

二 夫れ妙法蓮華經宗とは久遠實成三身即一の釋迦大牟尼尊常寂光土靈山淨土唯一教主の所立なり、所謂妙法蓮華經第七に佛説て言く諸經中王……若し法華宗の外に宗ありと言は、國に二王あり一世界に二佛出世の道理あらん、若し爾らざれば法華眞實の宗の外に全く權教方便の權宗あるべからざるものなり、當に知るべし今の法華宗とは諸經中王の文に依て之を建立す、佛立宗とは釋迦獨尊の所立の宗なる故なり。

(法華宗内證佛法血脈九一七)

第三章 法脈

一 釋迦如來靈山事相の常寂光土に於て本眷屬上行等の菩薩を召し出して付囑の弟子と定め、寶塔の中の多寶如來の前に我が十方分身の諸佛を集め上の證人と爲て結要の五字を以て之を付囑す、三世の諸佛之を諍ふべからず、何に況んや菩薩二乘人天等をや、問ふ本眷屬地涌の大士親しく靈山寂光

土に於て結要の付囑を受けて末代弘經の時何れの土に於て付囑を宣るゝや、答ふ付囑の法は即ち妙法なれば付囑の土も又寂光土なり、爰に知んぬ末法弘經妙法の者の其の土豈に寂光ならんや。

(同上九一九)

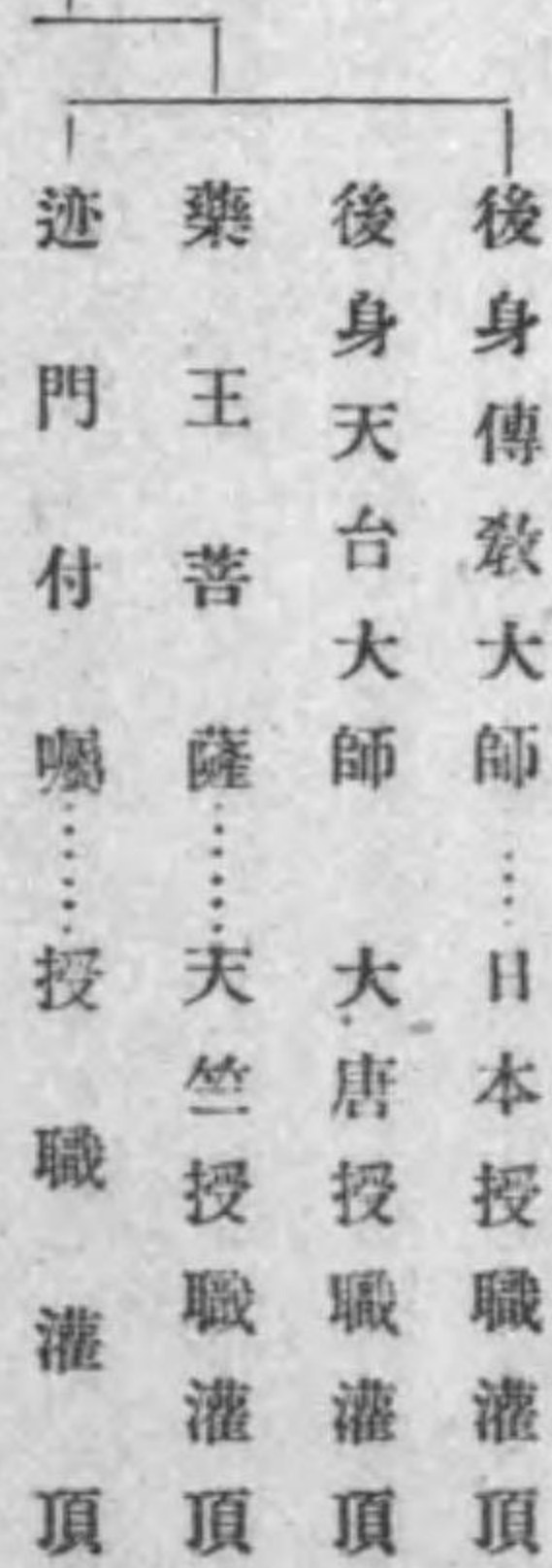
二 傳教大師云く淺きは易く深きは難し釋迦の所判なり、淺きを去て深きに就くは丈夫の心なり、天台大師は釋迦に信順し法華宗を助けて震旦に敷揚し、叡山の一家は天台に相承し法華宗を助けて日本に弘通す等云云、安州の日蓮は恐くは三師に相承し法華宗を助けて末法に流通す、三に一を加へて三國四師と號く。

(顯佛未來記九七八)

三 問ふ法華宗の名言之れ同じ何ぞ天台を高祖と爲さるや、答ふ今外相は天台宗に依るが故に天台を高祖と爲し、内證は獨り法華經に依るが故に釋尊上行菩薩を直師と爲すなり……諸宗皆内證を以て師資相承の血脈を建立す、今當家の相承大旨天台の相承に附順すべしと雖も、内證眞實を以て釋尊上行菩薩を高祖と爲し奉るのみ。

(法華宗内證佛法血脈九二四)

大恩教主釋迦牟尼如來



(授職灌頂口傳鈔一〇三三)

第四章 依 經

一 法華經十卷渡して候し也、彌信心をはげみ給べし。

(阿佛房尼御前御返事二二一五)

二 法華經と申す御經は八卷まします、流通に普賢經序分の無量義經各一卷已上、此御經を聞き見まいらせ候へば明かなる鏡をもつて我が面を見るが如し、日出で、草木の色を辨へるにたり、序品の無量義經を見まいらせ候へば四十餘年未顯眞實と申す經文あり、法華經の第一の卷方便品の始めに世尊法久後要當說眞實と申す經文あり、第四の卷の寶塔品には妙法華經皆是眞實と申す明文あり、第七の卷には舌相至梵天と申す經文赫赫たり、其外は此經より外のさきのちならべる經經をば星に譬へ江河に譬へ小玉に譬へ小山に譬へたり、法華經をば月に譬へ日に譬へ大海大山大王等へ譬へ給へり、此語は私の言には有らず皆如來の金言也、一切の菩薩二乘梵天帝釋今の天に懸りて明鏡のごとくにまします、日月も見給ひき聞き給ひき、其日月の御語も此經にのせられて候、月氏渡

土日本國のふるき神だちも皆其座につらなり給ひし神々なり、天照太神八幡大菩薩熊野すすか等の日本國の神々もあらし給ふべからず、此經文は一切經に勝れたり、地走る者の王たり師子王のごとし空飛ぶ者の王たり鷲のごとし、南無阿彌陀佛經等はきじのごとし兔のごとし、鷲につかまれては涙をながし師子にせめられては腸わたをたつ、念佛者律僧禪僧眞言師等又かくのごとし、法華經の行者に値ひぬればいろを失ひ魂をけすなり。

(千日尼御前御返事一七五四)

三 宗宗互に權を諍ふ、予此をあらそはず但經に任すべし。

(開目鈔七九三)

第五章 宗 要

一 問て云く天台傳教の弘通し給はざる正法ありや、答て云く有り、求て云く何物ぞや、答て云く三あり、末法のために佛留置き給ふ、迦葉阿難等馬鳴龍樹等天台傳教等の弘通せさせ給はざる正法なり、求て云く其形貌如何、答て云く一には日本乃至一閻浮提一同に本門の教主釋尊を本尊とすべし、所謂寶塔の内の釋迦多寶外の諸佛竝に上行等の四菩薩脇士となるべし、二には本門の戒壇、三には日本乃至漢土月氏一閻浮提に人ごとには有智無智をきらはす一同に他事をすて、南無妙法蓮華經と唱べし、此事いまだひろまらず一閻浮提の内に佛滅後二千二百二十五年が間一人も唱えず、日蓮一人南無妙法蓮華經南無妙法蓮華經等と聲をしきまず唱るなり、例せば風に隨て波の大小あり薪により

て火の高下あり池は隨て蓮の大小あり雨の大小は龍による、根ふかければ枝しげし源遠れば流ながしというこれなり、周の代の七百年は文王の禮孝による秦の世ほどもなし始皇の左道なり、日蓮が慈悲曠大ならば南無妙法蓮華經は萬年の外未來までもながるべし、日本國の一切衆生の盲目をひらける功德あり、無間地獄の道をふさぎぬ、此功德は傳教天台にも超へ龍樹迦葉にもすぐれたり、極樂百年の修行は穢土一日の功に及ばず、正像二千年の弘通は末法の一時に劣るが、是ひとへに日蓮が智のかしこきにはあらず時のしからしむる耳、春は花さき秋は葉なる夏はあたゝかに冬はつめたし、時のしからしむるに有すや。

(報恩鈔一五〇八)

第二 聖傳篇

第一章 降誕

- 一 日蓮は日本國人王八十五代後堀河院の御宇、貞應元年壬午安房の國長狹の郡東條郷の生也、佛滅後二千百七十一年に當る也。
(波木井殿御書二〇七)
- 二 日蓮は日本國の中には安州のものなり、總じて彼國は天照太神のすみそめ給ひし國なりといへり。かしこにして日本國をさぐり出し給ふ、あはの國御くりやなり、しかも此國の一切衆生の慈父悲母なり、かゝるいみじき國なれば定て故ぞ候らん、いかなる宿習にてや候らん、日蓮又此國に生れたり、第一の果報なるなり。
(彌源大殿御返事一〇三四)

第二章 出家修學

- 一 八十六代四條院の天福元年癸巳十二歳にして清澄寺に登り道善御房の坊に居て學文す時に延應元年巳亥十八歳にして出家し……。
(波木井殿御書二〇七上)
- 二 日蓮は安房の國東條の郷清澄山の住人なり、幼少の時より虚空藏菩薩に願を立て云く日本第一の智者となし給へと云々、虚空藏菩薩眼前に高祖とならせ給ひて明星の如くなる智慧の寶珠を授けさ

せ給ひき、其しるしにや日本國の八宗竝に禪宗念佛等の大綱粗伺ひ侍りぬ。
(善無畏三藏鈔六四八)

- 三 此度いかにもして佛種をもうへ生死を離るゝ身と成らんと思ひて候し程に、皆人の願はせ給ふ事なれば阿彌陀佛を憑み奉り、幼少より名號を唱へ候し程に、いさゝかの事ありて此事を疑し故に一の願を發す、日本國に渡れる處の佛經竝に菩薩の論と人師の釋を習見候はゞや、又俱舍宗成實宗法相宗三論宗華嚴宗眞言宗法華天台宗と申す宗共あまた有りとさく上に禪宗淨土宗と申す宗も候也、此等の宗宗枝葉までこまかに習はずとも所詮肝要を知る身とならばやと思ひし故に、隨分にはしりまはり二十六年より三十二に至るまで二十餘年が間、鎌倉と京と叡山と園城と高野と天王寺等の國々寺々あらあら習ひ回り候し。
(妙法尼御返事一七七〇)

- 四 佛法をうかがひし程に一代聖教をさとるべき明鏡十あり、所謂俱舍成實律宗法相三論眞言華嚴淨土禪宗天台法華宗なり、此の十宗を明師として一切經の心をしるべし、世間の學者等おもえり此十の鏡はみな正直に佛道の道を照せりと、小乗の三宗はしばらくこれををく民の消息の是非につけて他國へわたるに用なきがごとし、大乘の七鏡こそ生死の大海をわたりて淨土の岸につく大船なれば、此を習ひほどひて我がみも助け人をもみちびかんとおもひて習ひみるほどに、大乘の七宗いづれもいづれも自讃あり我が宗こそ一代の心はえたれ等云々、所謂華嚴宗の杜順智儼法藏澄觀等、法相宗の玄奘慈恩智周智昭等、三論宗の興皇嘉祥等、眞言宗の善無畏金剛智不空弘法慈覺智證等、禪

宗の達磨慧可慧能等、淨土宗の道綽善導懷感源空等、此等の宗宗みな本經本論によりて我も我も一切經をさとれり佛意をきはめたりと云々、彼の人人云く一切經の中には華嚴經第一なり法華經大日經等は臣下のごとし、眞言宗の云く一切經の中には大日經第一なり餘經は衆星のごとし、禪宗が云く一切經の中には楞伽經第一なり乃至餘宗かくのごとし、而も上に擧ぐる諸師は世間の人人各各おもえり、諸天の帝釋をうやまひ衆星の日月に隨がごとし、我等凡夫はいづれの師々なりとも信するならば不足あるべからず、仰でこそ信すべけれども日蓮が愚案はれがたし、……何の經にてもをばせ一經こそ一切經の大王にてはをはずらめ、而に十宗七宗まで各各諍論して隨はず、國に七人十人の大王ありて萬民をだやかならじ、いかにせん疑と疑とに、一の願を立つ我れ八宗十宗に隨はじ、天台大師の専ら經文を師として一代の勝劣をかんがへしが如く、一切經を開きみるに涅槃經と申經に云く依法不依人等云云、依法と申は一切經不依人と申は佛を除き奉りて外、普賢菩薩文殊師利菩薩乃至上に擧るところの諸の人師なり。此經に又云く依了義經不依不了義經等云云、此經に指ところ了義經と申は法華經不了義經と申は華嚴經大日經涅槃經等の已今當の一切經なり、されば佛の遺言を信するならば専ら法華經を明鏡として一切經の心をばしるべきか。(報恩鈔一四五二)

第三章 立教開宗

一 日本國に此を知れる者但日蓮一人なり、此を一言も申し出さなくば父母兄弟師匠國主の王難必ず來るべし、いはずば慈悲なきに似たりと思惟するに、法華經涅槃經等に此の二邊を合せ見るにいはずば今生は事なくとも後生は必ず無間地獄に墮つべし、いふならば三障四魔必ず競ひ起るべしと知りぬ、二邊の中にはいふべし。王難等出來の時退轉すべくば一度に思ひ止むべしと且くやすらいし程に寶塔品の六難九易これなり、我等程の小力の者須彌山はなぐとも我等程の無通の者乾草を負て劫火にはやけすとも我等程の無智の者恒沙の經經をばよみをぼうとも法華經は一句一偈も末代に持がたしと、とかるるはこれなるべし、今度強盛の菩提心ををこして退轉せじと願しぬ。

(開目鈔七六九)

二 建長五年四月二十八日安房國東條郷清澄寺道善之房持佛堂の南面にして、淨圓房と申者竝に少々の大衆にこれを申しはじめて其後二十餘年が間退轉なく申す、或は所を追出され或は流罪等、昔は聞く不輕菩薩の杖木等今は見る日蓮が刀劍に當る事を。

(清澄寺大衆中一三七一)

三 安房國東條の郷は邊國なれども日本國の中心の如し、其故は天照太神跡を垂れ給へり……日蓮一閻浮提の内日本國安房國東條郷に始て此正法を弘通したり、隨て地頭敵となる。

(新尼御前御遊事一〇九二)

四 今日蓮が唱ふる所の南無妙法蓮華經は末法一萬年の衆生まで成佛せしむるなり豈に今者已満足に

非ずや、已とは建長五年四月二十八日に初て唱へ出す處の題目を指して已と意得可きなり。

(御義口傳二七)

五 日本國の中に但一人南無妙法蓮華經と唱へたり、これ須彌山の始めの一塵大海の始の一露なり、二人三人十八百人一國二國六十六箇國已に島二にも及びぬらん、今は謗せし人人も唱へ給ふらん、上一人より下萬民に至るまで法華經の神力品の如く一同に南無妙法蓮華經と唱へ給ふ事もやあらんすらん。

(妙密上人御消息一四三二)

第四章 天下諫言

一 正嘉元年^{太歲丁巳}八月二十三日戌亥の時前代に超へたる大地震、同二年^{戊午}八月一日大風、同三年^{己未}大飢饉、正元年^{未巳}大疫病、同二年^{申庚}四季に亘て大疫已ます萬民既に大半に超へて死を招き了んぬ、而る間國主之に驚き内外典に仰せ付て種々の御祈禱あり爾りと雖も一分の驗しも無く還て飢疫等を増長す、日蓮世間の體を見て粗一切經を勘ふるに御祈請驗し無く還て凶惡を増長するの由道理文證之を得了んぬ、終に止むことなく勘文一通を造り作して其名を立正安國論と號す、文應元年^{庚申}七月十六日^{時辰}屋戸野入道に付して古最明寺入道殿に進め申し了んぬ、此偏に國土の恩を報せんが爲めなり、其勘文の意は……後鳥羽院の御宇建仁年中に法然大日二人の増長慢の者あり、惡鬼其身に入て

國中の上下を狂惑し、代を擧て念佛者と成り人毎に禪宗に趣く、存の外に山門の御歸依淺薄なり、國中の法華真言の學者棄置せられ了んぬ、故に叡山守護の天照太神正八幡宮山王七社國中守護の諸大善神法味を餐はすして威光を失ひ國土を捨て去り了んぬ、惡鬼便りを得て災難を致し結句他國より此國を破るべき先相勘る所なり、又其後文永元年^{甲子}七月五日彗星東方に出で餘光大體一國に及ぶ此又世始りてより已來無き所の凶瑞なり、内外典の學者も其凶瑞の根源を知らず、予彌悲歎を増長す、而るに勘文を捧げて已後九箇年を経て今年後の正月大蒙古國の國書を見るに日蓮が勘文に相叶ふこと宛かも符契の如し……日蓮正嘉の大地震同く大風同く飢饉正元年の大疫等を見て記して云く他國より此國を破るべき先相なりと、自讚に似たりと雖も若し此國土を毀壞せば復佛法の破滅疑無き者なり、而るに當世の高僧等謗法の者と同意の者なり、復自宗の玄底を知らざる者なり、定て敕宣御教書を給ひて此凶惡を祈請するか、佛神彌曠志を作し國土を破壊せん事疑無き者なり、日蓮復之を對治するの方之を知る、叡山を除て日本國には但一人なり、譬へば日月の二つ無きが如く聖人肩を並べざるが故なり、若此事妄言ならば日蓮が持つ所の法華經守護の十羅刹の治罰之を蒙らん、但偏に國の爲め法の爲め人の爲めにして身の爲に之を申さず。

(安國論御勸由來六〇四)

第五章 松葉谷夜襲

一 先づ大地震に付て去る正嘉元年に書を一卷註したりしを故最明寺の入道殿に奉る、御尋もなく御用も無ししかば國主の御用なき法師なればあやまちたりとも科あらじと思けん、念佛者並に檀那等又さるべき人々も同意したるとぞ聞へし、夜中に日蓮が小庵に數千人押寄せて殺害せんとせしかども、如何がしたりけん其夜の害も免がれぬ、然れども心を合せたる事なれば寄せたる者も科なくて、大事の政道を破る、日蓮が生たる不思議なりとて伊豆の國へ流しぬ、されば人の餘りに悪くきには我が滅ぶべき科をも願みざるか、御式目をも破らるゝか、御起請文を見るに梵釋四天天照太神正八幡等を書きのせ奉る、余存外の法門を申さば子細を辨へられずば、日本國の御歸依の僧等に召合せられて其になを事ゆかずば漢土月氏までも尋ねらるべし、其に叶はずば子細ありなんとて且く待るべし、子細も辨へぬ人々が身の滅べきを指し置て大事の起請を破る、事心得られず、自讃には似たれども本文に任せて申す、余は日本國の人々には上は天子より下は萬民に至るまで三の故あり、一には父母あり二には師匠なり、三には主君の御使なり、經に云く則如來使、又云く眼目なりと、又云く日月なりと、章安大師云く爲、彼除、惡則是彼親等云云、而るに謗法一闍提國敵の法師原が讒言を用ひて、其義を辨へず左右なく大事たる政道を曲げらるゝは、わざと禍を招かるゝ歎無墓

無墓。

(下山鈔一五七四)

第六章 伊豆法難

一 去る弘長元年太歲辛酉五月十二日に御勘氣を蒙つて伊豆國伊東郷と云ふ處に流罪せられたりき、兵衛介頼朝の流されてありし處なり、さありしかども程無く同三年太歲癸亥二月二十二日に召し還されぬ。

(一谷入道御書一七五)

二 日蓮去る五月十二日流罪の時其津に著て候しに、いまだ名をも聞き及び參せず候處に、船より上り苦み候ひき處に、懇ろにあたらせ給候し事は何なる宿習なるらん、過去に法華經の行者にて渡らせ給へるが、今末法に船守の彌三郎と生れ替りて日蓮を惑み給ふか、縦ひ男はさも有べきに女房の身として食を與へ洗足てうす其外さも事感なる事、日蓮は知らず不思議とも申計なし、殊に三十日餘り有て内心に法華經を信じ日蓮を供養し給ふ事何なる事のよしなるや、かゝる地頭萬民日蓮を惡み嫉む事鎌倉よりも過たり、見る者は目をひき聞く人は怨む、殊に五月の頃なれば米も乏しかるらん日蓮を内々にて育給し事は、日蓮が父母の伊豆の伊東川奈と云ふ處に生れ替り給か、法華經第四に云く及諸信士女供養於法師と云云、法華經を行せん者をば、諸天善神等或は男となり或は女となり、形をかへ様々に供養して助くべしと云ふ經文なり、彌三郎夫婦士女と生れて日蓮法師を供養

する事疑なし。

(船守彌三郎許御書四二二)

一六

第七章 小松原要撃

一 如來現在猶多怨嫉況滅度後の法門なれば、日蓮此法門の故に怨まれて死なん事は決定なり、今一度舊里へ下て親しき人々をも見ばやと思ひて、文永元年^{甲子}十月三日に安房國に下つて三十餘日也。

(波木井殿御書二二〇八)

二 結句は法門はかなわすしてよせてたゝかひにし候也。念佛者は數千萬かたうど多く候也、日蓮は唯一人かだうどは一人もこれなし、今までもいきて候はふかしぎ也、今年も十一月十一日安房の國東條の松原と申す大路にして、申酉の時數百人の念佛等にまちかけられ候て、日蓮は唯一人十人ばかり、ものゝ用にあふものはわづかに三四人なり、いるやはふるあめのごとしうつたちはいなづまのごとし、弟子一人は當座にうちとられ二人は大事のてにて候、自身もきられ打れ結句にて候し程に、いかが候けんうちもられいままではべり、いよいよ法華經こそ信心まさり候へ、第四の卷に云く而此經者如來現在猶多怨嫉況滅度後、第五の卷に云く一切世間多怨難信等云云、日本國に法華經よみ學する人これ多し、人の目をねらひ盜み等にて打ちはらるゝ人は多けれども、法華經の故にあやまたるゝ人は一人もなし、されば日本國の持經者はいまだ此經文にはあわせ給はず、

唯日蓮一人こそ讀みはべれ、我不愛身命但惜無上道是也、されば日蓮は日本第一の法華經の行者也。

(南條兵衛七郎殿御書五二二三)

第八章 増張逆化

一 其後彌菩提心強盛にして申せば、いよいよ大難かさなる事大風に大波の起るがごとし、昔の不輕菩薩の杖木のせめも我身につみしられたり、覺徳比丘が歡喜佛の末の大難も此には及ばじとをばゆ、日本六十六箇國島二の中に一日片時も何れの所にすむべきやうもなし、古は二百五十戒を持て忍辱なる事羅云のごとくなる持戒の聖人も、富樓那のごとくなる智者も、日蓮に値ぬれば悪口をはく、正直にして魏微忠仁公のごとくなる賢者達も日蓮を見ては理をまげて非とをこなう、いわうや世間の常の人々は犬の猿をみたるがごとく獵師が鹿をこめたるにいたり、日本國の中に一人として故こそあるらめといふ人なし、道理なり、人ごとに念佛を申す、人に向ごとに念佛は無間に墮といふゆへに、人ごとに眞言を尊む、眞言は國をほろぼす惡法といふ、國主は禪宗を尊む、日蓮は天魔の所爲というゆへに、我と招けるわざわひなれば人ののるをもとがめず、とがむとても一人ならず、打つをもちたます本より存せしがゆへに、かういよいよ身もをしますせめしかば、禪僧數百人念佛者數千人眞言師百千人、或は奉行につき或はきり人につき、或はきり女房につき或は後家尼御

前等について無盡のざんげんをなせし程に、最後には天下第一の大事日本國を失んと咒咀する法師なり、故最明寺殿を無間地獄に墮たりと申す法師なり御尋あるまでもなし但須臾に頸をめせ、弟子等をは又或は頸を切り或は遠國につかはし或は籠に入れよと、尼ごせんたちいからせ給しかばそのまゝ行れけり。

(報恩鈔一四九八)

二 夫れ佛閣軒を並べ法門屋に拒る、佛法の繁榮は身毒支那に超過し僧形の形儀は六通の羅漢の如し、然りと雖も一代諸經に於て未だ勝劣淺深を知らず併しながら禽獸に同ず、忽ち三徳の釋迦如來を抛ちて而して他方の佛菩薩を信ず是豈に逆路伽耶陀の者に非ずや、念佛は無間地獄の業禪宗は天魔の所爲眞言は亡國の惡法律宗は國賊の妄説と云云、爰に日蓮去ぬる文應元年の比勘へたる書を立正安國論と名け宿屋入道を以て故最明寺殿に奉りぬ、此書の所詮は念佛眞言禪律等の惡法を信する故に天下災難頻りに起り剩へ他國より此國を責めらるべきの由之を勘へたり、然るに去ぬる正月十八日牒狀到來すと、日蓮が勘へたる所に少しも違はず普合せしむ諸寺諸山の祈禱威力滅する故か將た又惡法の故なるか、鎌倉中の上下萬人道隆聖人をば佛の如く之を仰ぎ良觀聖人をば羅漢の如く之を尊む、其外壽福寺多寶寺淨光明寺長樂寺大佛殿の長老等は我慢心充滿未得爲得の増長慢の大惡人なり何ぞ蒙古國の大兵を調伏せしむべけんや、剩さへ日本國中の上下萬人悉く生取りとなるべく今世には國を亡し後世は必ず無間に墮せん、日蓮が申す事を御用ひ無んば後悔之れあるべし、此趣録

倉殿宿屋入道殿平左衛門尉殿等へ之を進上せしめ候、一處に寄り集りて御評議有るべく候、敢て日蓮が私曲の義に非ず只經論の文に任すの處なり、具には紙面に載せ難し併しながら對決の時を期す。

(興建長寺道隆書六一二)

第九章 龍口死刑

一 さりし程に念佛者持齊眞言師等自身の智は及ばず訴狀も叶ざれば、上郎尼ごせんたちにとりつきて種々にかまへ申し、故最明寺入道殿極樂寺入道殿を無間地獄に墮たりと申し、建長寺壽福寺極樂寺長樂寺大佛殿等を焼はらへと申し、道隆上人良觀上人等を頸をはねよと申す、御評定になにとなくとも日蓮が罪禍まぬがれがたし但し上件の事一定申すかと、召出してたづねらるべしとて召出されぬ、奉行人の云々上へのをほせかくのごとしと申せしかば、上件の事一言もたがはず申す、但し最明寺殿極樂寺殿を地獄といふ事はそらごととなり、此法門は最明寺殿極樂寺殿御存生の時より申せし事なり、詮するところ上件の事どもは此國ををもひて申す事なれば、世を安穩にたもたんとをばさば彼法師ばらを召合せてきこしめせ、さなくして彼等にかわりて理不盡に失に行るゝほどならば國に後悔ありて、日蓮御勘氣をかほらば佛の御使を用ぬになるべし、梵天帝釋日月四天の御とがめありて、遠流死罪の後百日一年三年七年が内に自界叛逆難とて此御一門としようちはじまるべし、其

後は他國侵逼難とて四方よりことには西方よりせめられさせ給べし、其時後悔あるべし平左衛門尉と申付しかども、大政の入道のくるひしやうにすこしもはばかる事なく物にくるう、去文永八年^{太歳辛未}九月十二日御勘氣をかほる、其時の御勘氣のやうも常ならず法にすぎてみゆ、了行が謀反をこし大夫律師が世をみださんとせしをめしとられしにもこえたり、平左衛門大將として數百人の兵者にどうまろきせてゑぼうしかけて眼をいからし聲をあらうす、大體事の心を案するに太政入道の世をとりながら國をやぶらんとせしににたり、ただ事ともみへず、日蓮これを見てをもうやう日ごろ月ごろをもひまうけたりつる事はこれなり、さいわひなるかな法華經のために身をすてん事よ、くさきかうべをはなれば沙に金をかへ石に珠をあきなへるがごとし、さて平左衛門尉が一の郎従少輔房と申す者はしりよりて、日蓮が懷中せる法華經の第五卷を取出しておもてを三度さいなみてさんざんとうちちらす、又九卷の法華經を兵者ども打ちちらしてあるいは足にふみあるいは身にまとひ、あるひはいたじきたゝみ等家の二三間にちらさぬ所もなし、日蓮大高聲を放て申すあらをもしろや平左衛門尉がものにくるうを見よ、とのばら但今ぞ日本國の柱をたすとよばはりしかば上下萬人あわてゝ見し、日蓮こそ御勘氣をかほればをくして見ゆべかりしに、さはなくしてこれはひがごとなりとやをもひけん、兵者どものいろこそへんじて見へしが、十日竝に十二日の間眞言宗の失禪宗念佛等良觀が雨ふらさぬ事、つぶさに平左衛門尉にいひきかせてありしに、或ははとわらい或はい

かりなんどせし事どもはしげければしるさす、せんするところは六月十八日より七月四日まで良觀が雨のいのりして、日蓮にかかれてふらしかねあせをながしんだのみ下て雨ふらざりし上逆風ひまなくしてありし事、三度までつかひをつかわして一丈のほりをこへぬもの十丈二十丈のほりをこらうべきか、和泉式部いろこのみの身にして八齋戒にせいせる歌をよみて雨をふらし、能因法師が破戒の身にして歌をよみて天雨を下せしに、いかに二百五十戒の人人百千人あつまりて、七日二七日せめさせ給に雨の下らざる上に大風は吹候ぞ、これを以て存させ給へ各々の往生は叶はじぞとせめられて、良觀がなきし事人々につきて證せし事一一に申せしかば、平左衛門尉等かたうどしかなへずしてつまりふしゝ事どもはしげればかかず、さては十二日の夜武藏守殿のあづかりにて夜半に及び頸を切んがために鎌倉をいでしに若宮こうちにうちつゝみて四方に兵のうちつゝみてありしかども、日蓮云く各々さわがせ給なべ別の事はなし、八幡大菩薩に最後に申すべき事ありとて馬よりさしをりて高聲に申やう、いかに八幡大菩薩はまことの神か、和氣の清麿が頸を刎られんとせし時は長一丈の月と顯れさせ給ひ、傳教大師の法華經をかうせさせ給し時は紫の袈裟を御布施にさづけさせ給き、今日蓮は日本第一の法華經の行者なり其上身に一分のあやまちなし、日本國の一切衆生の法華經を謗して無間大城におつべきをたすけんがために申す法門なり、又大蒙古國よりこの國をせむるならば天照大神正八幡とても安穩におはすべきか、其上釋迦佛法華經を説給しかば多寶佛十方

の諸佛菩薩あつまりて、日と月と星と鏡とをならべたるがごとくなりし時、無量の諸天竝に天竺漢土日本國等の善神聖人あつまりたりし時、各々法華經の行者にをろかなるまじき由の誓狀まいらせよとせめられしかば一に御誓狀を立てられしぞかし、さるにては日蓮が申までもなし急ぎいそぎこそ誓狀の宿願をとげさせ給べきに、いかに此處にはをちあはせ給はぬぞとたかだかと申す、さて最後には日蓮今夜頸切れて靈山淨土へまいりてあらん時は、まづ天照大神正八幡こそ起請を用ぬ神にて候けれとさしきりて教主釋尊に申上候はんするぞ、いたしとおぼさば急ぎいそぎ御計ひあるべしとて又馬に乗りぬ、由比の濱にうちいでて御靈のまへにいたりて又云く、しばしとのばらこれにつぐべき人ありとて、中務三郎左衛門尉と申者のもとへ熊王と申す童子をつかわしたりしかばいそぎいでぬ、今夜頸切れへまかるなり、この數年が間願つる事これなり、此婆娑世界にして雉となりし時は鷹につかまれ鼠となりし時は猫にくらわれき、或は妻に子にかたきに身を失し事大地微塵より多し、法華經の御ためには一度も失ことなし、されば日蓮貧道の身と生て父母の孝養心にたらず國の恩を報すべき力なし、今度頸を法華經に奉て其功德を父母に回向せん、其あまりは弟子檀那等にはぶくべしと申せし事これなりと申せしかば、左衛門尉兄弟四人馬の口にとりつきて腰越龍の口にゆきぬ、此にてぞ有んすらんとをもうとるに案にたがはず兵士どもうちまはりさわししかば、左衛門尉申やう只今なりと泣く、日蓮申やう不覺の殿原かなこれほどの悦をばわ

らへかし、いかに約束をばたがへらるゝぞと申せし時、江の島のかたより月の如く光りたる物まりのやうにて辰巳のかたより戌亥のかたへひかりわたる、十二日の夜のあけぐれ人の面もみへざりしが、物のひかり月夜のやうにて人々の面もみなみゆ、太刀取目くらみたふれ臥し兵共おぢ怖れけうさめて一町計りはせのき、或は馬よりをりてかしまり或は馬上にてうすくまれるもあり、日蓮申やういかに殿原かゝる大禍なる召人にはとをのくぞ近く打よれや打よれやとたかだかによばわれどもいそぎよる人もなし、さて夜あけばいかに頸切べくわいそぎ切るべし、夜明なばみぐるしかりなんどすゝめしかどもとかくの返事なし、はるか計りありて云く相模の依智と申ところへ入せ給へと申す、此は道知る者なしさきうちすべしと申せどもうつ人もなかりしかば、さてやすらうほどに或兵士の云くそれこそその道にて候へと申せしかば、道にまかせてゆく、午の時計に依智と申ところへゆきつきたりし。

(種々御振舞御書一三八九)

第十章 佐渡流罪

- 一 去る文永八年九月十二日に都て一分の科もなくして佐土國へ流罪せらる、外には遠流と聞しかども内には頸を切と定めぬ。
(下山御消息一五七六)
- 二 同十月十日に依智を立て同十月二十八日に佐渡國へ着ぬ、十一月一日に六郎左衛門が家のうしろ

みの家より塚原と申す山野の中に、洛陽の蓮臺野のやうに死人を捨る所に一間四面なる堂の佛もなし、上はいたまあはず四壁はあばらに雪ふりつもりて消る事なし、かゝる所に敷皮打しき装うちきて夜をあかし日をくらす、夜は雪覆雷電ひまなし晝は日の光もさゝせ給はず心細かるべきすまぬなり、彼の李陵が胡國に入てがんかうくつにせめられし、法道三藏の徽宗皇帝にせめられて面になやきをさゝれて江南にはなたれしも只今とおぼゆ、あらうれしや檀王は阿私仙人にせめられて法華經の功德を得給き、不輕菩薩は上慢の比丘等の杖にあたりて一乗の行者といはれ給ふ、今日蓮は末法に生て妙法蓮華經の五字を弘てかゝるせめにあへり、佛滅度後二千二百餘年が間恐らくは天台智者大師も一切世間多怨難信の經文をば行し給はず、數々見擯出の明文は但日蓮一人也、一句一偈我皆與授記は我なり、阿耨多羅三藐三菩提は疑なし、相模守殿こそ善知識よ平の左衛門こそ提婆達多よ、念佛者は瞿伽利尊者持齋等は善星比丘、在世は今にあり今は在世なり、法華經の肝心は諸法實相とてかかれて本末究竟等とのべられて候は是也。

(種々御振舞御書一三九八)

三 佐渡國にありし時は里より遙にへだたれる野と山との中間につかはらと申す御三昧所あり、彼處に一間四面の堂あり、そらはいたまあわず四壁はやぶれたり、雨はそとの如し雪は内に積る、佛はおはせず筵疊は一枚もなし、然ども根本より持まいらせて候、教主釋尊を立まいらせ、法華經を手ににぎり装をき笠をさして居たりしかども、人もみへず食もあたへずして四箇年なり。

(妙法尼御返事一七八〇)

第十一章 二大著述

一 去年の十一月より勘たる開目抄と申す文二卷造たり、頸切るゝならば日蓮が不思議とゞめんと思て勘たり、此文の心は日蓮によりて日本國の有無はあるべし、譬へば宅に柱なければたまたず人に魂なければ死人也、日蓮は日本の人の魂也。

(種々御振舞御書一四〇三)

二 日蓮といひし者は、去年九月十二日子丑の時に頸はねられぬ、此は(開目抄)魂魄佐土の國にいたりて返年の二月雪中にしろして有縁の弟子へをくれれば、おそろしくてをそろしからず、みんないかにをぢぬらむ、此は釋迦多寶十方の諸佛の未來日本國當世をうつし給ふ明鏡なり、かたみともみるべし。

(開目抄八〇四)

三 觀心の法門少少之を注し太田殿教信御房等に奉る、此事日蓮當身の大事也、之を秘して無二の志を見ば之を開拓せらるべきか、此書は(如來滅後五百歲始觀心本尊鈔)難多く答少し未聞の事なれば人の耳目之を驚動すべきか、設ひ他見に及とも三人四人座を並べて之を讀むこと勿れ、佛滅後二千二百二十餘年未だ此書の心あらず、國難を顧みず五五百歲を期して之を演説す、乞願くは一見を歷るの末輩師弟共に靈山淨土に詣で、三佛の顔貌を拜見し上らん。

(觀心本尊鈔開狀九五七)

第十二章 三度高名

二六

一 外典に云く未萌をしるを聖人といふ内典に云く三世を知るを聖人といふ、余に三度の高名あり、
一には去し文應元年太歲庚申七月十六日に立正安國論を最明寺殿に奏したてまつりし時、宿屋の入道に
向て云く禪宗と念佛宗とを失給べしと申させ給へ、此事を御用なきならば此一門より事をこりて他
國にせめられさせ給べし、二には去し文永八年九月十二日申時に平左衛門尉に向て云く、日蓮は日
本國の棟梁なり予を失は日本國の柱撞を倒すなり、只今に自界反逆難とてどしうちして、他國侵逼
難とて此の國の人々他國に打殺るのみならず多くいけどりにせらるべし、建長寺壽福寺極樂寺大佛
寺長樂寺等の一切の念佛者禪僧等が寺塔をばやきはらいて、彼等が頸を由井の濱にて切らすは日本
國必ず亡ぶべしと申候了ぬ、第三には去年文永十一年四月八日左衛門尉に語て云く、王地に生たれば身
をば隨られたてまつるやうなりとも心をば隨られたてまつるべからず、念佛の無間地獄禪の天魔の
所爲なる事は疑なし、殊に眞言宗が此國土の大なるわざはひにては候なり、大蒙古を調伏せん事眞
言師には仰付らるべからず、若大事を眞言師調伏するならばいよいよいそいで此國ほろぶべしと申
せしかば、頼綱問て云くいつごろよせて候べき、予言く經文にはいつとはみへ候はねども天の御氣
色いかりすくなからず急に見へて候、よも今年はすごし候はじと語りたりき、此三の大事は日蓮が

申たるにはあらず、只偏に釋迦如來の御神我身に入かわせ給けるにや我身ながらも悦び身にあま
る、法華經の一念三千と申す大事の法門はこれなり。
(撰時鈔二四一)

第十三章 延山隱棲

一 如何にも今は叶まじき世なり、國の恩を報せんが爲に國に留り三度は諫むべし、用ひずんば山林
に身を隱せと云ふ本文ありと本より存知せり、何なる山中にても籠りて命の程は法華經を讀誦し奉
らばやと思ふより外は他事なし、時に五十三同五月十二日鎌倉を立て甲斐國へ分け入る、路次のい
ぶせき峰に登れば日月を頂が如し谷に下れば穴に入るが如し、河猛くして船渡らず大石流れて箭を
つくが如し、道は狭くして繩の如し草木繁りて路見へず、かゝる所へ尋ね入る事淺からざる宿習
也、かゝる道なれども釋迦佛は手を引き帝釋は馬となり梵王は身に立添ひ日月は眼に入替らせ給ふ
故にや、同十七日甲斐國波木井の郷へ着ぬ、波木井殿に對面有しかば大に悦び、今生は實長が身に
及ばん程は見つき奉るべし、後生をば聖人助け給へと契りし事は只事とも覺えず、偏に慈父慈母の
波木井殿の身に入替り日蓮をば哀れみ給歟、其後身延山へ分入て山中に居し法華經を晝夜讀誦し奉
り候へば、三世の諸佛菩薩も此砌に御坐らん、釋迦佛は靈山に居して八箇年法華經を説給ふ、日蓮
は身延山に居して九箇年の讀誦也、傳教大師は比叡山に居して三十餘年の法華經の行者也、雖然彼

山は濁れる山也我此山は天竺の靈山にも勝れ日域の比叡山にも勝れたり、然れば吹風もゆるぐ木草も流るゝ水の音までも此山には妙法の五字を唱へすと云ふ事なし、日蓮が弟子檀那等は此山を本として參るべし此則ち靈山の契也。

(波井殿御書二二二)

二 誠に身延山の栖はちやはふる神も恵を垂れ天下りましますらん、心無きしづの男しづの女までも心を留めぬべし、哀を催す秋の暮には草の庵に露深く檐にすだく蜘蛛の糸玉を連き、紅葉いつしか色深して断々に傳ふ懸樋の水に影を移せば、名にしおふ龍田河の水上也かくやと疑はれぬ、又後には峨々たる深山聳へて梢に一乗の果を結び下枝に鳴く蟬の音滋く、前には湯々たる流水湛て實相眞如の月浮び無明深重の闇晴て法性の空に雲もなし、かゝる砌なれば庵の内には晝は終日に一乗妙典の御法を論談し夜は竟夜要文誦持の聲のみす、傳へ聞く釋尊の住給けん鷲峰を我朝此砌に移し置ぬ、霧立風烈き折々も山に入て薪をこり露深き草を分て深谷に下て芹をつみ、山河の流も早き巖瀬に榮をすゝぎ袂しほれて干わぶる思ひは、昔し人丸が詠じける和歌の浦にもしほたれつゝ世を渡る海士もかくやとぞ思ひ遣る、つくづくと浮身の有様を案するに佛の法を求め給しに異ならず……此等をさまざまと思つゝけて觀念の牀の上に夢を結べば、妻戀鹿の音に目をさまし、我身の内に三諦即一一心三觀の月曇り無く澄けるを、無明深重の雲引覆つゝ昔より今に至まで生死の九界に輪廻する事、此砌にしられつゝ自らかくぞ思つゝけゝる、立わたる身のうき雲も晴ぬべし たえぬ御法の

鷲の山風。

(身延山御書二二九七)

第十四章 遺誠入滅

一 此山に入て九箇年也佛滅後二千二百三十餘年也、日蓮ひとつ志あり一七日にして返る様に安房國にやりて舊里を見せばやと思て、時に六十一と申す弘安五年壬午九月八日身延山を立て武藏國千束郷池上へ著ぬ、釋迦佛は天竺の靈山に居して八箇年法華經を説せ給ふ、御入滅は靈山より長に當れる東天竺俱尸那城跋提提河の純陀が家に居して入滅なりしかども、八箇年法華經を説せ給ふ山なればとて御墓をば靈山に建させ給き、されば日蓮も如是身延山より長に當て武藏國池上右衛門大夫宗長が家にして死すべく候、縦いづくにて死に候とも九箇年の間心安く法華經を讀誦し奉候山なれば墓をば身延山に立させ給へ、未來際までも心は身延山に住むべく候、日蓮は日本六十六箇國島二の内に五尺に足らざる身一つ置く處なく候しが、波木井殿の御育みにて九箇年の間身延山にして心安く法華經を讀誦し奉り候つる志をば、いつの世にかは思忘候べき、しらすや此人は無邊行菩薩の再誕にてや御座すらむ、日蓮は日本第一の法華經の行者也、日蓮が弟子檀那等の中に日蓮より後に來給候は、梵天帝釋四大天王閻魔法皇の御前にても、日本第一の法華經の行者日蓮房が弟子檀那なりと名乗て通り給へし、此の法華經は三途河にては船となり死出の山にては大白牛車となり、冥途に

ては燈となり靈山へ參る橋也、靈山へましまして艮の廓にて尋させ給へ必待奉るべく候、但し各々の信心に依るべく候、信心だも弱ぐばいかに日蓮が弟子擅那と名乗らせ給ともよも御用は候はじ、心に二まし／＼て信心だに弱く候はゞ峯の石の谷へころび空の雨の大地へ落ると思食せ、大阿鼻地獄疑あるべからず、其時日蓮を恨させ給な、返々も各の信心に依るべく候、大通結縁の者は地獄に墮て三千塵點劫を候經き、久遠下種の輩は地獄に墮て五百塵點劫を經たる事、大惡知識にあふて法華經をおろそかに信せし故也、返々も能能信心候て事故なく靈山へまし／＼て日蓮を尋させ給へ、其時委しく可申候、南無妙法蓮華經、

弘安五年十月^壬七日

日蓮。

(波木井殿御書二二一三)

第三人格篇

第一章 御名

一 一切の物にわたりて名の大切なる也、さてこそ天台大師五重玄義の初に名玄義と釋し給へり、日蓮となゆる事自解佛乘とも云つべし、かやうに申せば利口げに聞えたれども道理のさすところさもやあらん、經に云く如日月光明能除諸幽冥斯人行世間能滅衆生闇」と此文の心よくよく案じさせ給へ、斯人行世間の五の文字は上行菩薩末法の始の五百年に出現して、南無妙法蓮華經の五字の光明をさしだして無明煩惱の闇をてらすべしと云事也、日蓮等此の上行菩薩の御使として日本國の一切衆生に法華經をうけたもてと勸しは是也。

(寂日房御書一八七三)

二 闇なれども燈入りぬれば明かなり濁水にも月入ぬればすみり、明かなる事日月にすぎんや淨き事蓮華にまさるべきや、法華經は日月と蓮華となり故に妙法蓮華經と名く、日蓮又日月と蓮華との如くなり、信心の水すまば利生の月必ず應を垂れ守護し給べし。

(四條金吾女房御書六七二)

第二章 本地

一 所詮迹化他方の大菩薩等に我内證の壽量品を以て授與すべからず、末法の初は謗法の國にして惡

機なる故に之を止めて、地涌千界の大菩薩を召して壽量品の肝心たる妙法蓮華經の五字を以て閻浮の衆生に授與せしめ給ふ……今末法の初小を以て大を打ち權を以て實を破し東西共に之を失し天地顛倒せり、迹化の四依は隠れて現前せず諸天其國を棄て之を守護せず、此時地涌の菩薩始て世に出現し但妙法蓮華經の五字を以て幼稚に服せしむ、因謗墮惡必由得、益とは是也、我弟子之を惟へ、地涌千界は教主釋尊の初發心の弟子也、寂滅道場にも來らず雙林最後にも訪はず不孝の失あり、迹門十四品にも來らず本門六品には座を立つ但八品の間に來還せり、如是高貴の大菩薩三佛に約束して之を受持す、末法の初に出で給はざるべき、當に知るべし、此四菩薩折伏を現する時は賢王と成て愚王を誡責し攝受を行する時は僧と成て正法を弘持す。

(觀心本尊鈔九四七)

第三章 垂 迹

一 夫れ教主釋尊は娑婆世界第一の聖人也、天台傳教の二人は聖賢に通ずべし、馬鳴龍樹無著天親等老子孔子等は或は小乗或は權大乘或は外典の聖賢也、法華經の聖賢には非ず、今日蓮は聖にも賢にも非ず持戒にも無戒にも有智にも無智にも當らず、然ども法華經の題目の流布すべき後五百歳二千二百二十餘年の時に生れて、近は日本國遠は月氏漢土の諸宗の人々唱へ始めざる先に南無妙法華經と高聲によばりて二十餘年をふる間に、或は罵られ打たれ或は疵をかうほり或は流罪に二度死罪

に一度定られぬ、其外の大難敷をしらず、譬へば大湯に大豆を漬し小水に大魚の有が如し、經に云く而此經者如來現在猶多怨嫉況滅度後、又云く一切世間多怨難信、又云く有諸無智人惡口罵言、或云く加刀杖或は數々見擯出等云云、此等の經文は日蓮日本國に生せずんば但佛の御言のみ有て其義空しかるべし、譬ば花さま菓みならず雷なりて雨ふらざらんが如し、佛の金言空くして正直の御經に大妄語を雜へたるなるべし、此等を以て思ふに恐は天台傳教の聖人にも及ぶべし、又老子孔子をも下しぬべし。

(妙密上人御消息一四三〇)

二 勸持品に云く有諸無智人惡口罵言等云云、日蓮此經文に當れり汝等何ぞ此經文に入らざる、及加刀杖者等云云、日蓮は此經文を讀めり、汝等何ぞ此經文の常在大衆中欲毀我等過等云云向國王大臣婆羅門居士等云云惡口而擯數々見擯出を讀まざる、數々とは度度也日蓮擯出度々流罪二度也、法華經は三世説法の儀式也、過去の不輕品は今の勸持品今の勸持品は過去の不輕品也今の勸持品は未來不輕品たるべし、其時は日蓮は即ち不輕菩薩爲るべし……當時當世三類の敵人は之れ有るに但八十萬億那由陀の諸菩薩は一人も見へ玉はず、乾潮の満たす月の虧て満ちざるが如し、水を濟せば月を浮べ木を植れば鳥を棲しむ、日蓮は八十萬億那由陀の諸の菩薩の代官として之を申す、彼の諸の菩薩の加彼を請る者也。

(寺泊御書六九九)

三 當今は末法の始の五百年に當りて候、かゝる時刻に上行菩薩御出現あつて南無妙法蓮華經の五字

を日本國の一切衆生にさづけ給べきよし經文分明也、又流罪死罪に行るべきよし明なり、日蓮は上行菩薩の御使にも似たり此法門を弘る故に、神力品に云く如日月光明能除諸幽冥斯人行世間能滅衆生闇等云云、此經文に斯人行世間の五の文字の中の人の文字をば誰とか思食す、上行菩薩の再誕の人なるべしと覺えたり、經に云く於我滅度後應受持此經是人於佛道決定無有疑云云。

(右衛門大夫殿御返事一九二五)

第四章 主義

一 詮するところは天もすて給へ諸難にもあえ身命を期とせん、身子が六十劫の菩薩の行を退せしは乞眼の婆羅門の責を堪へざるゆへ、久遠大通の者三五の塵をふる悪知識に値ゆへなり、善につけ悪につけ法華經をすつるは地獄の業なるべし、大願を立ん、日本國の位をゆづらむ法華經をすて、觀經等について後生を期せよ、父母の頸を刎念佛申さずば、などの種々の大難出來すとも智者に我義破られずば用じとなり、其外の大難風の前の塵なるべし、我日本の柱とならむ我日本の大船とならぬ等と、誓いし願破るべからず。

(開目鈔八一六)

二 佛滅後二千二百二十餘年が間、迦葉阿難等馬鳴龍樹等南岳天台等妙樂傳教等だにもいまだひろめ給はぬ、法華經の肝心諸佛の眼目たる妙法蓮華經の五字、末法の初めに一閻浮提にひろませ給ふ

べき瑞相に日蓮さきがけしたり、和黨ども二陣三陣つゞきて迦葉阿難にも勝れ天台傳教にも越よかし、わづかの小島のぬしらかをとさんをちては閻魔王のせめをばいかんがすべき、佛の御使となりのりながら臆せんは無下の人々なり。

(種々御振舞御書一三八九)

第五章 信念

一 所謂諸佛の誠諦得道の最要は只是妙法蓮華經の五字なり、擅王の寶位を退き龍女が蛇身を改めしも只此五字の致す所なり、夫れれば今の經は受持の多少をば一偈一句と宣へ修行の時刻をば一念隨喜と定めたり、凡そ八萬法藏の廣きも一部八卷の多きも只是五字を説んがため也、靈山の雲の上鷲峯の霞の中に釋尊要を結び地涌付囑を得ることありしも法體は何事ぞ只此要法に在り、天台妙樂の六千張の疏玉を連るも道邃行滿の數軸の釋金を並るも併ながら此義趣を出す、誠に生死を恐れ涅槃を欣ひ信心を運び渴仰を至さば遷滅無常は昨日の夢菩提の覺悟は今日のうつつたるべし、只南無妙法蓮華經とだにも唱へ奉らば滅せぬ罪や有べき來らぬ福や有べき、眞實なり甚深なり是を信受すべし。

(聖恩問答鈔五七七)

二 後五百歲廣宣流布と説かれたれば殊更に時國相應の教なり、善惡不二の南無妙法蓮華經なれば惡人も必ず成佛す、邪正一如の南無妙法蓮華經なれば邪見彌漫みあり、皆成佛道の南無妙法蓮華經な

れば十界平等に利益す、速疾頓成の南無妙法蓮華經なれば二生三生を期すべからず、唯是一生入妙覺の大法なり、仰て信受すべし。

(萬法一如鈔、錄外十二)

三 抑も法華經をよくよく信じたらん男女をば肩になひ背におうべきよし經文に見えて候上へ、くまらゑん三藏と申せし人をば木像の釋迦をわせ給て候しぞかし、日蓮が頭には大覺世尊かはらせ給ぬ昔と今と一同也、各々は日蓮が檀那也争か佛にならせ給はざるべき、いかなる男をせさせ給とも法華經のかたきとならば隨ひ給べからず、いよいよ強盛の御志あるべし、冰は水より出たれども水よりもすすまし、青き事は藍より出たれどもかさぬれば藍よりも色まさる、同じ法華經にてはをはずれども志をかさぬれば他人よりも色まさり利生もあるべき也、木は火にやかるれども梅檀の木はやけず、火は水にけさるれども佛の涅槃の火はきえず、華は風にちれども淨居の華はしほまず、水は大旱魃に失れども黄河に入ぬれば失せず、檀彌羅王と申せし惡王は月氏の僧の頸を切りしにとなかりしかども、師子尊者の頸を切し時刀と手と共に一時に落にき、弗沙密多羅王は鷄頭摩寺を焼し時十二神の棒にかふべわれにき、今日本國の人々は法華經のかたきとなりて身を亡し國を亡しぬる也、かう申せば日蓮が自讚也と心えぬ人は申也、さにはあらず是を云すは法華經の行者にはあらず、又云事後にあへばこそ人も信すれ、かうただかきをきなばこそ未來の人は智ありとはしり候はんすれ、又身輕法重死身弘法とのべて候ば身は輕ければ人打はり惡むとも法は重ければ必ず弘る

べし、法華經弘まるならば死かばね還て重くなるべし、かばね重くなるならば此かばねは利生あるべし、利生あるならば今の八幡大菩薩といははるゝやうにいはいはうべし、其時は日蓮を供養せる男女は武内若宮なんどのやうにあがめらるべしとおぼしめせ。

(乙御前御消息二二九三)

第六章 慈 悲

一 今末法の始二百餘年なり、況滅度後のしるしに鬪諍の序となるべきゆへに、非理を前として濁世のしるしに召合せられずして流罪乃至壽にもよばんとするなり、されば日蓮が法華經の智解は天台傳教には千萬が一分も及事なけれども、難を忍び慈悲すぐれたる事をそれをもいただきぬべし。

(開日鈔七七二)

二 今日蓮は去る建長五年^{癸丑}四月二十八日より今年弘安三年^{太歲庚辰}十二月にいたるまで二十八年が間、又他事なし只妙法蓮華經の七字五字を日本國の一切衆生の口に入んと勵む計也、此即母の赤子の口に乳を入んと勵む慈悲也、此又時の當ざるにあらず已に佛記の五五百歳に當れり、天台傳教の御時はいまだ來ざりしかども一分の機ある故に少分流布せり、何況や今は已に時いたりぬ、設ひ機なくして水火をなすともいかに弘通せざらむ。

(談曉八幡鈔二〇三四)

三 章安大師云く……爲彼除惡即是彼親等云云、日本國の一切衆生は法然が捨閑闍拋と禪宗が教外

別傳との誑言に誑されて、一人もなく無間大城に墜べしと勘へて、國主萬民を憚からず大音聲を出して二十餘年が間よばはりつるは龍逢比干の直臣にも劣るべきや、大悲千手觀音の一時に無間地獄の衆生を取出すに似たる歟火の中の數子を父母一時に取出さんと思ふに、手少なければ慈悲前後有に似たり、故に千手萬手億手ある父母にて在すなり、爾前の經々は一手二手等に似たり、法華經は化一切衆生皆令入佛道と無數手の菩薩是也、日蓮は法華經竝に章安の釋の如ならば日本國の一切衆生の慈悲の父母也。

(阿耨勝法滅罪鈔二〇三〇)

四 涅槃經に云く一切衆生受異苦悉是如來一人苦等云云、日蓮云く一切衆生の一切の苦を受るは悉く是日蓮一人の苦と申すべし。

(諫曉八幡鈔二〇三八)

五 又くりかげの御馬はあまりにをもしろくをばへ候程にいつまでもうしなふまじく候、常陸の湯へひかせ候はんと思ひ候が、もし人にもぞとられ候はん、又そのほかいたはしくをばへば、湯よりかへり候はんほど、上總の藻原殿のもとに預けをきてまつるべく候に、しらぬとねりをつけて候てはをばつかなくをばへ候まかりかへり候はんまで此とねりをつけをき候はんとぞんじ候。

(波木井殿御報二一〇四)

第七章 道心

一 無道心の者生死をはなるゝ事はなきなり、教主釋尊の一切の外道に大惡人と罵詈せられさせ給ひ、天台大師の南北竝に得一に三寸の舌もて五尺の身をたつと、傳教大師の南京の諸人に最澄未だ唐都を見ず等といはれさせ給し、皆法華經のゆへなれば恥ならず、愚人に譽られたるは第一の恥なり、日蓮が御勘氣をかほれば天台眞言の法師等悦しくやをもうらん、かつは無慚なりかつは奇恠なり、夫釋尊は娑婆に入り羅什は秦に入り傳教は尸那に入り、提婆師子は身をすつ藥王は臂をやく上宮は手の皮をはぐ釋迦菩薩は肉をうる樂法は骨を筆とす、天台云く適時而已等云云、佛法は時によるべし、日蓮が流罪は今生の小苦なればなげかしからず、後生には大樂をうべければ大に悦ばし。

(開目鈔八二四)

二 一生は夢の上明日を期せず、何なる乞食にはなるとも法華經にきすをつけ給ふべからず

(四條金吾殿御返事一六一八)

三 幸なるかな一生の内に無始の謗法を消滅せんことを、悦ばしいかな未だ見聞せざる教主釋尊に侍へ奉らんことよ、願は我を損する國主等をば最初に之を導かん、我を扶くる弟子等をば釋尊に之を申さん、我を生める父母等には未だ死せざる已前に此の大善を進めん、但し今夢の如く寶塔品の心を得たり、此經に云く若接須彌擲他方無數佛土亦未爲難乃至若佛滅後於惡世中能說此經是則爲難等云云、傳教大師云く淺易深難釋迦所判去淺就深丈夫之心也。

(顯佛未來記九七八)

四 いよいよ道心堅固にして今度佛になり給へ。

四〇 (四條金吾殿御返事一八一三)

第八章 忠 君

一 謹て言上せしめ候、抑正月十八日西戎大蒙古國の牒狀到來すと、日蓮先年諸經の要文を集め之を勘へたること立正安國論の如く少しも違はず符合しぬ、日蓮は聖人の一分に當れり未萌を知るが故なり、然る間重て此由を驚し奉る、急ぎ建長寺壽福寺極樂寺多寶寺淨光明寺大佛殿等の御歸依を止め玉へ、然らずんば重て又四方より攻め來るべきなり、速かに蒙古國の人を調伏して我國を安泰ならしめ給へ、彼を調伏せられんこと日蓮に非ずんば叶ふべからず、諫臣國にあれば則ち其國正しく争子家にあれば則ち其家直し、國家の安危は政道の直否にあり佛法の邪正は經文の明鏡に依る、夫れ此國は神國なり神は非禮を禀けたまはず、天神七代地神五代の神々其外諸天善神等は一乘擁護の神明なり、然かも法華經を以て食と爲し正直を以て力と爲す、法華經に云く諸佛救世者住於大神通爲悅衆生故現無量神力と、一乘棄捨の國に於ては豈に善神怒を成ざらんや、仁王經に云く一切聖人去時七難必起と、彼の吳王は伍子胥が詞を捨て吾が身を亡し桀紂は龍比を失て國位を喪す今日本國既に蒙古國に奪れんとす豈に歎かざらんや豈に驚かざらんや、日蓮が申す事御用無くんば定て後悔之れ有るべし、日蓮は法華經の御使なり、經に云く則如來使如來所遣行如來事と、三世諸

佛の事とは法華經なり、此由方々へ之を驚し奉る一所に集めて御評議有て御報に豫かるべく候、所詮は萬祈を抛て諸宗を御前に召し佛法の邪正を決し給へ、潤底の長松未だ知らず良匠の誤り闇中の錦衣未だ見ず愚人の失なり、三國佛法の分別に於ては殿前に在り所謂阿闍世陳隋桓桓武是なり、敢て日蓮が私曲に非ず只偏に大忠を懷く故に爲身之を申さず爲神爲君爲國一切衆生の爲に言上せしむる所也。

(與北條時宗書六〇八)

- 二 日本國に代始りてより已に謀叛の者二十六人、第一は大山の王子第二は大石の山丸、乃至第二十五人は頼朝第二十六人は義時なり、二十四人は朝に責められ奉り獄門に首を懸られ山野に骸を曝す、二人は王位を傾け奉り國中を手に掌る、王法既に盡きぬ。
(筒御器鈔一九三二)
- 三 去る文永八年九月十二日平左衛門並に數百人に向て云く、日蓮は日本國の柱なり日蓮を失ふ程ならば日本國の柱を倒すになりぬ。
(報恩鈔一四八二)
- 四 日蓮は日本國には第一の忠の者なり、肩をならぶる人は先人にもあるべからず、後人にもあるべからずとも覺えず。
(中興入道御書一九三二)

第九章 愛 國

一 抑人の世に在る誰か後世を思ざらん、佛の出世は専ら衆生を救んが爲也、爰に日蓮比丘と成しよ

りかたがた法門を開き已に諸佛の本意を覺り早く出離の大要を得たり其要は妙法蓮華經是なり、一乗の崇重三國の繁昌儀眼前に流る誰か疑網を貽んや、而るに専ら正路に背て偏に邪途を行す然る間聖人國を捨て善神瞋を成し七難竝に起て四海閑ならず、方今世悉く關東に歸し人皆土風を貴ぶ、就中日蓮生を此土に得豈に吾國を思はざらんや、仍て立正安國論を造て故最明寺入道殿の御時宿屋入道を以て見參に入れ畢ぬ、而るに近年の間多日の程大戎浪を亂し夷敵國を伺ふ先年勘へ申す所近日符合せしむる者也、彼の太公の殷國に入りしは西伯の禮に依り張良の秦朝を量りしは漢王の語を感ずればなり、是皆時に當て賞を得、謀を帷帳の中に回らし勝を千里に決せし者也、夫れ未萌を知る者は六正の聖臣なり法華を弘むる者は諸佛の使者なり、而るに日蓮悉くも鷺嶺鶴林の文を開て鵝王鳥瑟の志を覺り、剩へ將來を勘たるに粗符合することを得たり、先哲に及ぼすと雖も定んで後人には希なるべき者也、法を知り國を思ふの志し尤も賞せらるべきの處、邪法邪教の輩讒言するの間久く大忠を懷て未だ微望を達せず、剩へ不快の見參に罷入ること偏に難治の次第を愁る者也、伏て惟ば泰山に昇すんば天の高を知らず深谷に入らすんば地の厚を知らず、仍て御存知の爲に立正安國論一卷之を進覽す、勘へ載する所の文九牛の一毛なり未だ微忠を盡さざるのみ、抑貴邊は當時天下の棟梁なり何ぞ國中の良材を損せんや、早く賢慮を回らして須く異敵を退くべし、世を安じ國を安するを忠と爲し孝と爲す、是偏に爲身之を述べず爲君爲佛爲神爲一切衆生言上せしむる所也。

(二昨日御書六八七)

二 早く邪法邪教を捨て實法實教に歸すべし、若し御用なくんば今世には國を亡ぼし身を失ひ、後世には必ず那落到墮すべし、速に一處に集つて談合を遂げ評議せしめ給へ、日蓮庶幾せしむる處なり、御報に依て其旨を存すべく候處なり、敢て諸宗を蔑するにあらず、但此國の安泰を存する計なり。

(興長樂寺書六一七)

第十章 至 孝

一 外典三千餘卷の所詮に二あり所謂孝と忠となり、忠も又孝の家よりいでたり、孝と申は高なり天高れども孝よりも高からず、又孝とは厚なり地あつけれども孝よりは厚からず、聖賢の二類は孝の家よりいでたり、何況や佛法を學せん人知恩報恩なかるべしや、佛弟子は必ず四恩をしつて知恩報恩をいたすべし……其故は父母の家を出て出家の身となるは必ず父母をすくはんがためなり。

(開目鈔七五六)

二 儒家の孝養は今生にかざる未來の父母を扶ざれば外家の聖賢は有名無實なり、外道は過未をしれども父母を扶る道なし、佛道こそ父母の後世を扶れば聖賢の名はあるべけれ、しかれども法華經已前等の大小乗の經宗は自身の得道猶かなひがたし何況や父母をや、但文のみありて義なし、今法華

經の時こそ女人成佛の時悲母の成佛顯れ、達多惡人成佛の時慈父の成佛顯るれ、此經は内典の孝經なり。

四四

(同上八〇四)

三 不思議の日蓮をうみ出し、父母は日本國の一切衆生の中には大果報の人也、父母となり其子となるも必ず宿習なり、若し日蓮が法華經釋迦如來の御使ならば父母あに其故なからんや、釋迦多寶の二佛日蓮が父母と變じ給ふ歟、然らずんば八十萬億の菩薩の生れかはり給ふ歟、又上行菩薩の四菩薩の中の垂迹歟、不思議に覺え候。

(寂日房御書一八七三)

四 今此のあまのりを見候てよしなき心思出でうくつらし、片海市河小湊の磯の邊りにて昔し見しあまのりなり、色形味もかはらざるが、など我が父母替らせ給ひけんとかたちかへなるうらめしさに涙押へ難し。

(新尼御前御返事一〇八九)

五 父母に御孝養の意あらん人々は法華經を贈り給ふべし、教主釋尊の父母の御孝養には法華經を贈給て候、日蓮が母存在してをせしに仰せ候し事をもあまりにそむきまいらせて候しかば、今をくれまいらせて候がながちにくやくしく覺へて候へば、一代聖教を檢へて母の孝養を仕らんと存候間母の御訪申させ給人人をば我身の様に思ひまいらせ候へば、あまりにうれしく思ひまいらせ候間あもあらかきつけて申候也。

(刑部左衛門尉殿女房御返事一九九二)

第十一章 報 恩

一 夫老狐は塚を後にせず白龜は毛寶が恩を報ず、畜生すら如此況や人倫をや、されば古の賢者豫讓と云し者は劍を呑みて智伯が恩にあて弘演と申せし臣下は腹を割て衛の懿公が肝を入たり、何況や佛法を習ん者父母師匠國恩を忘るべしや、此大恩を報せんには必ず佛法を習ひ極め智者とならで叶ふべきか、譬へば衆旨を導んには生盲の身にては橋河を渡し難し、方風を辨ざらん大舟は諸商を導て寶山に至るべしや、佛法を習ひ極めんと思はゞいとまあらずば叶ふべからず、いとまあらんと思はゞ父母師匠國主等に隨ては叶ふべからず、是非につけて出離の道を辨へざらんほどは父母師匠等の心に隨ふべからず、此義は諸人をもはく顯にもはづれ冥にも叶ふまじと思ふ、然れども外典の孝經にも父母主君に隨はずして忠臣孝人なる様見へたり、内典の佛經に云く棄恩入無爲眞實報恩者等云云、比干が王に隨はずして賢人の名をとり、悉多太子の淨飯大王に背きて三界第一の孝となりしこれなり。

(報恩鈔一四五二)

二 内典五千七千の多きも外典二千餘卷の廣きも只主君の命に隨ひ父母の義に叶ふが肝心也、されば教主釋尊は天竺にして孝養報恩の理を説き孔子は大唐にして忠功孝高の道を示す、師の恩を報ずる人は肉をさき身をなく、主の恩をしる人は弘演は腹をさき豫讓は劍をのむ、親の恩を思ひし人は丁

蘭は木を刻み伯瑜は杖になく、儒外内道は異なりと雖も報恩謝徳の教は替る事なし……我釋尊の遺法を學び佛法に肩を入れてより已來知恩を以て最とし報恩を以て前とす、世に四恩あり之を知るを人倫となづけ知らざるを畜生とす、予父母の後世を助け國家の恩徳を報せんと思が故に身命を捨る事敢て他事にあらず唯知恩を旨とする計り也、先づ汝目を塞ぎ心を靜めて道理を思へ、我は善道を知ながら親と主との惡道にかからんを諫めざらんや、又惡人の狂ひ酔て毒を服せんを我知ながら是をいましめざらんや、其の如く法門の道理を存じて火血刀の苦を知らず是が恩を蒙る人の惡道に墮ん事を歎かざらんや、身をなげ命をも捨つべし、諫めてもあきたらず歎きても限りなし、今生に眼を合する苦み猶是を悲む、況や悠々たる冥途の悲み豈に痛まざらんや、恐れても恐るべきは後世慎ても慎むべきは來世也、而るを是非を論せず親の命に隨ひ邪正を簡はず主の仰せに順はんと云ふ事、愚痴の前に忠孝に似たれども賢人の意には不忠不孝是に過べからず。

(聖恩問答鈔五六七)

三 漢の天台智者大師法華經の正義を讀み給ふには、他經は但男に記して女に記せず、但善に記して惡に記せず乃至今經は皆記す云々、是一代聖教の中には法華經第一也、法華經の中には女人成佛第一也と釋し給ふにや、されば日本國の一切の女人は法華經より外の一切經には女人成佛難しときらふとも、法華經にだにも女人成佛を許さばなにかは苦しかるべき、然るに日蓮は受難き人身をうけ値難き佛法に値奉て、一切の佛法の中に法華經に値ひ進せて候、其恩徳を思へば父母の恩國王の恩一

切衆生の恩也、父母の恩の中には慈父をば天に喩へ悲母をば地に喩たり、何れも分がたし、其中には悲母の大恩殊に報じがたし、是を報せんと思へば現在を養ふて後生は助けがたく身を養ふて神を扶がたし、内典の佛法に入て五千七千餘卷の小乗權大乘は女人成佛難ければ悲母の恩報じがたし、小乗には女人成佛を一向に許されず、權大乘經には或は成佛或は往生を許す様なれども佛の假の語にて實なし、唯法華經計りこそ女人成佛をば許されたり、されば法華經は悲母の恩を報する誠の報恩經にて候と見進せ候しかば悲母の恩を報せんがために此經の題目を一切の女人に唱させ進せんと願ひぬ。

(千日尼御前御返事一七五六)

第十二章 苦 衷

一 一切の事は父母にそむき國王にしたがはざれば不孝の者にして天のせめをかうふる、たゞし法華經のかたきになりぬれば父母國王の事をも用ひざるが、孝養ともなり國の恩を報するにて候、されば日蓮は此經文を見候しかば、父母手をすりてせいせしかども師にて候し人かんだうせしかども鎌倉殿の御勘氣を二度までかほりすでに頸となりしかども、ついにをそれすして候へば、今は日本國の人々も道理かと申すへんもあるやらん、日本國に國主父母師匠の申す事を用すしてついに天のたすけをかほる人は日蓮より外に出しがたくや候はんすらん、是より後も御覽あれ、日蓮をそしる法

師原が日本國を祈らば彌々國亡べし……かう申せば國主等は此法師のをどすと思へるが、あへてにくみでは申さず大慈大悲の力無間地獄の大苦を今生にけさしめんとなり、章安大師云く爲彼除惡即是彼親等云云、かう申は國主の父母一切衆生の師匠なり。

(王舍城事一一四七)

二 日本國の主として少も道理を知るべき相摸殿だにも、國をたすけんと云ふ者を子細も聞ほどかす理不盡に死罪にあてがう事なれば、況や其末の者どもの事は善もたのまれず悪きもにくからず、此法門を申し始しより命をば法華經に奉り名をば十方世界の諸佛の淨土にながすべしと思儲けし也……今の日本國は法華經に背き釋迦佛を捨る故に、後生は必無間大城に墮ん事はさてをきぬ、今生にも必ず大難に値べし。

(二谷入道御書一一七五)

第十三章 自 頁

一 而に法華經の第五の卷勸持品の二十行の偈は日蓮だにも此國に生れずば殆ど世尊は大妄語の人八十萬億那由陀の菩薩は提婆が虚誑罪にも墮ぬべし、經に云く有諸無智人惡口罵詈等加刀杖瓦石等云云、今の世を見るに日蓮より外の諸僧誰の人か法華經に付て諸人に惡口罵詈せられ刀杖等を加らる者ある、日蓮なくば此一偈の未來記は妄語となりぬ、惡世中比丘邪智心諂曲、又云く與白衣說法爲世所恭敬如六通羅漢、此等の經文は今の世の念佛者禪宗律宗等の法師なくば世尊は又大妄

語の人、常在大衆中乃至向國王大臣婆羅門居士等、今の世の僧等日蓮を譏奏して流罪せずば此經文虚し、又云く數々見擯出等云云、日蓮法華經の故に度々流されずば數々の二字如何せん、此の二字は天台傳教も未だ讀み給はず況や餘人をや、末法の初の兆し恐怖惡世中の金言の値ふ故に但日蓮一人此を讀り……當世法華經の三類の強敵なくば誰か佛説を信受せん、日蓮なくば誰をか法華經の行者として佛語を助ん、南三北七七七寺等像法の法華經の敵の内、何況や當世の禪律念佛者等は脱べしや、經文に我身符合せり、御勘氣を蒙れば彌悦びを増べし。

(開目鈔七七二)

二 日蓮は幼若の者なれども法華經を弘れば釋迦佛の御使ぞかし、わづかの天照太神正八幡など、申は此國には重すべけれども梵釋日月四天に對すれば小神ぞかし、されども此神人などをあやまちぬれば只の人を殺せるには七人半ぞかし、大政入道隱岐法皇等のほろび給しは是也、此はそれにはにるべくもなし、教主釋尊の御使なれば天照太神八幡宮も頭をかたふけ手を合て地に伏し給べき也、法華經の行者をば梵釋左右に侍り日月前後を照し給ふ、かゝる日蓮を用ぬるとも惡く敬まはば國亡ぶべし、何況や數百人にくませ二度まで流しぬ、此國の亡ん事疑なかるべけれども、且く禁をなして國をたすけ給へと、日蓮がひかうればこそ今までは安穩にありつれども法に過れば罰あたりぬるなり、又此度も用ひずば大蒙古國より打手を向て日本國はろぼさるべし、たた平左衛門尉が好むわざわひなり。

(種々御振舞御書一四〇四)

三 日蓮は聖人にあらざれども法華經を説の如く受持すれば聖人の如し、又世間の作法兼て知るによて注し置ことは違ふべからず、現世に云置言の違はざらんをもて後生の疑をなすべからず、日蓮は此關東の御一門の棟梁也日月也龜鏡也眼目也、日蓮捨去る時七難必ず起るべしと、去年九月十二日御勘氣を蒙りし時大音聲を放て呼りし事此なるべし。
(佐渡御書八二九)

四 當世日本國に第一に富る者日蓮なるべし、命は法華經にたてまつり名をば後代に留むべし、大海の王となれば諸河神皆したがふ、須彌山の王に諸の山神したがはざるべしや、法華經の六難九易を辨ふれば一切經よまざるにしたがふべし。
(開目鈔八〇三)

五 日蓮は日本第一の法華經の行者蒙古國退治の大將たり、於一切衆生中亦爲第一とは是也。
(興極樂寺良觀書六一三)

六 法華經をひろむる者は日本國の一切衆生の父母なり、章安大師云く爲彼除惡即是彼親等云々、されば日蓮は當帝の父母念佛者禪衆眞言師等が師範なり又主君なり、而も上一人より下萬民にいたるまで怨をなすをば日月いかでか彼等が頂を照し給べき、地神いかでか彼等の足を戴給べき。
(撰時鈔二二〇四)

七 もし經文のごとくならば日本國に佛法わたて七百餘年、傳教大師と日蓮とが外は一人も法華經の行者はなきぞかし……日蓮は閻浮第一の法華經の行者なり、此をそしり此をあたむ人を結構せん人

は閻浮第一の大難にあうべし……南無妙法蓮華經と一切衆生にすゝめたる人一人もなし、此徳はたれか一天に眼を合せ四海に肩をならぶべきや。
(同上二〇六)

八 漢土日本に智慧すぐれ才能いみじき聖人は度々ありしかども、いまだ日蓮ほど法華經のかたうどして國土に強敵多くまうけたる者なきなり、まづ眼前の事をもつて日蓮は閻浮提第一の者としるべし。
(同上二二三)

九 日蓮は世間には日本第一の貧者なれども佛法を以て論すれば一閻浮提第一の富者也、是れ時の然らしむる故なりと思へば喜び身にあまり、感涙押へ難く教主釋尊の御恩報じ奉り難し。
(四菩薩造立鈔一八五六)

第十四章 勇氣

一 日蓮が弟子等は臆病にては叶ふべからず、彼々の經々と法華經と勝劣淺深成佛不成佛を判せん時、爾前迹門の釋尊なりとも物の數ならず、何況や其以下の等覺の菩薩をや、まして權宗の者どもをや、法華經と申す大梵王の位にて民とも下し鬼畜なんど、下しても其過あらんやと意得て宗論すべし。
(教行證御書一一二三)

二 畜生の心は弱きをおどし強きをおそる、當世の學者は畜生の如し、智者の弱きをあなどり王法の

邪をおそる諛臣と申は是也、強敵を伏て始て力士をしる、惡王の正法を破るに邪法の僧等が方人をなして智者を失はん時は、獅子王の如くなる心をもてる者必ず佛になるべし、例せば日蓮が如し、これおされるにはあらず正法を惜む心の強盛なるべし、おこる者は必ず強敵に値ておそる、心出來する也、例せば修羅のおごり帝釋にせめられて無熱池の蓮の中に小身と成て隠しが如し。

(佐渡御書八二八)

三 失なき者をば天もあやまつ事なし況や善人におひてをや、されば妙樂大師のたまはく必假心固守則強等云云、人の心かたければ神のまほり必つよしとこそ候へ、……例には他を引べからず、日蓮をば日本國の上一人より下萬民に至まで一人もなくあやまたんとせしかども、今までかうて候事は一人なれども心のつよき故なるべしとおぼすべし。

(乙御前御消息二九二)

四 夫れ運きはまりぬれば兵法もいらす果報つきぬれば所従もしたがはず、所詮運ものこり果報もひかゆる故なり、……臨兵闘者皆陳列在前の文も法華經より出たり、若説俗間經書治世語言資生業皆順正法とは是也、これにつけてもいよく強盛の大信力をいだし給へ、我が運命つきて諸天守護なしとらむる事あるべからず、將門はつはものゝ名をとり兵法の大事をきはめたり、されども王命にはまけぬ、樊噲張良もよしなし、たゞ心こそ大切なれ、いかに日蓮いのり申すとも不信ならばぬれたるほくちに火をうちかくるがごとくなるべし、はげみをなして強盛に信力をいだし給へし、す

ぎし存命不思議とおもはせ給へ、なんの兵法よりも法華經の兵法をもちひ給へし、諸餘怨敵皆悉摧滅の金言むなしかるべからず、兵法劔形の大事も此妙法より出たり深く信心をとり給へ、あへて臆病にては叶ふべからず候。

(四條金吾殿御返事一八八九)

第十五章 至情

一 日蓮は明日佐渡の國へまかるなり、今夜のさむさに付ても、ろうのうちのありさま思やられていたはしくこそ候へ、あはれ殿は法華經一部色心二法共にあそばしたる御身なれば父母六親一切衆生をもたすけ給べき御身也、法華經を餘人のよみ候は口ばかり、言葉ばかりは讀めども心によまず、心はよめども身によまず、色心二法共にあそばさるこそ貴く候へ、天諸童子以爲給仕刀杖不加毒不能害と説れて候へば別の事はあるべからず、籠をばし出させ給はとくとくきたり給へ、見たてまつり見へたてまつらん、恐々謹言。

(土籠御書六九五)

二 現在の大難を思つづくるにも涙、未來の成佛を思て喜にも涙せきあへず、鳥と蟲とは鳴ども涙をちす、日蓮は泣かねども涙ひまなし、此なみだ世間の事には非ず但偏に法華經の故也、若しからは甘露の涙とも云つべし。

(諸法實相鈔九六二)

三 返返今に忘れぬ事頸切れんとせし時、殿は供して馬の口に付てなきかなしみ給しをば、いかなる

世にか忘なん、設ひ殿の罪ふかくして地獄に入給は、日蓮をいかに佛になれと釋迦佛こしらへさせ給とも用ひまいらせ候べからず、同く地獄なるべし、日蓮と殿と共に地獄に入ならば釋迦佛法華經も地獄にこそをはしまさすらめ、暗に月の入がごとく湯に水を入がごとく氷に火をおくがごとく月輪にやみをなぐるがごとくこそ候はんすれ。

(崇峻天皇事一六四四)

四 主の別れ親の別れ夫妻の別れいづれか愚なるべき、なれども主は又他の主もありぬべし夫妻は又かはりぬれば心をやすむる事もありなん、親子の別れこそ月日のへだつるまゝにいよいよ歎き深かりぬべくみへ候へ、親子の別れにも親はゆきて子は留まるは同じ無常なれどもことほりにもや、老たる母はとどまりて若き子のさきにたつなさけなき事なれば神も佛もうらめしや、いかなれば親子をかへさせ給てさきにはたてさせ給はず、とどめをかせ給てなげかさ給らんと心うし、心なき畜生すら子のわかれ忍びがたし、竹林精舎の金鳥はかひこのために身をやき鹿野苑の鹿は胎内の子ををしみて王の前にまいれり、いかに況んや心あらん人にをいてをや、されば王陵が母は子のためになつきを碎き、神堯皇帝の后は胎内の太子の御ために腹をやぶらせ給き、此等を思ひつづけさせ給はんには、火にも入り頭をもわりて我子の形をみるべきならばをしからず、とこそおぼすらめと思ひやられて涙もとどまらず。

(光日房御書一四二〇)

五 彼女房の御歎きいかがとをしはかるに哀れなり、たとへば藤の花のさかんなるが松にかかりて事もなきに松のにはかたふれ、蕙のかきにかかれるがかきの破たるが如にをぼすらん、内へ入ば主なし破れたる家の柱なきが如し、客人來れども外に出でてあひしらうべき人もなし、夜のくらきには聞すすまじく墓をみればしるしはあれども聲もきこへず、又思やる死出の山三途の河をば誰とか越給らん只獨り歎給らん、とやめをきし御前たちいかに我をば獨りやるらん、さはちぎらざりや歎せ給らん、かたがた秋の夜のふけゆくまゝに冬の嵐のをとづる聲につけても彌々御歎き重り候らん。

(妙法尼御返事一七八八)

六 去文永八年太歳辛未九月の頃より御勘氣を蒙りて北國の海中佐渡の島に放たれたりしかば、何となく相州鎌倉に住には生國なれば安房國は戀かりしかども、我國ながらも人の心も何にとや昵惡ありしかば、常にはかよう事も無くして過しに、御勘氣の身と成りて死罪となるべかりしが、暫く國の外に放たれし上は小縁ならでは鎌倉へは返るべからず、返らずば又父母の墓を見し身と成り難しと思ひつづけしかば、今更飛立計り悔敷てなどかかる身とならざりし時、日にも月にも海も渡り山をも超へて父母の墓を見、師匠の有様をも訪ひ音信ざりけん歎敷候。

(光日房御書一四一四)

第十六章 正直

一 先世間の上下萬人云く八幡大菩薩は正直の頂にやどり給ひ別のすみかなし等云云、世間に正直の

- 人なければ大菩薩のすみかまします、又佛法の中に法華經計りこそ正直の御經にてはおはしませ、法華經の行者なければ大菩薩の御すみかおはせざるか、但し日本國には日蓮一人計こそ世間出世正直の者にては候へ、其故は故最明寺入道に向て禪宗は天魔のそいなるべし、のちに勘文もてこれをつげしらしむ、日本國の皆人無間地獄に墮べし、これほど有事を正直に申すものは先代にもありがたくこそ、これを以て推察あるべしそれより外の小事曲べしや、又聖人は言をかざらずと申す、又いまだ顯ざる後をしるを聖人と申か、日蓮は聖人の一分にあたり、此法門のゆへに二十餘所をわれ結句流罪に及び身に多のきすをかほり弟子をあまた殺せたり、比干にもこえ伍子胥にもをとらず、提婆菩薩の外道に殺され師子尊者の檀彌利王に頸をはねられしにもをとるべきか、もししからば八幡大菩薩は日蓮が頂をはなれさせ給てはいづれの人の頂にかすみ給はん。(法門可申鈔六三二)
- 二 法華經は正直捨方便等皆是眞實等質直意柔軟等柔和質直者等と申て、正直なる事弓の弦のはれるがごとく墨の繩をうつがごとくなる者の信じまいらする御經なり。(日妙聖人御書八六四)
- 三 おのづからよこしまにふる雨はあらし 風こそ夜の窓はうつらめ。(三澤房御返事一〇八八)

第十七章 謙 讓

- 一 然るに日蓮はいづれの宗の元祖にもあらず又末葉にもあらず、持戒破戒にも闕て無戒の僧、有智

無智にもはづれたる牛羊の如くなる者也、いかにしてか申し初めけん、上行菩薩の出現して弘めさせ給べき妙法蓮華經の五字を先立てねごとの様に、心にもあらず南無妙法蓮華經と申し初て候し程に唱る也、所詮よき事にや候らん又惡き事にや待るらん、我もしらず人もわきまへがたき歎。

(妙密上人御消息二四二八)

- 二 日蓮も又かくせめらるゝ先業なきにあらず不輕品に云く其罪畢已等云云、不輕菩薩の無量の謗法の者に罵詈擲せられしも先業の所感なるべし、何に況や日蓮今生には貧窮下賤の者と生れ旃陀羅が家より出たり、心こそすこし法華經を信じたる様なれども身は人身に似て畜身なり、魚鳥を混丸して赤白二滯とせり其中に識神をやどす、濁水に月のうつれるが如し糞囊に金をつゝめるなるべし、心は法華經を信する故に梵天帝釋をも猶恐しと思はず、身は畜生の身なり、色心不相應の故に愚者のあなづる道理なり、心も又身に對すればこそ月金にもたとふれ、又過去の謗法を案するに誰か知る、勝意比丘が魂にもや大天が神にもや、不輕輕毀の流類なるか失心の餘殘なるが、五千上慢の眷屬なるか、大通第三の餘流にもやあるらん、宿業はかりがたし、鐵は炎打てば劍となる賢聖は罵詈して試みるなるべし、我今度の御勘氣は世間の失一分もなし、偏に先業の重罪を今生に消して後生の三惡を脱れんするなるべし。

(佐渡御書八三〇)

第十八章 智 識

五八

- 一 生身の虚空藏菩薩より大智慧を給りし事ありき、日本第一の智者となし給へと申せし事を不便とや思食けん、明星の如くなる大寶珠を給て右の袖にうけとり候し故に、一切經を見候しかば八宗竝に一切經の勝劣粗是を知りぬ。(清澄寺大衆中一三七〇)
- 二 法然善導等がかきをきて候ほどの法門は、日蓮らは十七八の時よりしりて候き、このごろの人の申すもこれにすぎず。(南條兵衛七郎殿御書五二三)
- 三 法華經の行者の智は禪宗の大智よりも百千萬億勝れたる所を智勝と心得べきなり。(御義口傳五二)
- 四 當世牛馬の如くなる智者ともが日蓮が法門を假染にも毀るは、糞犬が師子王をはへ癡猿が帝釋を笑ふに似たり。(眞言七重勝劣六五二)
- 五 謗法に至て淺深あるべし、偽り愚かにしてせめざる時もあるべし、眞言天台宗等は法華誹謗の者いたう呵責すべし、然れども大智慧の者ならでは日蓮が弘通の法門分別しがたし、然間まづまづさしをく事あるなり立正安國論の如し。(阿佛房尼御前御返事一三一四)

第十九章 護 法

- 一 予少量たりと雖も忝なくも大乘を學す、蒼蠅驥尾に附て萬里を渡り碧蘿松頭に懸りて千尋を延ぶ、弟子一佛の子と生れて諸經の王に事まつる、何ぞ佛法の衰微を見て心情の哀惜を起ざらんや。(立正安國論三八三)
- 二 今の時は權教即實教の敵と成る也、一乘流布の時は權教有て敵と成てまぎらはしくば實教より之を責むべし、是を攝折二門の中には法華經の折伏と申也、天台云く法華折伏破權門理と良に故ある哉、然に攝受たる四安樂の修行を今の時行するならば、冬種子を下して春菓を求る者にあらずや、鶏の曉に鳴は用なり、宵に鳴は物怪なり、權實雜亂の時法華經の御敵を責すして山林に閉籠り、攝受を修行せんは豈に法華經修行の時を失ふ物怪にあらずや、されば末法今の時法華經の折伏の修行をば誰か經文の如く行し給へしぞ、誰人にも坐せ諸經は無得道墮地獄の根源法華經獨り成佛の法也と音も惜ます呼り給ひて、諸宗の人法共に折伏して御覽せよ、三類の強敵來らん事無疑、我等が本師釋迦如來は在世八年の間折伏し給ひ、天台大師は三十餘年、傳教大師は二十餘年、今日蓮は二十餘年の間權理を破す、其間の大難數を知らず、佛の九横の難に及ぶか不及か知らず、恐は天台傳教も法華經の故に日蓮が如く大難に値ひ給ひし事なし。(如說修行鈔九七〇)
- 三 末法に入て法華經を持ち候はん事は面拜の時大槩申候畢ぬ、佛の金言にて候上は不審を致すべからず候歟、然則日蓮も此法華經を信じ奉り候て後は或は頭に疵を蒙り或は打たれ或は追れ或は頭の

座に臨み或は流罪せられ候し程に、結句は此島まで遠流せられ候ぬ、何なる重罪の者も現在計こそ罪科せられ候へ、日蓮は三世の大難に値候ぬと存候、其故は現在の難は今の如し、過去の難は當世の諸人等が申す如くは如來在世の善星俱伽利等の大惡人が重罪の餘習を失せずして如來の滅後に生て如是佛法に敵をなすと申候是也、次に未來の難を申候は、當世の諸人の部類等謗じ候はん様は、此日蓮房は存生の時は種々の大難にあひ、死門に趣くの時自身を自ら食して死る上は、定て大阿鼻地獄に墮在して無邊の苦を受くるらんと申候はんずる也、古より已來世間出世の罪科の人貴賤上下持戒毀戒凡聖に付て多候へども但其は現在計にてこそ候に、日蓮は現在に申すに及ばず過去未來に至まで三世の大難を蒙り候はん事は只偏に法華經の故にて候也、日蓮が三世の大難を以て法華經の三世の御利益を被覺食候へ、過去久遠劫より已來未來永劫まで妙法蓮華經の三世の御利益盡くべからず候也、日蓮が法華經の方人を少分仕り候だにも加様の難に遇候、まして釋尊の世々番々の法華經の御方人を思遣まいらせ候に道理申計なくこそ候へ、されば勸持品の説相は暫時も廢せず殊更殊更貴く覺へ候。

(新編經送狀九一四)

第二十章 獻身

一 各我弟子と名乗ん人々は一人もおくし思はるべからず、親を思ひ妻子を思ひ所領を顧る事なけれ

無量劫より已來の事を思ふに忽に親の爲め子の爲め所領の爲めに身命を捨つる事は大地微塵よりも多し、法華經の御故には未だ一度もすてず法華經をはりこはく行せしかどもかゝる事出来せしかば退轉してとゞまりにき、譬へば湯をわかつて水に入れ火を切るにとげざるか如し、各思切りたまへ、此身を法華經に替ゆるは石に金を替へるに米を替ゆる也。

(種々御振舞御書一三八八)

二 哀なる哉、今日本國の萬人日蓮並びに弟子擅那等が三類の強敵に責られ大苦に値ふを見て悦んで笑ふとも、今日は人の上明日は身の上なれば日蓮並に弟子擅那共に霜霜の命の日影を待計ぞかし、只今佛果に協ひ寂光の本土に居住して自受法樂せん時、汝等が阿鼻大城の底に沈み大苦に値はん時、我等何計り無慚と思はんすらん、汝等いかばかり羨やましく思はんすらん、一期を過ること程なし何に強敵重なるとも努々退く心なく恐るゝ心なけれ、縦ひ頸をば鋸にて引切り胴をば稜鋒を以て突き足には鋸を打ちて錐を以てもむとも、命のかよはんほどは南無妙法蓮華經南無妙法蓮華經と唱へて唱え死に死するならば、釋迦多寶十方の諸佛靈山會上にして御契約なれば須臾の程に飛來て手をと肩に引懸けて靈山へはしり給はゞ二聖二十羅刹女は受持の者を擁護して諸天善神は蓋を指麾を上げて我等を守護して慥に寂光の寶刹へ送り玉ふべきなり、あらうれしやあらうれしや。

(如說修行鈔九七二)

第二十一章 法 悦

一 設ひ日蓮死生不定たりと雖も妙法蓮華經の五字の流布は疑無き者歟、傳教大師の御本意は圓宗を日本に弘めんとす、但し定慧は存生に之を弘め圓戒は死後に之を顯す、事相たる故に一重大難有之歟、佛滅後二千二百二十餘年今に壽量品の佛と肝要の五字とは流布せず、當時果報を論すれば恐くは傳教天台にも超へ龍樹天親にも勝れたる歟、文理無んば大慢豈に之に過ん哉、章安大師天台を褒て云く天竺の大論尙其類に非ず真旦の人師何ぞ勞しく語るに及ばん此誇耀に非ず法相の然らしむるのみ、故に天台大師日蓮を指して云く後五百歲遠沾妙道云云、傳教大師當世を戀ひて云く末法太有、近等云云、幸いなる哉我が身數々見擯出の文に當ること悦ばしい哉悦ばしい哉。

(富木殿御返事九七九)

第四 教 義 篇

第一章 總 說

一 一掃をなめて大海のしををしり一華を見て春を推せよ、萬里を渡りて宋に入すとも三箇年を経て靈山にいたらすとも、龍樹のごとく龍宮に入すとも無著のごとく彌勒菩薩にあはすとも、二所三會に値すとも一代の勝劣はこれをしれるなるべし、蛇は七日の内の洪水をしる龍の眷屬なるゆへ鳥は年中の吉凶をしり過去に陰陽師なりしゆへ、鳥はとぶ徳人にすぐれたり、日蓮は諸經の勝劣をしること華嚴の澄觀三論の嘉祥法相の慈恩真言の弘法にすぐれたり、天台傳教の跡をしのおゆへなり。

(開目鈔八〇三)

二 天台傳教等は迹門の理の一念三千の法門を弘め給すらなを怨嫉の難にあひ給ぬ、日本にしては傳教より義真圓澄慈覺相傳して弘め給ふ、第十八代の座主慈慧大師なり御弟子あまたあり、其中に檀那慧心増賀禪瑜等と申て四人まします、法門又二に分れたり、檀那僧正は教を傳ふ慧心僧都は觀をまなぶ、されば教と觀とは日月の如し教は淺く觀は深し、されば檀那の法門は廣く淺く慧心の法門は狭くして深し、今日蓮が弘通する法門は狭きやうなれどもはなはだ深し、其故は彼の天台傳教等の所弘の法より一重立入たる故なり、本門壽量品の三大事とは是なり、南無妙法蓮華經の七字はか

りを修行すれば狭きが如し、されど三世の諸佛の師範十方薩埵の導師一切衆生皆成佛道の指南にて
ましますなれば深き也。

(四條金吾殿御返事八五一)

三 又法門の事は佐渡の國へながされ候し已前の法門は、たゞ佛の爾前の經とをばしめせ……佐渡の國より弟子どもに内々申す法門あり、此は佛より後迦葉阿難龍樹天親天台妙樂傳教義眞等の大論師大人師は知てしかも御心の中に秘せさせ給ひ口より外には出し給はず、其故は佛制して云く我滅後末法に入らずば此大法いうべからずとありしゆへなり、日蓮は其御使にはあらざれども其の時刻にあたる上存外に此法門をさとりぬれば、聖人の出させ給までまづ序分にあら申なり、而に此法門出現せば正法像法に論師人師の申せし法門は皆日出て後の星の光巧匠の後に拙を知るなるべし、此時には正像の寺堂の佛像僧等の靈驗は皆きへうせて但此大法のみ一閣浮提に流布すべしとみへて候、各々はかゝる法門にちぎり有人なればたのしむをばすべし。

(三澤鈔一七〇五)

第二章 法華

第一節 總説

一 教主釋尊は一代の教主一切衆生の導師也、八萬法藏は皆金言十二部經は皆眞實也、無量億劫より以來持ち給ひし不妄語戒の所詮は一切經是也いづれも疑べきにあらず、但是は總相也、別してたづ

ぬれば如來の金口より出來して小乘大乘顯密權實經是なり、今この法華經は正直捨方便等乃至世尊法久後要當説眞實と説き給ふ事なれば誰の人か疑べき、なれども多寶如來證明を加へ諸佛舌を梵天に付給ふ、されば此御經は一部なれども三部也一句なれども三句也一字なれども三字也、此法華經の一字の功德は釋迦多寶十方諸佛の御功德を一字におさめ給ふ、たとへば如意寶珠の如し一珠も百珠も同事也、一珠も無量の寶を雨す百珠も又無盡の寶あり、たとへば百草を抹て一九乃至百九となせり、一丸も百丸も共に病を治る事これをなじ、譬へば大海の一滯も衆流を備へ一海も萬流の味をもてるが如し、妙法蓮華經と申すは總名也二十八品と申すは別名也、月支と申すは天竺の總名なり別しては五天竺是也、日本と申すは總名也別ては六十六州これなり、如意寶珠と申すは釋迦佛の御舍利也、龍王にこれを給て頂上に頂戴して帝釋是を持て寶をふらす、佛の身骨の如意寶珠となれるは無量劫來持つ所の大戒身に薰じて骨にそみ、一切衆生をたすくる珠となる也、たとへば犬の牙の虎の骨にとく魚の骨の鷗の氣に消るが如し、乃至師子の筋を琴の絃にかけてこれを弾けば、餘の一切の獸の筋の絃皆きらざるにやぶる、佛の説法をば師子吼と申す乃至法華經は師子吼の第一也、佛には三十二相そなはり給ふ、一一の相皆百福莊嚴也、肉髻白毫など申すは菓の如し、因位の華の功德等と成て三十二相を備へ給ふ、乃至無見頂相と申すは釋迦佛の御身は丈六也、竹杖外道は釋尊の御長をはからず御頂を見奉とせしに御頂を見上らず、應持菩薩も御頂を見上らず、大梵天王も御

頂をば見上らず、これはいかなるゆへぞとたづぬれば、父母師匠主君を頂を地につけて恭敬し奉しゆへに此相を感得せり、乃至梵音聲と申すは佛の第一の相也、小王大王轉輪王等此相を一分備へたるゆへに、此王の一言に國も治まる也宣旨と申すは梵音聲の一分也、萬民の萬言一王の一言に及ばず、則ち三墳五典など申すは小玉の御言也、此の小國を治め乃至大梵天王三界の衆生を隨ふる事、佛の大梵天王帝釋等をしたがへ給ふ事もこの梵音聲也、此等の梵音聲一切經と成て一切衆生を利益す、其中に法華經は釋迦如來の書き顯して此御音を文字と成し給ふ、佛の御心はこの文字に備れり、たとへば種子と苗と草と稻とはかはれども心はたがはず、釋迦佛と法華經の文字とはかはれども心は一也、然ば法華經の文字を拜見せさせ給は生身の釋迦如來にあひ進らせたりとおぼしめすべし。

(四條金吾殿御返事八八一)

二 妙法蓮華經と申は漢語なり、月氏には薩達磨分陀利伽蘇多攬と申す、……薩と申は正なり正は妙なり妙は正なり正法華妙法華是なり、又妙法蓮華經の上に南無の二字ををけり南無妙法蓮華經これなり、妙とは具足、六とは六度萬行、諸の菩薩の六度萬行を具足するやうをきかんとをもう、具とは十界互具、足とは一界に十界あれば當位に餘界あり満足の義なり、此經一部八卷二十八品六萬九千三百八十四字一一に皆妙の一字を備て三十二相八十種好の佛陀なり。

(開目鈔七八三)

三 凡そ法華經と申すは一切衆生皆成佛道の要法なり、されば大覺世尊は説時未至故と説かせ給ひて

説くべき時節を待たせ給ひき、例せば郭公の春ををくり雞鳥の曉を待ちて鳴くが如くなり、此れ即ち時を待つ故なり、されば涅槃經に云く以知時故名大法師と説れたり、今末法は南無妙法蓮華經の七字を弘めて利生得益あるべき時なり、されば此の題目には餘事を交へば僻事なるべし、此の妙法の大曼荼羅を身に持ち心に念じ口に唱へ奉るべき時なり、之に依て一部二十八品の頂上に南無妙法蓮華經序品第一と題したり。

(日向記一)

第二節 分科

- 一 法華とは一部八卷二十八品なり二處三會の説なり、所謂序品より法師品に至るまでの十品は靈山會の説なり、寶塔品より神力品に至るまでの十一品は虛空會の説なり、囑累品より勸發品に至るまでの七品は又靈山會の説なり。
(法華經大意、續一三)
- 二 一部八卷を分て三段とす、序正流通是なり、序品を序分とし、方便品より分別功德品の十九行の偈に至るは正説なり、偈より以後の十一品半は流通分なり。
(同上二四)
- 三 本迹二門を明さば序品より安樂行品に至るまで十四品は迹門なり、涌出品より勸發品に至るまでの十四品は本門なり、又迹門の十四品に序正流通あり、序品を序説分とし、方便品より人記品に至るまでの八品を正説分とし、法師品より安樂行品に至るまでの五品を流通分とす、次に本門の十四

品に序正流通あり、爾時他方國土諸來菩薩より汝等自當因是得聞に至るまでを序分とし、爾時釋迦牟尼佛より分別功德品十九行の偈の以助無上心に至るまで一品二半を正説分とし、偈より以後經の訖りまで流通分とす。
(同上)

第三節 品品大意

- 一 序品には五瑞六瑞を見て彌勒文殊に問ひ給ふに、過去の燈明佛の時法華經を説き給しに今の瑞相現すと答へ給ふ、佛説はなし。
(法華經大意、續一四)
- 二 方便品には舍利弗の請に趣て略開三顯一廣開三顯一す、略開三顯一とは十如實相の法門なり、廣開三顯一とは佛知見とて五佛道同の儀式の法門なり。
(同上)
- 三 譬喻品には舍利弗は上根なるに依て前の五佛道同の儀式を聞て疑を生じ彼を除て記を授く、迦葉迦旃延目連須菩提の四大聲聞は中根なるに依て十如實相五佛道同を悟らざる間三車火宅の喩を説て之を悟らしめ畢んぬ。
(同上五)
- 四 信解品には窮子の喩を以て上の四大聲聞領解し畢んぬ、此品には一代五時の意を自ら之を説く、佛説は無し。
(同上)
- 五 藥草喩品には三草二木の喩を説て述成し給へり。
(同上)

六 授記品には四大聲聞授記を蒙る。
(同上)

七 化城喩品には五百の聲聞千二百の羅漢下根なるに依て化城寶處の喩を説て聞かしむる時悟り畢ぬ。
(同上)

八 五百弟子品には繫珠の喩を説て領解を申す。
(同上)

九 人記品には彼の下根の聲聞惣記を蒙る普明如來等なり。
(同上)

一〇 法師品には五種法師の行を説く或は六種法師とも云ふなり、五種法師の修する修行と云ふは受持讀誦解説書寫なり、六種法師と云ふは讀の行とて讀誦を二に分る時は六種の法師と云ふなり。
(同上)

一一 寶塔品には四衆八部の疑を除んが爲に、多寶佛出現して皆是眞實と證明し給ふなり。
(同上)

一二 提婆品には彼の達多の五逆罪の人ながら記剎に預り畢ぬ、五障の龍女は即身に無垢世界に成道を唱ふ。
(同上六)

一三 勸持品には二萬の菩薩學無學の聲聞八十萬億那由陀の菩薩此經弘經を申す時、三類の敵有て怨み嫉むべき旨を説く。
(同上)

一四 安樂行品には四安樂行を説く、一には身二には口三には意四には誓願なり、次に頂珠の譬を

説く。

(同上)

七〇

一五 涌出品には過八恆沙の菩薩此土の弘經を申さると雖も、佛此本有の眷屬を召出されしかば、上行無邊行淨行安立行の四菩薩を始として六萬恆沙の菩薩多くの眷屬を引き具して涌出し給ふ身金色なり、彌勒菩薩疑ての玉はく佛今世に成道し給ふ事四十餘年なり、乃至十五の親百歳の子の譬あり。

(同上)

一六 壽量品には上の涌出品の彌勒の疑を除んが爲に久遠實成の旨を顯し給ふ、醫師の譬を説きて而かも現有滅不滅と説き給へり。

(同上)

一七 分別功德品には佛の壽命の久遠なる事を聞て六百八十萬億那由陀恆河沙の衆生無生法忍を得微塵の菩薩三菩提を成すと説く、次ぎに佛の壽命の長遠なる事を聞て一念信解する者は五波羅密を八十萬億那由陀劫行するより勝ると説く。

(同上)

一八 隨喜功德品には此經を聞く事五十展轉したらんは八十年の間の布施に勝たりと説く。(同上)

一九 法師功德品には法師此經を修行して六根清淨を得る事を説く。

(同上二七)

二〇 不輕品には彼菩薩上慢の四衆を禮拜して杖木瓦石の難事を被ることを説く、其時の四衆阿鼻大城に墮ちて千劫を経たり、然れども今彼の菩薩釋尊と生れて還て彼を利益し給ふ。

(同上)

二一 神力品には佛十神力を現じて末法の弘通を上行等に付囑し給ふ事を説く塔中の付囑なり。

二三 囑累品には佛塔より下りて頂を三度摩で、重て此經を付囑し給ふ。

(同上)

二三 藥王品には十喻を説て諸經に勝れたる事を明す、一切の佛菩薩聲聞緣覺の説の中には此經第一と説く、守護の付囑を蒙る。

(同上)

二四 妙音菩薩品には東方淨華宿王智如來の所より來て三十四身を現じて衆生を利益し給ふ事を説くなり。

(同上)

二五 觀世音菩薩品には西方安養淨土より來て三十三身を現じて衆生を利益すと説く、方便竝に此經を説き給ふ事は妙音品の如し。

(同上)

二六 陀羅尼品には二士二王十羅刹を説て持者を守護し給ふ事を説くなり。

(同上)

二七 嚴王品には二子の教化に依つて嚴王竝に夫人眷屬宿王華智佛の前にして沙羅樹王佛の記別を説く、夫人は今の華德菩薩是なり。

(同上)

二八 普賢菩薩品には此菩薩東方寶威德上王佛の國より來て此經を勸發す、佛四法成就の旨を説き給へり、此菩薩陀羅尼を説きて持經者を守護し給ふべき事を説くなり。

(同上二八)

第四節 二十大事

一 夫れ法華經と申は八萬法藏の肝心十二部經の骨髓なり、三世の諸佛は此經を師として正覺を成じ、十方の佛陀は一乘を眼目として衆生を引導し給ふ、今現に經藏に入て此を見に後漢の永平より唐の末に至るまで渡れる所の一切經論二本あり、所謂舊譯の經は五千四十八卷なり新譯の經は七千三百九十九卷なり、彼の一切經皆各分々に隨て我第一なりとなのれり、然るに法華經と彼の經々を引合せて之を見るに勝劣天地なり高下雲泥なり、彼の經々は衆星の如く法華經は月の如く、彼の經々は燈炬星月の如く法華經は日輪の如し、此は法華經の總なり、別して經文に入て之を見奉れば二十の大事あり、第一第二の大事は三千塵點劫五百塵點劫と申す二の法門也。

(兄弟鈔一一二八)

二 記の四に云く今義に依り文に附するに略して十雙有り以て異相を辨ず、一には二乘に近記を與ふ、二には如來の遠本を開く、三には隨喜は第五十の人を歎す、四には聞益は一生補處に至る、五には釋迦は五逆の調達を指して本師と爲す、六には文殊は八歳の龍女を以て所化とす、七には凡そ一句を聞くにも威く授記を與ふ、八には經名を守護するに功量るべからず、九には品を聞て受持すれば永く女質を辭れ、十には若し聞て讀誦すれば老いす死なす、十一には五種法師は現に相似を獲、十二には四安樂行は夢に銅輪に入る、十三には若し惱亂する者は頭七分に破る、十四には供養することある者は福十號に過ぎたり、十五には況や已今當は一代に絶たる所なり、十六には其教法を歎するに十喻をもて稱揚す、十七には地より涌出せるをば阿逸多一人をも識らず、十八には東方の蓮華

は龍尊王未だ相本を知らず、十九には況や迹化には三千の墨點を擧ぐ、二十には本成をば五百の微塵に喩へたり、本迹の事の希なる諸教に説かず。

(法華經二十重勝諸教義一六六六)

第五節 方便壽量

一 法華經は何の品も先に申つる様に愚かならねども、殊に二十八品の中に勝れてめでたきは方便品と壽量品にて侍り、餘品は皆枝葉にて候也、されば常の御所作には方便品の長行と壽量品の長行とを習讀せ給候へ、又別に書出してあそばし候べく候、餘の二十六品は身に影の隨ひ玉に財の備るが如し、壽量品方便品をよみ候へば自然に餘品はよみ候はねども備はり候なり、藥王品提婆品は女人の成佛往生を説れて候品にては候へども、提婆品は方便品の枝葉、藥王品は方便品と壽量の枝葉にて候、されば常には此方便品壽量品の二品をあそばし候て、餘の品をば時々御いとまのひまにあそばすべく候。

(月水御書四八二)

二 此方便品と申は迹門の肝心也、此品には佛十如實相の法門を説て十界の衆生の成佛を明し給へば、舍利弗等は此を聞て無明の惑を斷じ眞因の位に叶ふのみならず、未來華光如來と成て成佛の覺月を離垢世界の曉の空に詠せり、十界の衆生の成佛の始は是也、當時の念佛者眞言師の人々成佛は我依經に限れりと深く執するは、此等の法門を習學せずして未顯眞實の經に説所の名字計なる授記を執す

る故也、次に壽量品と申は本門の肝心也、又此品は一部の肝心一代聖教の肝心のみならず三世の諸佛の説法の儀式の大要也、教主釋尊壽量品の一念三千の法門を證得し給事は三世の諸佛と内證等きが故也、但し此法門は釋尊一佛の己證のみに非ず諸佛も亦然也、我等衆生の無始已來六道生死の浪に沈没せしが、今教主釋尊の所説の法華經に値奉る事は、乃往過去に此壽量品の久遠實成の一念三千を聽聞せし故也、難有法門也、華嚴眞言の元祖法藏澄觀善無畏金剛智不空等が、釋尊一代聖教の肝心なる壽量品の一念三千の法門を盗み取て、本より自の依經に説ざる華嚴經大日經に一念三千有と云て取入る、程の盗人にかされて、末學深く此見を執す無墓無墓、結句は眞言の人師の云く爭盜醍醐各名自宗云云、又云く法華經の二乗作佛久遠實成は無明の邊域、大日經に説所の法門は明の分位等云云、華嚴の人師の云く法華經に説所の一念三千の法門は枝葉、華嚴經の法門は根本の一念三千也云云、是跡形も無き僻見也、眞言華嚴經に一念三千を説たらばこそ一念三千と云ふ名目をばつかはめ、おかしおかし龜毛兎角の法門也、正しく久遠實成の一念三千の法門は前の四味竝に法華經の迹門十四品まで許させ給て有しが、本門正宗に至つて壽量品に説顯し給へり、此一念三千の寶珠をば妙法五字の金剛不壞の袋に入れて末代貧窮の我等衆生の爲に残し置せ給し也、正法像法に出させ給し論師人師の中に此大事を知らず、唯龍樹天親こそ心の底に知せ給しかども色にも出させ給はず、天台大師は玄文止觀に秘せんと思召しかども。末代の爲にや止觀十草第七正觀の章に至て粗書

せ給たりしかども薄葉に釋を設てさて止給ぬ、但理觀の一分を示して事の三千をば掛的し給ふ、彼天台大師は迹化の衆也、此日蓮は本化の一分なれば盛に本門の事の分を弘むべし。

(太田左衛門尉殿御返事一七三二)

第六節 壽量一品

一 爾前述門の大菩薩が佛の蓮華を證得する事は本門の時也、眞實の斷證は壽量一品を聞し時也。

(當體義鈔九九七)

二 正法一千年の機の前には唯小乘權大乘相叶へり、像法一千年には法華經の迹門機感相應せり、末法の初の五百年には法華經の本門前後十三品を置て只壽量品の一品を弘通すべき時也、機法相應せり、今此本門壽量品の一品に限て出離生死の要法也、是を以て思ふに諸佛の化導に於て全く偏頗無し等云云、問佛の滅後正像末の三時に於て本化迹化の各々の付屬分明也、但壽量一品に限て末法濁惡の衆生の爲なりといへる經文未だ分明ならず、慥に經の現文を聞んと欲す如何、答汝強に之を問ふ聞て後に堅く信を取るべき也、所謂壽量品に云く是好良樂今留在此汝可取服勿憂不差等云云。

(三大秘法鈔二〇五二)

四 星の中に月の出たるは星の光には月の光勝とも未だ星の光を消さず、日中には星の光を消るのみ

に非ず又月の光も奪て光を失ふ、爾前は星の如く法華經の迹門は月の如し壽量品は日の如し、壽量品の時は迹門の月未だ及ばず何に況や爾前の星をや、夜は星の時月の時も衆務を作さず夜曉て必ず衆務を作す、爾前迹門にして猶生死を離れ難し、本門壽量品に至て必ず生死を離るべし。

(藥王品得意鈔五三七)

五 每朝讀誦せらるゝ自我偈の功德は唯佛與佛乃能究盡なるべし、夫法華經は一代聖教の骨髓なり、自我偈は二十八品の魂なり、三世の諸佛は壽量品を命とし十方の菩薩も自我偈を眼目とす、自我偈の功德をば私に申べからず、次下に分別功德品に載られたり……今法華經壽量品を持つ人は諸佛の命を續く人也。

(法蓮鈔一一六四)

第七節 顯 本

一 問云く大日經の疏に云く大日如來は無始無終なりと、遙に五百塵點に勝れたり如何、答ふ毘盧遮那の無始無終なる事華嚴淨名般若等の諸大乘經に之を説く獨り大日經のみに非ず、問云く若爾らば五百塵點は際限あれば有始有終なり無始無終は際限無し、然れば即ち法華經は諸經に破せらるゝが如何、答云く他宗の人は此義を存す、天台一家に於て此難を會通する者有り難きが、今大日經並に諸大乘經の無始無終なり三身の無始無終に非ず、法華經の五百塵點は諸大乘經の破せざる伽耶の始

成之を破たる五百塵點なり、大日經等の諸大乘經には全く此義無し。

(法華眞言勝劣事五〇〇)

第八節 末法爲正

一 問曰く法華經は誰人の爲に之を説くか、答曰く方便品より人記品に至るまでの八品に二意あり、上より下に向て次第に之を讀めば第一は菩薩第二は二乘第三は凡夫なり、安樂行より勸持提婆寶塔法師と逆次に之を讀めば滅後の衆生を以て本と爲す在世の衆生は傍なり、滅後を以て之を論ずれば正法一千年像法一千年は傍なり末法を以て正と爲す、末法の中には日蓮を以て正と爲す也、問云く其證據如何、答曰く有諸無智人惡口罵詈等及加刀杖者等云云、問云く自讃は如何、答曰く喜び身に餘るが故に堪へ難くして自讃する也、問て云く本門の心は如何、答曰く本門に於て二の心有り、一には涌出品の略開近顯遠は前四味並びに迹門の諸衆をして脱せしめんがためなり、二には涌出品の動執生疑より一半並びに壽量品分別功德品の半品、已上一品二半を廣開近顯遠と名く一向に滅後の爲也……分別功德品に云く惡世末法時等云々、神力品に云く以佛滅度後能持是經故諸佛皆歡喜現無量神力等云云、藥王品に云く我滅度後後五百歲中廣宣流布於閻浮提無令斷絶等云云、又云く此經則爲閻浮提人病之良藥等云云、涅槃經に云く譬如七子父母非不平等然於病者心即偏重等云云、七子の中の第一第二は一闍提謗法の衆生也、諸病の中には法華經を謗するが第一の重病也、

諸樂の中には南無妙法蓮華經は第一の良藥也、此一闍浮提に縱廣七千由善那八萬の國之あり、正像二千年の間未だ廣宣流布せざる法華經當世に當て流布せしめずんば、釋尊は大妄語の佛多寶佛の證明は泡沫に同じく十方分身の助舌も芭蕉の如くならん。

(法華取要鈔一〇三九)

二 迹門十四品の正宗の八品は一往之を見るに二乘を以て正と爲し菩薩凡夫を以て傍と爲す、再往之を勘れば凡夫正像末を以て正と爲す、正像末の三時の中には末法の始を以て正が中の正と爲す、問曰く其證如何、答曰く法師品に云く而此經者如來現在猶多怨嫉況滅度後、寶塔品に云く令法久住乃至所來化佛當知此意等、勸持安樂等之を見るべし、迹門是の如し、本門を以て之を論すれば一向に末法の初を以て正機と爲す、所謂一往之を見る時は久遠を以て下種とし、大通前四味迹門を以て熟と爲し、本門に至て等妙に登らしむるを以て脱と爲す、再往之を見れば迹門には似ず、本門は序正流通俱に末法の始を以て證とす。

(觀心本尊鈔九四二)

三 惣じては流通とは未來當今の爲なり、法華經一部は一往は在世の爲なり再往は末法當今の爲なり、其故は妙法蓮華經の五字は三世の諸佛共に許して未來滅後の者の爲なり、品々の法門は題目の用なり、體の妙法末法の用たらば何ぞ用の品々別ならむや、此の法門秘すべし秘すべし、天台の綱維を提ぐるに目として動かざること無きが如しと釋する此意なり、妙樂大師は略して經題を擧ぐるに玄に一部を收むと、此等を心得ざる者は末法の弘通に足らざる者なり。

(御義口傳一一七)

第九節 肝 心

一 疑云く二十八品の中に何か肝心ぞや、答云く或は云く皆事に隨て肝心なり、或は云く方便品壽量品肝心なり、或は云く方便品肝心なり、或は云く壽量品肝心なり、或は云く開示悟入肝心なり、或は云く實相肝心なり、問云く汝が心如何、答南無妙法蓮華經肝心なり、其證如何、阿難文殊如是我聞等云云、問云く心如何、答云く阿難と文殊とは八年が間此法華經の無量の義を一句一偈一字をも殘さず聽聞してありしが、佛の滅後に結集の時九百九十九人の阿羅漢が筆を染てありしに、妙法蓮華經とかかせて如是我聞と唱させ給は、妙法蓮華經の五字は一部八卷二十八品の肝心にあらずや、されば過去の燈明佛の時より法華經を講せし光宅寺の法雲法師は如是者將傳所聞法體也云云、章安大師云く記者釋て曰く蓋序王者叙經玄意玄意述於文心等云云、此釋に文心とは題目は法華經の心也、妙樂大師云く收二代教法出法華文心等云云、天竺は七十箇國なり總名は月氏國、日本は六十箇國總名は日本國、月氏の名の内に七十箇國乃至人畜珍寶みなあり、日本と申名の内に六十六箇國あり、出羽の羽も奥州の金も乃至國々の珍寶人畜乃至寺塔も神社もみな日本と申す二字の名の内に攝れり、天眼をもつては日本と申す二字を見て六十六國乃至人畜等をみるべし、法眼をもつては人畜等の死此生彼をもみるべし、譬へば人の聲をきいて體をしり跡をみて大をしる蓮をみて池

の大小を計り雨をみて龍の分齊をかんがう、これはみな一切の有ことわりなり。

八〇

(報恩鈔一五〇四)

- 二 一部八卷二十八品を受持讀誦し隨喜護持するは廣なり、方便品壽量品等を受持するは略なり、但一四句偈乃至題目計を唱へ護持するは要なり、廣略要の中には要が中の要なり。(法華題目鈔五八六)
- 三 品品の初にも五字を題し、終にも五字を以て結し、前後中間南無妙法蓮華經の七字なり、末法弘通の要法唯此の一段に之れ有るなり、此等の心を失て要法に結ばずんば末法弘通の法には足らざる者なり、剩へ日蓮が本意を失ふべし、日蓮が弟子檀那別の才覺無益なり、妙樂の釋に云く子父の法を弘む世界の益有りと、子とは地涌の菩薩なり、父とは釋尊なり、世界とは日本國なり、益とは成佛なり、法とは南無妙法蓮華經なり、今又以此の如し、父とは日蓮なり、子とは日蓮が弟子檀那なり、世界とは日本國なり、益とは受持成佛なり、法とは上行所傳の題目なり。(御義口傳一八二)

第十節 功德

- 一 抑も法華經の如渡得船の船と申事は教主大覺世尊巧智無邊の番匠として四味八教の材木を取集め、正直捨權とけづりなして邪正一如ときり合せ、醍醐一實のくぎを丁とうつて生死の大海へをしうかべ、中道一實のほばしらに界如三千の帆をあげて、諸法實相のおひてをえて以信得入の一切衆

生を取のせて、釋迦如來はかちを取り多寶如來はつなでを取給へば、上行等の四菩薩は函蓋相應じてきりきりとこぎ給所の船を如渡得船の船とは申也、是にのるべき者は日蓮が弟子檀那等也、能々信じさせ給へ。

(維地四耶殿御書四一)

- 二 法華經の文字は六萬九千三百八十四字、一一の文字は我等が目には黒き文字と見へ候へども、佛の御眼には一一に皆御佛也、譬は金粟王と申せし國王は沙を金となし、釋摩男と申せし人は石を珠と成し玉ふ、玉泉に入ぬる木は瑠璃と成る、大海に入ぬる水は皆鹹し、須彌山に近づく鳥は金色となる也、阿伽陀藥は毒を藥となす、法華經の不思議又是の如し、凡夫を佛に成し給ふ、燕は鶉となり山の芋はうなぎとなる、世間の不思議以て是の如し、何に況んや法華經の御力をや、犀の角を身に帶すれば大海に入るに水身を去る事五尺、梅檀と申香を身にぬれば大火に入るに焼るゝこと無し、法華經を持まいらせぬれば、八寒地獄の水にもぬれず、八熱地獄の大火にも焼けず、法華經第七に云く火も焼く能はず水も漂はすこと能はず云云。

(本尊供養御書一五三三)

- 三 妙法蓮華經と申は蓮に譬られたり、天上には摩訶曼陀羅華人間には櫻の花、此等はめでたき花なれども、此等の花をば法華經の譬には佛取給ふ事なし、一切の花の中に取分て此花を法華經に譬へさせ給事其故候、或は前花後果と申て花は前に果は後、或は前果後花と申て果は前に花は後、或は一花多果或は多花一果或は無花有果と品品に候へども、蓮華と申花は果と花と同時なり、一切經の

功德は先に善根を作て後佛とは成と説かるゝ故に不定なり、法華經と申は手に取れば其手やがて佛に成り、口に唱ふれば其口則佛也、譬ば天月の東の山の端に出れば其時即水に影を浮ぶるが如く、音とひびきとの同時なるが如し、故に經に曰く若し法を聞くこと有ん者は一として成佛せざるもの無しと、文の心は此經を持つ人は、百人は百人ながら千人は千人ながら佛に成と申文也。

(上野尼御前御返事二〇七五)

四 かつへて食をねがひ渴して水をしたうがごとく、戀て人を見たきがごとく病に藥をたのむがごとく、みめかたちよき人紅しろいものをつくるがごとく、法華經には信心をいたさせ給へ、さなくば後悔あるべし。

(新池殿御消息一八四四)

第十一節 和 讚

一 歸命妙法蓮華經 一部八卷四七品 迹門本門二にて 序正流通分ちたり 大恩教主釋尊の 五十餘年の説法に 法華は出世の本懐と 顯はし説こそ目出けれ 多寶如來無上尊 在在世世に證明し 其塔莊嚴あらたにて 眼に雲路交はれり 衆寶瓔珞露をたれ 幡蓋風にひるがへる 多摩羅跋香充滿し 喜見城には花ぞふる 七寶塔の橋の下 二世尊の御前にて 一乘究竟の旨をきき 三徳祕藏の教をうく

隔歴三諦麤法也 四十餘年異の方便 圓融三諦妙法也 法華眞實とこそ聞け 一代五時の其中に 一乘法華貴くて 八萬寶藏にも勝れ 已今當にも超過せり 況や本門壽量の 無數成道をとく事は 一部の内にも猶秘して 一會の衆にもはばかれり 上行等の菩薩の 從地涌出せし時を 補處の智慧にはまじりき 彌勒だにも知らざりき 千界塵數の菩薩の 曠劫修行年久し 其子頭の雪をつみ 其父よはひさかんなり 百界千如 萬法 卽空 卽假 卽中 三諦不思議の徳ありと 説るを妙法とは名く 妙法更に外になし 我等の一心とこそ聞け 心佛衆生は一なる 圓頓法華の妙理なり 萬法一如と明すにぞ 善惡更に二なき 諸法實相と説くにこそ 十界共に一理なれ 阿鼻の依正の苦にも 毘廬の身土の樂にも 圓融至極の法華には 無二無別と説たり 然れば提婆が惡逆も 天王如來となるときく 龍女が五障の罪業も 卽身成佛するとみる 開迹顯本本門に 久遠成道するにこそ 常在靈山事ふかき 釋迦は久成の如來なれ 在在處處の分身も 世々番々の成道も 釋尊一佛あはれみて 三世の化導益廣し 一念信解の功德は 五波羅密の行にこそ 展轉五十の人も又 二乗の極果に勝れたり 實とに法華の眞文は あふ事うる事かたくして 刹那も此經きく人の 獨りも佛にならぬなし 慈尊三會の曉は 五十六億はるかなり その程生死に輪廻して 佛前佛後の衆生は

一 乘妙典たまたずば 争でか出離の道をえん 一度妙法きく人は 三惡道のおそれなし
大聖 大慈 大悲 心 思へば涙もとどまらず 大慈 大悲 大恩 徳 一つの劫にか報すべき
ねがはくは此功德を 普く自他にほどこして 十界百界もろともに 同く佛道成就せん。

(法華和讃、續一〇)

第三章 五 綱

第一節 總 說

一 行者佛法を弘む用心を明さば、夫れ佛法をひろめんとをほんものは必ず五義を存じて正義をひろむべし、五義とは一には教二には機三には時四には國五には佛法流布の前後なり。

(顯勝法鈔四四七)

二 抑も佛法を弘通し群生を利益せんには先づ教機時國教法流布の前後を辨ふべきものなり。

(聖恩問答鈔五七二)

三 法華經は明鏡の中の神鏡なり……先業をも未來をも鑑み給ふ事くもりなし、法華經の第七の卷を見候へば於如來滅後知佛所說經因緣及次第隨義如實說如日月光明能除諸幽冥斯人行世間能滅衆生闇等云云、文の心は此法華經を一字も一句も説く人は、必ず一代聖教の淺深と次第とを能

辨たらむ人の説くべき事に候。

(神國王御書一三五八)

第二節 明 教

第一項 總 說

一 問云く法華宗の法門は天台妙樂傳教等の釋をば御用候哉如何、答云く最此御釋共を明鏡の助證として立申す法門にて候……天台法華の法門は教相を以て諸佛の御本意を宣られたり、若し教相に關して法華の法門を云ん者は雖讀法華經還死法華心とて、法華の心を殺すと云事にて候、其上、若弘餘經不明教相於義無傷若弘法華不明教相文義有闕と釋せられて殊更教相を本として天台の法門は建立せられ候、仰せられ候如く次第も無く偏圓をも簡ばず邪正をも選ばず、法門申さん者をば信受せざれと、天台堅く誠められ候也。

(諸宗問答鈔九五)

二 法華經の前後の諸經は法華經の爲の重寶也、世間の學者の想に云く此は天台一宗の義也、諸宗には之を用いず等云云、日蓮案之云く八宗等皆佛滅後より之を起し論師人師之を立つ、滅後の宗を以て現在の經を計るべからず、天台の所判は一切經に叶ふに依て一宗に屬して之を棄つべからず。

(寺泊御書六九八)

三 法華經は眞諦俗諦空假中印眞言無爲の理十二大願四十八願、一切諸經の所說の所詮の法門の大王

なり、これ教をしれる者なり、而を善無畏金剛智不空法藏澄觀慈恩嘉祥南三北七曇鸞道綽善導達磨等の、我が所立の依經を一代第一といえるは教をしらざる者なり、但し一切の人師の中には天台智者大師一人教をしれる人なり。
(顯勝法鈔四五四)

四 佛は説き盡し給へども、佛の滅後に迦葉阿難馬鳴龍樹無著天親乃至天台傳教のいまだ弘通しまじまさぬ、最大の深密の正法經文の面に現然なり、此深法今末法の始五五百歳に一閻浮堤に廣宣流布すべき也。
(撰時鈔二二一六)

五 教の淺深をしらざれば理の淺深を辨ものなし。
(開目鈔八〇二)

第二項 五時八教

一 説の次第に順すれば華嚴阿含方等般若法華涅槃なり。
(二代聖教大意一八五)

二 譬へば牛より乳を出し、乳より酪を出し、酪より生蘇を出し、生蘇より熟蘇を出し、熟蘇より醍醐を出すが如し。
(開目鈔八〇一)

三 乳味をせんすれば酪味なり、酪味をせんすれば乃至醍醐味となる、醍醐味は五味の中の第一也。
(曾谷殿御返事一八六二)

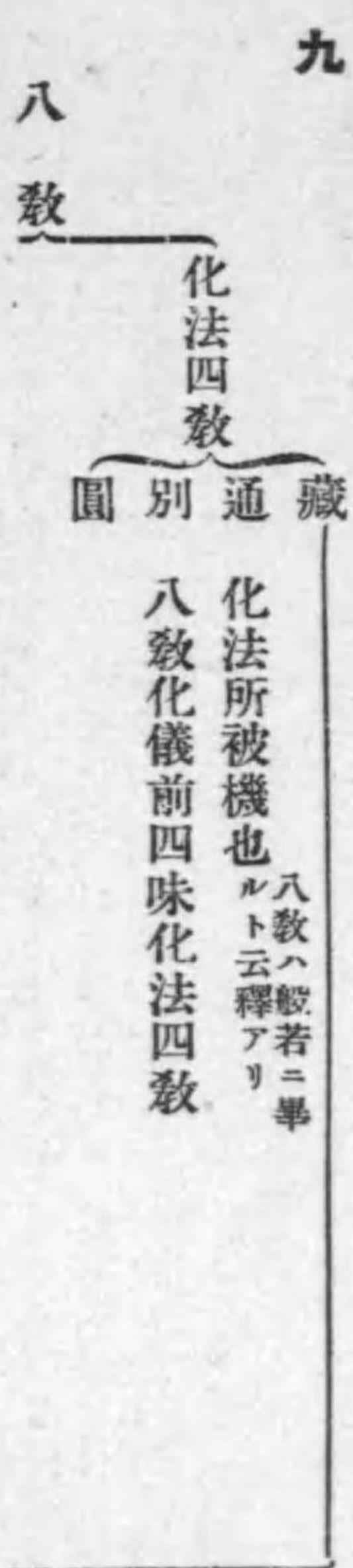
四 華嚴は乳なり別と圓とあり、阿含は酪なり三藏あり、方等は生なり四教あり、般若は熟なり後の三教あり。
(三種教相一五五)

五 法門の淺深の次第を列れば阿含方等般若法華涅槃と列ぬべし。
(二代聖教大意一八五)

六 阿含經は乳味の如く、觀經等の一切の方等部の經は酪味の如し、一切の般若經は生蘇味、華嚴經は熟蘇味、無量義經と法華經と涅槃經とは醍醐の如し、又涅槃經は醍醐のごとし、法華經は五味の主の如し。
(曾谷殿御返事一八六二)

七 天台宗の意は四教を立て、一代を攝盡す、四教とは藏通別圓是なり、藏に三あり所謂阿含の藏方等の藏涅槃の藏なり、盡して一の藏と爲して三藏教と稱す、通に三あり所謂方等の通般若の通涅槃の通なり、東て一の通と爲す、別に四あり所謂華嚴の別方等の別般若の別涅槃の別なり、東て一の別と爲す、圓に五あり所謂華嚴の圓方等の圓般若の圓涅槃の圓なり、東て一の圓と爲す上巳一代を以て四教に攝盡するに一句一字も残らず。
(爾前得道有無御書一〇四五)

八 藏通別圓は即ち聲聞緣覺菩薩佛乘なり、眞言禪門華嚴三論唯識律業成俱の二論等の能と所と教と理と争でか此四を過んや。
(三世諸佛總勸文鈔一九一〇)



顯露七教

頓 華嚴經別圓
漸 阿含經單三藏、方等經四教說、般若經後三教
顯露不定 互相知、化儀化巧也、或時說深或時說淺等
祕密不定 互不相知、此座十方相對、一人多人相對、說默相對、
於彼是顯於此是密、於此是顯於彼是密、

一〇 大論に云く十九出家淨飯王の太子、三十成道悉達太子

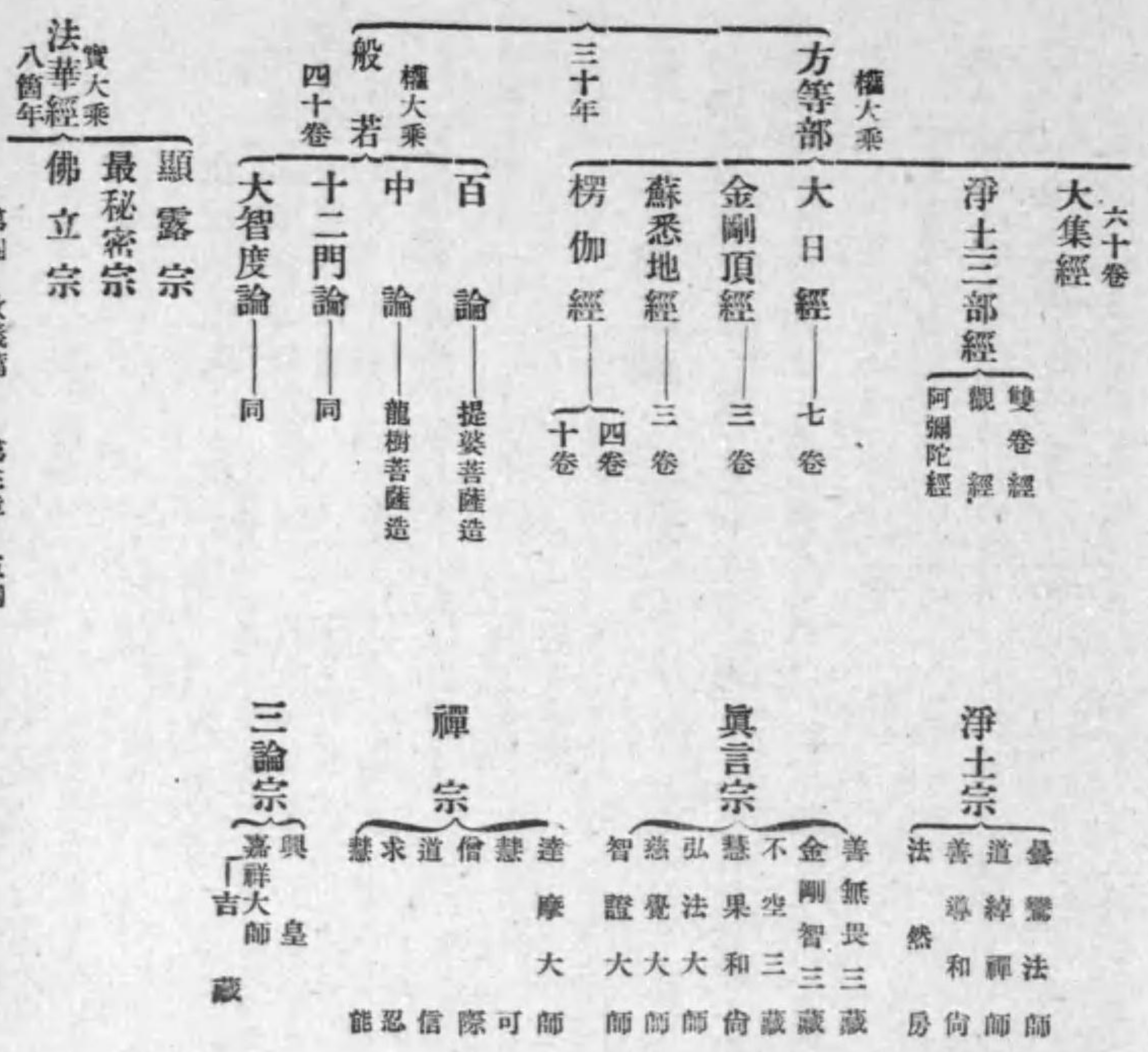
權大乘 華嚴經 六十卷
三十七日 杜順法師 智嚴法師 法藏法師 澄觀法師

小乘經 增一阿含經 中阿含經 長阿含經 雜阿含經
俱舍宗 世親菩薩 玄奘 梨跋摩
成實宗 迦梨跋摩
律宗 道宣律師

二百五十戒 僧
五百戒 尼
五百戒 男女
八齋戒 男女

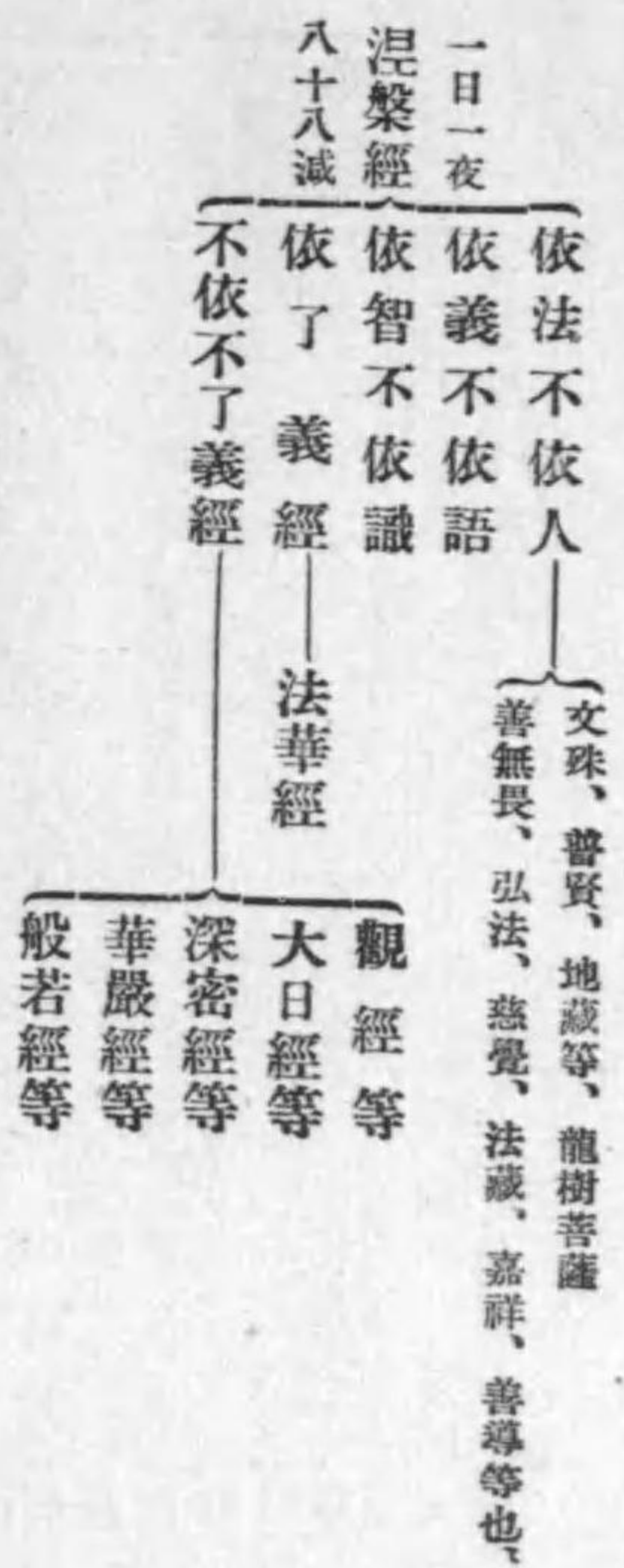
五卷 百卷 深密經 瑜伽論 唯識論 世親菩薩造
法相宗 玄奘 三藏 慈恩大師

(三種教相一五五)



第四 教義篇 第三章 五綱

法華宗
天台宗



(一代五時間、續一〇八)

第三項 三種教相

一 妙法蓮華經玄義一に云く教相を三と爲す、一には根性融不融相、二には化導始終不始終相、三には師弟遠近不遠近相……前の兩意は迹門に約し後の一意は本門に約す。

(三八教一三七)

二



第二 化道、始終不始終相

以大通爲元始三千年應點也
論三種熱脫……中間、靈山、初住

第三 師弟、遠近不遠近相

五百應點、以久遠爲元始
論三種熱脫

番番の成道也、籤一云く近以迹門尙得爲昔況伽耶已前 文

(三種教相一四五)

三 法華經と爾前と引向けて勝劣淺深を判するに當分跨節の事三様あり、日蓮が法門は第三の法門也、世間粗夢の如く一二をば申とも第三をば不申候、第三の法門は天台妙樂傳教も粗之を示せども未だ事畢へず所詮末法の今に譲り與へし也、五五百歳は是也。

(粟檀出界章一六四八)

第四項 自他二教

一 夫れ一代聖教とは總て五十年の説教なり、是を一切經とは言ふなり、此を分て二とす、一には化他二には自行なり一に化他の經とは法華經より前の四十二年の間説き給へる諸の經教なり、此を權教と云ひ亦は方便と名く、此は四教の中には三藏教と別教との三教なり、五時の中には華嚴と阿含と方等と般若となり法華より前の四時の經教なり、又十界の中には前の九法界なり、又夢と寤との中には夢中の善惡なり、又夢をば權と云ひ寤を實と云ふなり、是故に夢は假に有て體性無し故に名

て權と云ふ、寤は常住にして不變の心の體なるが故に此を名て實とす、故に四十二年の諸の經教は生死の夢の中の善惡の事を説く故に權教と言ふ、夢中の衆生を誘引し驚覺して法華經の寤と成んと思食ての支度方便の經教なり故に權教と言ふ、斯に由て文字の讀を糾して心得べきなり、故に權をばカリと讀む權なる事の手本には夢を以て本とす、又實をばマコトと讀む實事の手本は寤なり、故に生死の夢は權にして性體無ければ權なる事の手本なり故に妄想と云ふ、本覺の寤は實にして生滅を離れたる心なれば眞實の手本なり故に實相と云ふ、是を以て權實の二字を糾して一代聖教の化他の權と自行の實との差別を知るべきなり、故に四教の中には前の三教と五時の中には前の四時と十法界の中には前の九法界は同じく皆夢中の善惡の事を説くなり、故に權教と云ふ、此教相をば無量義經に四十餘年未顯眞實と説き玉ふ……自行の法とは是法華經八箇年の説なり是經は寤の本心を説き玉ふ、唯衆生の思習はせる夢中の心地なるが故に夢中の言語を借て寤の本心を訓るなり、故に語は夢中の言語なれども意は寤の本心を訓ゆ、法華經の文と釋との意如此、之を明め知らずんば經の文と釋の文とに心迷ふべきなり、但し此化他夢中の法門も寤の本心に備はれる徳用の法門なれば夢中の教を取て寤の心に攝むるが故に四十二年の夢中の化他方便の法門も妙法蓮華經の寤の心に攝まりて心の外には法無きなり、此を法華經の開會とは云ふなり、譬へば衆流を大海に納るが如きなり、佛の心妙法と衆生の心法妙と此二妙を取て己心に攝むるが故に心の外に法無きなり、己心と心性と

心體との三は己身の本覺の三身如來なり、是を經に説て云く如是相體身如是性報身如是體法身此を三如是と云ふ、此三如是の本覺の如來は十方法界を身體とし十方法界を心性とし十方法界を相好とす、是の故に我身は本覺三身如來の身體なり、法界に周遍して一佛の徳用なれば一切の法は皆是佛法なりと説き給ひし時、其座席に列りし諸の四衆八部も畜生も外道等も一人も漏れず、皆悉く妄想の僻目僻思立所に散止して本覺の寤に還て皆佛道を成す、佛は寤の人の如く衆生は夢見る人の如し、故に生死の虚夢を醒して本覺の寤に還るを、即身成佛とも平等大慧とも無分別法とも皆成佛道とも云ふ只一の法門なり。

(三世諸佛總勘文鈔一八九二)

第五項 四重興廢

一 法華本門觀心の意を以て一代聖教を按ずるに菴羅果を取て掌中に捧ぐるが如し、所以者何、迹門の大教起れば爾前の大教亡し、本門の大教起れば迹門爾前亡し、觀心の教起れば本迹爾前共に亡す、此是如來所説の聖教從淺至深して次第に迷を轉する也、然れども如來の説は一人の爲にせず、此大道を説きて迷情除かざれば生死出で難し。

(十法界事二九〇)

第六項 五種三段

一 法華經一部八卷二十八品、進では前四味退では涅槃經等の一代諸經總じて之を括るに但一經なり、始寂滅道場より終り般若經に至るまでは序分なり、無量義經法華經普賢經の十卷は正宗なり、涅槃

經等は流通分なり。

九四

(觀心本尊鈔九四〇)

二 正宗の十卷の中に於て亦序正流通あり、無量義經並に序品は序分なり、方便品より分別功德十九行の偈に至るまでの十五品半は正宗分なり、分別功德品の現在の四信より普賢經に至るまでの十一品半と一卷は流通分なり。(同上)

三 又法華經等の十卷に於ても二經あり各序正流通を具するなり。無量義經と序品は序分なり、方便品より人記品に至るまでの八品は正宗分なり、法師品より安樂行品に至るまでの五品は流通分なり、其教主を論ずれば始成正覺の佛、本無今有の百界千如を説て已今當に超過せる隨自意難信難解の正法なり、過去の結縁を尋れば大通十六の時佛界の下種を下し、進では花嚴經等の前四味を以て助縁となして大通の種子を覺知せしむ、此は佛の本意に非ず但だ毒發等の一分なり、二乘凡夫等は前四味を縁とし漸々に法華に來至して種子を顯し開顯を遂るの機是なり、又在世に於て始て八品を聞く人天等或は一句一偈等を聞て下種となし或は熟し或は脱し、或は普賢涅槃等に至り、或は正像末等に小權等を以て縁として法華に入る、例せば在世の前四味の者の如し。(同上九四一)

四 又本門十四品の一經に序正流通あり、涌出品の半を序分とし、壽量品と前後の二半此を正宗とす、其餘は流通分なり、其教主を論ずれば始成正覺の釋尊に非ず、所説の法門亦天地の如し、十界久遠の上に國土世間既に顯る一念三千殆ど竹膜を隔たり、又迹門並に前四味無量義經涅槃經等の三説は

悉く隨他意の易信易解、本門は三説の外の難信難解隨自意なり。

(同上)

五 又本門に於ても序正流通あり、過去大通佛の法華經より乃至現在の華嚴經乃至迹門十四品涅槃經等の一代五十餘年の諸經、十方三世諸佛の微塵の經々は皆壽量の序分なり。(同上)

六 一品二半よりの外は小乗教邪教未得道教覆相教と名く、其機を論ずれば德薄垢重幼稚貧窮孤露にして禽獸に同じ、爾前迹門の圓教すら尙佛因に非ず、何況や大日經等の諸の小乘經をや、何に況や華嚴眞言等の七宗等の論師人師の宗をや、與て之を論ずれば前三教を出す奢て之を云ば藏通に同ず、設ひ法は甚深と稱すとも未だ種熟脱を論せず還て灰斷に同ず、化の始終無しとは是なり、譬ば王女たりと雖も畜種を懷妊すれば其子尙旃陀羅に劣れるが如し。(同上九四二)

第七項 五重對判

(一) 内外對判

一 夫一切衆生の尊敬すべき者三あり所謂主師親これなり、又習學すべき物三あり所謂儒外内これなり、儒家には三皇五帝三王此等を天尊と號す、諸臣の頭身萬民の橋梁なり……尹壽は堯王の師務成は舜王の師太公望は文王の師老子は孔子の師なり、此等を四聖とがうす、天尊頭をかたづけ萬民掌をあわす、此等の聖人に三墳五典三史等の三千餘卷の書あり、其所詮は三玄をいえず、三玄とは一には有の玄周公等此を立つ、二には無の玄老子等、三には亦有亦無莊子が玄これなり、玄とは黒なり、

父母未生已前をたづねれば或は元氣より生じ或は貴賤苦樂是非得失等は皆自然等云云、かくの如く巧に立といえどもいまだ過去未來を一分もしらず、玄なり黒なり幽なりかるがゆへに玄といふ、但現在計りしれるにいたり、現在にをひて仁義を制し身をまほり國を安ず、此に相違すれば族をほろぼし家を亡す等といふ、此等の賢聖の人々は聖人なりといえども過去をしらざる凡夫の背をみず、未來を鑑みざること盲人の前をみざるが如し、但現在に家を治め孝をいたし堅く五常を行すれば傍輩もうやまい名も國にきこる賢王もこれを召して或は臣となし或は師とたのみ或は位をゆづり天も來て守りつかう……而りといえども過去未來をしらざれば父母主君師匠の後世をもたすけず不知恩の者なりまことの賢聖にあらず、孔子が此土に聖賢なし西方に佛圖といふ者あり此聖人なりといひて外典を佛法の初門となせしこれなり、禮樂等を教て内典わたらば戒定慧をしりやすからせんがため、王臣を教て尊卑をさだめ父母を教て孝の高をしらしめ師匠を教て歸依をしらしむ、妙樂大師云く、佛教流化實賴於茲禮樂前驅真道後啓等云云、二には月氏の外道が三目八臂の摩醯首羅天毗紐天此二天をば一切衆生の慈父慈母又天尊主君と號す、迦毗羅樓僧佉勒婆婆此三人をば三仙となづく、此等は佛前八百已前已後の仙人なり、此三仙の所説を四韋陀と號す六萬歳あり、乃至佛出世に當て六師外道此外經を傳習して五天竺の王の師となる、支流九十五六等にもなれり……其見の深こと巧なるさま儒家にはにるべくもなし、或は過去二生三生乃至七生八萬劫を照見し又兼て未來八萬劫を

しる、其所説の法門の極理或は因中有果或は因中無果或は因中亦有果亦無果等云々此外道の極理なり、所謂善き外道は五戒十善戒等を持て有漏の禪定を修し上色無色をきわめ、上界を涅槃と立て屈歩蟲のごとくせめのぼれども非想天より返て三惡道に墮つ一人として天に留るものなし、而ども天を極る者は永くかへらすともる各々自師の義をうけて堅く執するゆへに、或は冬寒に一日に三度恒河に浴し或は髪をぬき或は巖に身をなげ、或は身を火にあぶり或は五處をやく、或は裸形或は馬を多く殺せば福をう、或は草木をやき或は一切の木を禮す、此等の邪義其數をしらず、師を恭敬する事諸天の帝釋をうやまい諸臣の皇帝を拜するが如し、しかれども外道の法九十五種善惡につけて一人も生死をはなれず、善師につかへては二生三生等に惡道に墮ち、惡師につかへては須次生に惡道に墮つ……三に大覺世尊此一切衆生の大導師大眼目大橋梁大船師大福田等なり、外典外道の四聖三仙は其名は賢なりといへども、實には因果を辨ざる事嬰兒のごとし、彼を船として生死の大海をわたるべしや、彼を橋として六道の巷こへがたし、我大師は變易猶わたり給へり況や分段の生死をや元品の無明の根本猶かたぶけ給へり況や見思枝葉の龜惑をや、此佛陀は三十成道より八十御入滅にいたるまで五十年が間一代の聖教を説き給へり、一字一句皆眞言なり一文一偈妄語にあらず……されば一代五十年の説教は外典外道に對すれば大乘なり大人の實語なるべし、初成道の始より泥洹の夕にいたるまで説ところの所説皆眞實なり。

二 欽明天皇……十三年十月十三日西辛百濟國の聖明皇金銅の釋迦佛を渡し奉る……其表文に云く臣聞萬法之中佛法最善世間之道佛法最上天皇陛下亦應修行故敬捧佛像經教法師附使貢獻宜信行者上。

(神國王御書一三五〇)

三 内典の人外典をよむ得道のためにはあらず才學のためか、山寺の小兒の俱舎の頌をよむ得道のためか……これみな法華經を證と心へ給はん梯磴なるべし。

(法門可申鈔六二四)

四 外道と申は先佛の經々を見て讀みそこなひ候しより事をこれり。

(三三藏新雨事一二五九)

(二) 大小對判

一 但し佛教に入て五十餘年の經々八萬法藏を勘たるに小乘あり大乘あり……俱舎成實律等は阿舎經により六界を明して四界をしらず、十方唯一佛一方有佛だにもあかさず、一切有情悉有佛性とこそとがざらめ、一人の佛性猶ゆるさず、而るを律宗成實宗等の十方有佛有佛性など申すは、佛滅後の人師等の大乘の義を自宗に盗入れたるなるべし。

(開目鈔七五一)

二 一向大乘の國には小乘經をあながちにいむ事なり、しいてこれを弘通すれば國もわづらひ人も惡道まぬがれがたし、又初心の人には二法を並て修行せしむる事をゆるさず、月氏の習には一向小乘の寺の者は王路を行かず、一向大乘の僧は左右の路をふむ事なし、井の水河の水同く飲事なし、何況や一房に栖みなんや、されば法華經に佛説き玉ふに但樂受持大乘經典乃至不受餘經一偈、又云く又

不親近求聲聞比丘比丘尼優婆塞優婆夷、又云く亦不問訊等云云、設ひ親父たれども一向小乘の寺に住する比丘比丘尼をば一向大乘の寺の子息これを禮拜せず親近せず何況や其法を修行せんや、大小兼學の寺は後心の菩薩なり。

(下山鈔一五五七)

(三) 權實對判

一 但し法華經計り教主釋尊の正言なり三世十方の諸佛の眞言なり、大覺世尊は四十餘年の年限を指して其内の恒河の諸經を未顯眞實、八年の法華は要當說眞實と定め給しかば、多寶佛大地より出現して皆是眞實と證明す、分身の諸佛來集して長舌を梵天に付く、此言赫赫たり明明たり晴天の日よりもあきらかに夜中の満月のごとし、仰て信せよ伏て懷べし。

(開目鈔七五一)

二 此に予愚見を以て前四十餘年と後八年との相違をかんがへみるに、其相違多といえども先世間の學者もゆるし、我が身にもさもやとうちをばうる事は二乗作佛久遠實成なるべし。

(同上七五四)

三 如來布教の元旨は元より二乗の爲也、一代の化儀三周の善巧併ら二乗を正意とし給へり、されば華嚴經には地獄の衆生は佛になるとも二乗は佛になるべからずと嫌ひ、方等には高峯に蓮の生ざるやうに二乗は佛の種を焦たりと云はれ、般若には五逆罪の者は佛になるべし二乗は叶べからずと捨らる、かゝるあさましき捨者の佛になるを以て如來の本意とし法華經の規模とす、之に依て天台の云く華嚴大品不能治之唯有法華能令無學還生善根得成佛道所以稱妙、又闡提有心猶可作佛二

乘滅智心不可生法華能治復稱爲妙云云、此文の心は委く申に及ばず、誠に知ぬ華嚴方等小品等の法薬も二乗の重病をばいやさず、又三惡道の罪人をも菩薩ぞと爾前の經にはゆるせども二乗をばゆるさず、之に依て妙樂大師は餘趣會實諸經或有二乘全無故合菩薩對於二乘從難而説と釋し給へり、しかのみならず二乗の作佛は一切衆生の成佛を顯すと天台は判じ給へり、修羅が大海を渡らんをば是難しとやせん、嬰兒の力士を投ん何ぞたやすしとせん、然ば則ち佛性の種ある者は佛になるべしと爾前にも説ども、未だ焦種の者作佛すべしとは説かず、かゝる重病をたやすくいやすは獨り法華の良薬也、只須く汝佛にならんと思はば、慢のはたほこをたをし忿りの杖をすて、偏に一乘に歸すべし。

(持法華問答鈔四六九)

四 されば佛此の疑を晴させ給はずば一代聖教は泡沫に同じ一切衆生は疑網にかゝるべし、壽量の一品の大切なるこれなり、其後佛壽量品を説て云く一切世間天人及阿修羅皆謂今釋迦牟尼佛出釋氏宮去伽耶城不遠坐道場得阿耨多羅三藐三菩提……然善男子我實成佛已來無量無邊百千萬億那由陀切等云云、此文は華嚴經の三處の始成正覺、阿含經の初成、淨名經の始坐佛樹、大集經の始十六年、大日經の我昔坐道場、仁王經の二十九年……等を一言に大虛妄なりと破る文なり、此過去常顯る、時諸佛皆釋尊の分身なり……今華嚴の臺上方等般若大日經等の諸佛は皆釋尊の眷屬なり……佛久遠の佛なれば迹化他方の大菩薩も教主釋尊の御弟子也、一切經の中に此壽量品ましまさずば天に日月

の國に大王の山河に珠の人に神のなからんが如くしてあるべきを、華嚴眞言等の權宗の智者とをほしき、澄觀嘉祥慈恩弘法等の一往權宗の人々且は自の依經を讚歎せんために、或は云く華嚴經の教主は報身法華經は應身と、或は云く法華壽量品の佛は無明の邊域大日經の佛は明の分位等云云、雲は月をかくし讒臣は賢人をかくす、人讒ば黃石も玉とみへ諛臣も賢人かとをぼゆ、今濁世の學者等彼等の讒義に隱て壽量品の玉を翫はず、又天台宗の人々も誑かされて金石一同のをもひをなせる人々もあり……今久遠實成あらはれぬれば東方の藥師如來の日光月光、西方阿彌陀如來の觀音勢至、乃至十方世界の諸佛の御弟子、大日金剛頂等の兩部の大日如來の御弟子の大菩薩猶教主釋尊の御弟子也、諸佛釋迦如來の分身たる上は諸佛の所化申にをよばず、何に況や此土の劫初よりこのかたの日月衆星等教主釋尊の御弟子にあらずや。

(開目鈔七八九)

五 華嚴乃至般若大日經等は二乗作佛を隱すのみならず久遠實成を説きかくさせ給へり、此等の經々に二の失あり、一には行布を存する故に仍未だ權を開かず、迹門の一念三千をかくせり、二には始成を言ふ故に未だ迹を發せず、本門の久遠をかくせり、此等の二の大法は一代の綱骨一切經の心髓なり。

(開目鈔七六四)

六 法華經の法師品に釋迦如來金口の誠言をもて五十餘年の一切經の勝劣を定て云く、我所說經典無量千萬億已說今說當說而於其中此法華經最爲難信難解等云云、此經文は釋迦如來一佛の説なりとも

等覺已下は仰て信すべき上、多寶佛東方より來て眞實なりと證明し、十方の諸佛集て釋迦佛と同一
廣長舌を梵天に付け給ふ。
(報恩鈔一四五)

七 今末の論師本の入師の邪義を捨置て専ら本經本論を引き見るに、五十餘年の諸經の中法華經第四
法師品の中の已今當の三字最も第一也、諸の論師諸の入師定て此經文を見ける歟、雖然或は相似の
經文に狂ひ或は本師の邪會に執し或は王臣等の歸依を恐るゝ歟、所謂金光明經の是諸經之王、密嚴
經の一切經中勝、六波羅密經の總持第一、大日經の云何菩提、華嚴經の能信是經最爲難、般若經の
會入法性不見一事、大智度論の般若波羅密最第一也、涅槃論の今日涅槃理等也、此等の諸文は法
華經の已今當の三字に相似せる文なり、雖然或は梵帝四天等の諸經に對當すれば是諸經の王なり、
或は小乘經に相對すれば諸經の中の王なり、或は華嚴勝鬘等の經に相對すれば一切の經の中に勝れ
たり、全く五十餘年の大小權實顯密の諸經に相對して是諸經の王の大王なるに非ず、所詮所對を見
て經々の勝劣を辨べき也、強敵を臥伏するに始て大力を知見する是也、其上諸經の勝劣は釋尊一佛
の淺深也、全く多寶分身の助言を加るには非ず、私説を以て公事に混すること勿れ。
(法華取要鈔一〇三七)

八 設ひ此經第一とも諸經の王とも申候へ皆是權經也、其語によるべからず、之に依て佛は了義經に
よりて不了義經によらざれと説き、妙樂大師は縱有經云諸經之王不云已今當説最爲第一兼但對帶

其義可知と釋し給へり、此釋の心は設ひ經ありて諸經の王とは云とも、前に説つる經にも後に説ん
ずる經にも此經はまされりと云はずば、方便の經としれと云釋也。
(持法華問答鈔四六七)

九 一切經は皆佛の金口の説、不安語の御言なり、然ども法華經に對しまいらすれば妄語のごとし綺語
のごとし惡口のごとし兩舌のごとし、此御經こそ實語の中の實語にて候へ。
(日妙聖人御書八六四)

一〇 爾前の經々は萬差なれども、束て此を論すれば、隨他意と申て衆生の心をとかれてはんべり；
…衆生の心は皆善につけ惡につけて迷を本とするゆへに佛にはならざるか。
(顯勝法鈔四四三)

一一 設ひ爾前の圓を今の法華に開會し入るゝとも、爾前の圓は法華の一味となる事無し、法華の體
内に開會し入られても體内の權と云れて實とは云れざるなり、體内の權を體外に取出して且く於一
佛乘分別説三する時、權に於て圓の名を付て三乗の中の圓教と被云たる也、依之古も金杖の譬を以
て三乗にあて、沙汰する事あり、譬へば金杖を三に打をりて一づ、三乗の機根に與へて、何れも皆金
なり然ば何ぞ同じ金に於て差別の思をなして勝劣を判せんやと談合したり、此はうち聞く所はさも
やと覺へたれども、惡く學者の心得たる也、今云く此義は譬へば法華の體内の權の金杖を佛三根に
あてて、體外に三度うちふり給へる其影を、機根が見付すして皆眞實の思を成て、己が見に任せ
るなり、其眞實には金杖を打折て三になしたる事が有らばこそ、今の譬は合譬とはならぬ、佛は權
の金杖を折すして三度ふり給へるを、機根ありて三に成たりと執著し心得たる、返々不心得の大邪

見也大邪見也、三度振たるも法華の體内の權の功德を、體外の三根に配て三度振たるにてこそ有れ、全く妙體不思議の圓實を振たる事無なり、然ば體外の影の三乗の體内の本の權の本體へ開會し入れば、本の體内の權と被云全く體内の圓とは不成也、此心を以て體内體外の權實の法門をば得意辨ふべき者也。

(諸宗問答鈔一〇〇)

二 難じて云く爾前の經をば未顯眞實と捨てながら安國論には爾前の經を引き文證とする事自語相違と不審の事前々申せし如し、總じて一代聖教を大に分て二と爲す一には大綱二には綱目なり、初の大綱とは成佛得道の教なり成佛の教とは法華經なり、次に綱目とは法華已前の諸經なり、彼諸經等は不成佛の教なり、成佛得道の文言之を説くと雖も但名字のみ有て其實義有ること無し云云、但し權教に於ても成佛得道の外は説相空しかるべからず法華の爲の綱目なるが故に、所詮成佛の大綱を法華に之を説き其餘の綱目は衆典に明す、法華の爲の綱目なるが故に法華の證文に之を引き用ゆべき也、其上法華經にて實義有るべきを爾前の經にして名字計ののしる事全く法華の爲也、然る間尤も法華の證文となるべし、問ふ法華を大綱とする證如何、答ふ天台は當知此法唯論如來說教大綱不委細綱目也と、問ふ爾前を綱目とする證如何、答ふ妙樂の云く皮膚毛綵出在衆典云云、問ふ成佛は法華に限ると云ふ證如何、答ふ經云唯一乘法無二亦無三文、問ふ爾前爲法華證如何、答ふ經云雖示種種道爲佛乘。

(觀心本尊得意鈔一三三一)

三 法華經をば國王父母日月大海須彌山天地の如くおぼしめせ、諸經をば關白大臣公卿乃至萬民衆星江河諸山草木等の如くおぼしめすべし。

(唱法華題目鈔三三五)

(四) 本迹對判

一 迹門方便品は一念三千二乗作佛を説て爾前二失の一を脱たり、しかりといえどもいまだ發迹顯本せざればまことの一念三千もあらはれず二乗作佛も定まらず、水中の月を見るがごとし根なし草の波上に浮るにいたり、本門にいたりて始成正覺をやぶれば四教の果をやぶる、四教の果をやぶれば四教の因やぶれぬ、爾前迹門の十界の因果を打やぶて本門の十界の因果をとき顯す、此即ち本因本果の法門なり、九界も無始の佛果に具し、佛界も無始の九界に備て、眞の十界互具百界千如一念三千なるべし、かうてかへりみれば華嚴經の臺上十方阿含經の小釋迦方等般若の金光明經の阿彌陀經の權佛等は、此壽量品の佛の天月しばらく大小の器にして浮給を、諸宗の學者等近は自宗に迷ひ違は法華經の壽量品をしらず、水中の月に實月の想をなし或は入て取んとをもひ或は繩をつけてつなぎとめんとす、天台云く不識天月但觀池月等云云……迹門十四品も一向に爾前に同す、本門十四品も涌出壽量の二品を除ては皆始成を存せり、雙林最後の大般涅槃經四十卷其外の法華前後の諸大乘經に一字一句もなく、法身の無始無終はとけども應身報身の顯本はとかれず。(開目鈔七六五)

二 記の九に云く若し方便教は二門俱に虚なり、因門開け竟りて果門に望れば則ち一實一虚なり、本

門顯れ竟れば則ち二種俱に實なり^上、此釋の意は本門未だ顯れざる以前は本門に對すれば尙迹門を以て名けて虚と爲す、若し本門顯れ已ぬれば迹門の佛因即本門の佛果なるが故に天月水月本有の法と成りて本迹俱に三世常住と顯るゝなり、一切衆生の始覺を名けて迹門の圓因と言ひ一切衆生の本覺を名けて本門の圓果と爲す、修一圓因感一圓果とは是なり、如是法門を談するの時迹門爾前は若し本門顯れざれば六道を出でず何ぞ九界を出んや。
(十法界鈔二九五)

三 二十八品本迹の高下勝劣淺深は教相の所談なり、今は(觀心)此義を用ひず。

(授職灌頂口傳鈔一〇二七)

四 末法今の時は一向本門の弘まらせ給ふべき時なり、迹門の弘まらせ給ふべき時は已に過ぎて二百餘年なり、天台傳教こそ其能弘の人にてましまし候しかども、それもはや入滅し給ひぬ、日蓮は今時を得たり、豈所囑の本門を弘めざらんや、本迹二門は機も法も時も遙に各別なり。

(妙一女御返事一九八三)

五 太田方の人々 迹門得道あるべからずと申され候由其間候是は以の外の謬なり、御得意候へ本迹二門の淺深勝劣與奪傍正は時と機とに依べし、一代聖教を弘むべき時に三あり機もて爾なり、佛滅後正法の始の五百年は一向小乗後の五百年は權大乘、像法一千年は法華經の迹門等なり、末法の初には一向に本門なり一向に本門の時なればとて迹門を捨べきにあらず、法華經一部に於て前の十

四品を捨べき經文無之、本迹の所判は一代聖教を三重に配當する時爾前迹門は正法像法或は末法は本門の弘まらせ給べき時なり、今の時は正には本門傍には迹門なり、迹門無得道と云て迹門を捨て、一向本門に心を入させ給ふ人々は、いまだ日蓮が本意の法門を習はせ給はざるにこそ以の外の僻見なり、私ならざる法門を僻案せん人は偏に天魔波旬の其身に入替て、人をして自身ともに無間大城に墮べきにて候、つたなしつたなし。
(四菩薩造立鈔一八五七)

六 教信の御房觀心本尊鈔の未得等の文字に付て迹門をよまじと疑心の候なる事不相傳の僻見にて候か……所詮在々處々に迹門を捨よと書て候事は今我等が讀所の迹門にては候はず、叡山天台宗の過時の迹を破し候なり、設ひ天台傳教の如く法のまゝなりとも今末法に至ては去年の曆の如し、何況や慈覺より已來大小權實に迷て大謗法に同するをや、然る間像法の時の利益も無之増て末法に於けるをや。
(觀心本尊得意鈔一三三〇)

(五) 教觀對判

一 又云く(懷中)本門に於て亦二種有り一には隨他本門二には隨自本門なり、初に隨他本門とは五百塵點の本初の實成は正しく本行菩薩道所修の行に由る、久遠を説と雖も其時分を定め遠本を明すと雖も因に由て果を得るの義は始成の説に順ず、具に壽量品の中に説く所の五百塵點等の如し文、又云く次に隨自本門眞實の本とは釋迦如來は是三千世間の總體無始より來た本來自證無作の三身法々皆

具足して闕減有ることなし、文に云く如來の秘密神通之力と、觀普賢經に云く釋迦牟尼佛名毘盧遮那遍一切處其佛住處名常寂光^二文

(今此三界合文四〇三)

二 此品(壽量)の肝要は釋尊の無作三身を明して弟子の三身を増進せしめんと欲す、今の疏に云く今正詮量本地三佛功德故言如來壽量品^三文、此三身は無始本覺の三身なりと雖も且らく五百塵點劫の成佛を立つ三身即三世常住なり、今弟子の始覺の三身も亦我が如く顯して三世常住の無作を成すべき也。

(授職灌頂口傳鈔一〇二八)

三 一念三千の法門は但法華經本門壽量品の文の底に秘して沈めたり、龍樹天親知てしかもいまだひろいゝださず、但我が天台智者のみこれをいだけり。

(開目鈔七五一)

四 教は二十八品なり意は題目の五字なり。

(日向記六五)

五 酒に重々これあり、權教は酒法華經は醒めたり、本迹相對するときは迹門は酒なり始覺の故なり本門は醒めたり本覺の故なり、又本迹二門は酒なり南無妙法蓮華經は醒めたり。

(御義口傳五六)

六 無上に重々の仔細あり、外道の法に對すれば三藏教は無上外道の法は有上なり、又三藏教は有上通教は無上、通教は有上別教は無上、別教は有上圓教は無上なり、又爾前の圓教は有上法華の圓は無上、又迹門は有上本門の圓は無上乃至今日蓮の類の心は無上とは南無妙法蓮華經無上の中の無上なり。

(同上四〇)

七 諸經の勝劣は成佛の有無なり。

(教行證仰書二一九)

八 詮するところは信をとらんが爲めなり。

(報恩鈔一四七五)

第八項 種脫相對

一 種熟脫の法門法華經の肝心なり、三世十方の佛は必ず妙法蓮華經の五字を種として佛に成り給へり、南無阿彌陀佛は佛種にはあらず眞言五戒等も種ならず、能々此事を習ひ給べし。

(筒御器鈔一九三〇)

二 在世の本門と末法の初は一同に純圓なり、但し彼は脫此は種、彼は一品二半此は但だ題目の五字なり。

(觀心本尊鈔九四二)

三 總じては迹化の菩薩此品(壽量)に手をつけいろうべきに非る者なり、彼は迹表本裏此は本面迹裏なり、而も當品は末法の要法に非るか、其故は此品は在世の脫益なり、題目の五字計り當今の下種なり、然ば在世は脫益滅後は下種なり、仍て下種を以て末法の詮とす。

(御義口傳九二)

四 法華經本迹相對して論するに迹門尙始成正覺の旨を明す、故にいまだ留難にかゝれり、本門はかかる留難を去りたり、雖然題目の五字に相對する時は末法の機にかなはざる法なり、眞實一切衆生色心の留難を止むる秘術は唯南無妙法蓮華經なり。

(四條金吾殿御書一六三六)

第三節 鑑 機

一一〇

一 機とは佛教を弘める人は必ず機根を知るべし、舍利弗尊者は金師に不淨觀を教へ浣衣の者に數息觀を教ゆる間、九十日を経て所化の弟子佛法を一分も覺ずして還て邪見を起し一團提と成り畢ぬ、佛は金師に數息觀を教へ浣衣の者に不淨觀を教へ玉ふ故に須臾の間に覺ることを得たり、智慧第一の舍利弗すら尙機を知らず、何況や末代の凡師機を知り難し、但し機を知らざる凡師は所化の弟子に一向に法華經を教ゆべし、問て云く無智人中莫說此經の文は如何、答て云く機を知るは智人の說法する事なり、又謗法の者に向ては一向に法華經を説くべし毒鼓の縁と成んが爲なり、例せば不輕菩薩の如し、亦智者と成るべき機と知らば必ず先づ小乘を教へ次に權大乘を教へ後に實大乘を教ふべし、愚者と知らば必ず先づ實大乘を教ゆべし信謗共に下種と爲れば也。
(教機時國鈔四二四)

二 日本國の一切衆生は桓武皇帝より已來四百餘年一向に法華經の機也、例せば靈山八箇年の純圓の機たるが如し……是機を知れる也、而るを當世の學者の云く日本國は一向稱名念佛の機なり等と云云、例せば舍利弗の機に迷ふて所化の衆を一團提と成せしが如し。
(同上四二七)

三 正法には教行證の三俱に兼備せり、像法には教行のみ有て證無し、今末法に入ては教のみ有て行證無し、在世結縁の者一人も無し權實の二機悉く失せり、此時は濁惡たる當世の逆謗の二人に、初

て本門の肝心壽量品の南無妙法蓮華經を以て下種と爲す、是好良藥今留在此汝可取服勿憂不差是也。
(教行證御書一一一五)

第四節 察 時

一 時とは佛教を弘めん人は必ず時を知るべし、譬ば農人の秋冬田作るに種と地と人の功勞とは違ざれども一分も益無く還て損す、一段を作るものは少損なり一町二町等のものは大損なり、春夏耕作すれば上中下に隨て分々に益あるが如し、佛法も亦復是の如く時を知らずして法を弘めば益無き上還て惡道に墮するなり、佛出世し玉ふて必ず法華經を説んと欲するに縦ひ機有れども時無きが故に四十餘年此經を説き玉はず、故に經に云く說時未至故等と云云、佛の滅後の次の日より正法一千年は持戒の者は多く破戒の者は少し、正法一千年の次の日より像法一千年は破戒の者は多く無戒の者は少し、像法一千年の次の日より末法一萬年は破戒の者は少く無戒の者は多し、正法には破戒無戒を捨て、持戒の者を供養すべし、像法には無戒を捨て、破戒の者を供養すべし、末法には無戒の者を供養すること佛の如くすべし、但し法華經を謗せん者せば正像末の三時に互りて持戒の者をも破戒の者をも共に供養すべからず、供養せば必ず國に三災七難起り必ず無間大城に墮すべき也、法華經の行者の權經を謗するは主君親師の所從子息弟子等を罰するが如し、權經の行者の法華經を謗す

るは所従子息弟子等の主君親師を對するが如し、又當世は末法に入て二百一十餘年なり、權經念佛等の時か法華經の時か能々時刻を勘ふべき也。

(教機時國鈔四二五)

二 佛法を學せん法は必ず先づ時を習ふべし。

(撰時鈔一一八九)

三 小乗流布して得益あるべき時もあり、實教流布して佛果を得べき時もあり、然るに正像二千年は小乗權大乘の流布の時なり、末法の始の五百年には純圓一實の法華經のみ廣宣流布の時也。

(如說修行鈔九七〇)

四 十信の菩薩より等覺の居士にいたるまで、時と機とをば相ひ知りたき事なり……佛眼をかつて時機をかんがへよ、佛日を用て國土をてらせ……大集經に大覺世尊月藏菩薩に對して未來の時を定給へり、所謂我が滅度の後の五百歳の中には解脫堅固、次の五百年には禪定堅固^{已上二}、次の五百年には讀誦多聞堅固、次の五百年には多造塔寺堅固^{已上二}、次の五百年には於我法中鬪諍言訟白法隱沒等云云。

(同上二一九一)

五 彼の大集經の白法隱沒の時は第五の五百歳にして當世なる事は疑なし、但し彼の白法隱沒の次には法華經の肝心たる南無妙法蓮華經の大白法の、一閻浮提の内に入萬の國あり、其國々に八萬の王あり、王々ごとに臣下竝に萬民までも、今日本國に彌陀稱名を四衆の口々に唱がごとく、廣宣流布せさせ給べきなり……法華經の第七に云く我滅度後後五百歳中廣宣流布於閻浮提無令斷絶等云

云、經文は大集經の白法隱沒の次の時をとかせ給に廣宣流布と云云、同第六の卷に云く惡世末法時能持是經者等云云、又第五の卷に云く於後末世法欲滅時等。

(撰時鈔一一九三)

六 醫師の習ひ病に隨て藥を授くる事なれば、我滅後五百年が間は迦葉阿難等に小乗經の藥を以て一切衆生に與よ、次の五百年が間は文殊師利菩薩彌勒菩薩龍樹菩薩天親菩薩に華嚴經大日經般若經等の藥を一切衆生に授よ、我滅後一千年過て像法の時には藥王菩薩觀世音菩薩等、法華經の題目を除て餘の法門の藥を一切衆生に授よ、末法に入なば迦葉阿難等文殊彌勒菩薩等藥王觀音等の讓られし處の小乗經大乘經並に法華經は文字はありとも衆生の病の藥とはなるべからず、所謂病は重し藥は淺し、其時上行菩薩出現して妙法蓮華經の五字を一閻浮提の一切衆生に授くべし。

(高橋入道殿御返事二二七九)

七 法華經は一法なれども機にしたがひ時によりて其行萬差なるべし、佛記して云く我滅後正像二千年過ぎて末法の始に此法華經の肝心題目の五字計を弘めんもの出來すべし。(種々御振舞御書一三八八)

(佐渡御書八二九)

八 正法は一字一句なれども時機に叶ひぬれば必ず得道なるべし、千經萬論を習學すれども時機に相違すれば叶ふべからず。

(上野殿御書一八九一)

九 一切の事は時による事に候か、春は花秋は月と申事も時なり。

一〇 日本國の當世は如來の滅後二千二百一十餘年、後五百歳に當て妙法蓮華經廣宣流布の時刻なり、

是時を知れる也、而るに日本國の當世の學者或は法華經を抛て一向に稱名念佛を行ひ、或は小乘の戒律を教へて叡山の僧を蔑り、或は教外を立て、法華の正法を輕しむ、此等は時に迷へる者か、例せば勝意比丘が喜根菩薩を謗し徳光論師が彌勒菩薩を蔑りて阿鼻の大苦を招きしが如し。

(教機時國鈔四二七)

第五節 知 國

一 國とは佛教は必ず國に依て之を弘むべし、國には寒國熱國貧國富國中國邊國大國小國一向偷盜國一向殺生國一向不孝國等之れ有り、又一向小乘國一向大乘國大小兼學國も之れ有り、而るに日本國は一向に小乘の國か大小兼學の國か能々之を勘ふべし。

(教機時國鈔四二六)

二 國に隨て人の心不定なり、たとへば江南の橘の淮北にうつされて枳となる、心なき草木すらところによる、まして心あらんもの何ぞ所によらざらん、されば玄奘三藏の西域と申す文は、天竺の國を多く記したるに、國の習として、不孝なる國もあり孝の心ある國もあり、瞋恚のさかんなる國もあり愚癡の多き國もあり、一向に小乘を用る國もあり、一向大乘を用る國もあり、大小兼學する國もありと見へ侍り 又一向に殺生の國一向に偷盜の國、又殺の多き國又粟等の多き國不定也、抑日本國はいかなる教を習てか生死を離べき國と勘たるに、法華經に云く於如來滅後閻浮提内廣令

流布使不斷絶云云、此文の心は法華經は南閻浮提の人のための有縁の經也、彌勒菩薩の云く東方有_レ小國唯有_レ大機等云云、此論の文の如きは閻浮提の内にも東の小國に大乘經の機ある歟、肇公の記に云く茲典は東北の小國にあり等云云、法華經は東北の國に縁ありとかゝれたり、安然和尚の云く我日本國皆信大乘等云云、慧心の一乗要決に云く日本一州圓機純一等云云、釋迦如來彌勒菩薩須梨耶蘇摩三藏羅什三藏僧肇法師安然和尚慧心先德等の心ならば日本國は純ら法華經の機なり、一句一偈なりとも行せば必ず得道なるべし、有縁の法なるが故なり。たとへばくろがねを磁石のすうが如し、方諸の水をまねくにたり、念佛等の餘善は無縁の國なり、磁石のかねをすわす、方諸の水をまねかざるが如し……されば法は必ず國をかんがみて弘むべし、彼の國によりし法なれば必ず此の國にもよかるべしとは想べからず。

(南條兵衛七郎殿御書五二〇)

三 當品(善量也)流布の國土とは日本國なり、惣じては南閻浮提なり。

(御義口傳一〇四)

四 日本國は一向に法華經の國なり、例せば舍衛國の一向に大乘なりしが如し……是國を知れる者なり、而るに當世の學者日本國の衆生に一向に小乘の戒律を授け一向に念佛者等となすは、譬へば寶器に穢食を入たるが如し。

(教機時國鈔四八二)

五 經文の如くならば日蓮を流罪するは國土滅亡の先兆也、其上御勘氣已前に其由之を勘出す、所謂立正安國論是也誰か之を疑はん之を以て歎と爲す、但し佛滅後今に二千二百二十二年也、正法一千

年には龍樹天親佛の御使と爲て法を弘む、雖然但小權の二教を弘通して實大乘をば未だ之を弘通せず、像法に入て五百年に天台大師漢土に出現して南北の邪義を破失して正義を立て玉ふ、所謂教門の五時觀門の一念三千是也、國を擧て小釋迦と號す、雖然圓定圓慧に於ては之を弘宣して圓戒は未だ之を弘めず、佛滅後一千八百年に入て日本の傳教大師世に出現して欽明より已來二百餘年の間の六宗の邪義之を破失す、其上天台の未だ弘め玉はざる圓頓戒之を弘宣し玉ふ所謂叡山圓頓の大戒是也、但し佛滅後二千餘年三朝の間數萬の寺々有之、雖然本門の教主の寺塔地涌千界の菩薩に別に授與し玉ふ所の妙法蓮華經の五字未だ之を弘通せず、經文に有て國土には無し時機の未だ至らざる故歟、佛記して云く我滅度後後五百歲中廣宣流布於閻浮提無令斷絕等云云……當に知るべし殘る所の本門の教主妙法の五字一閻浮提に流布せんこと疑無き者歟。

(波木井三郎殿御返事九八三)

第六節 考 序

一 五に教法流布の先後とは、未だ佛法渡らざる國には未だ佛法を聽ざる者あり、既に佛法渡れる國には佛法を信する者あり、必ず先に弘まる法を知て後の法を弘むべし、先に小乘權大乘弘らば後に必ず實大乘を弘むべし、先に實大乘弘らば後に小乘權大乘を弘むべからず、瓦礫を捨て、金珠を取るべし、金珠を捨て、瓦礫を取ること勿れ。

(教養時國鈔四二六)

二 佛法を弘る習必さきに弘ける法の様を知るべき也、例せば病人に藥をあたふるには、先に服したる藥の様を知べし、藥と藥とがゆき合てあらそひをなし人を損する事のある也、さきに外道の法の弘まれる國ならば佛法をもつてこれを破るべし、佛の印度にいで、外道を破り摩騰迦竺法蘭の震旦に來て道士をせめ上宮太子の和國に生て守屋をきりしが如し、佛教に於ても小乘の弘まれる國をば大乘もつて破るべし無著菩薩の世親の小乘を破りしが如し、權大乘の弘まれる國をば實大乘をもつてこれを破るべし天台智者大師の南三北七を破りしが如し、而るに日本國は天台眞言の二宗の弘まりて今に四百餘歲、比丘比丘尼優婆塞優婆夷の四衆皆法華經の機と定めぬ……而るを此五十餘年に法然といふ大謗法の者いできたりて一切衆生をすかして珠に似たる石をもつて珠を投げさせ石をとらせたる也、止觀の五に云く瓦礫を貴んで明珠なりと申すとは是なり。(南條兵衛七郎殿御書五二二)

三 日本國には欽明天皇の御宇に佛法百濟國より渡り始め、桓武天皇に至て二百四十餘年の間此國に小乘權大乘のみ弘め、法華經有りと雖も其義未だ顯れず、例せば震旦國に法華經渡て三百餘年の間法華經有りと雖も其義未だ顯れざりしが如し、桓武天皇の御宇に傳教大師有して小乘權大乘の義を破して法華經の實義を顯せしより已來又異義無く純一に法華經を信す、設ひ華嚴般若深密阿含大小の六宗を學する者も法華經を以て所詮とす、況や天台眞言の學者をや何に況や在家無智の者をや、例せば崑崙山に石無く蓬萊山に毒無きが如し、建仁より已來今に五十餘年の間大日佛陀禪宗を弘め、

法然隆寛淨土宗を興し、實大乘を破して權宗に付き一切經を捨て、教外を立つ、譬ば珠を捨て、石を取り地を離れて空に登るが如し、此は教法流布の先後を知らざる者也、佛誡めて云く惡象に値とも惡知識に値ざれ等云云。

(教機時國鈔四二八)

四 像法一千年の内に入ぬれば月氏の佛法漸く漢土日本に渡り來る、世尊眼前に藥王菩薩等の迹化他方の大菩薩に法華經の半分迹門十四品を譲り給ふ、これは又地涌の大菩薩末法の初に出現せさせ給て本門壽量品の肝心たる南無妙法蓮華經の五字を一閻浮提の一切衆生に唱させ給ふべき先序の爲なり、所謂迹門弘通の衆は南岳天台妙樂傳教等是なり、今の時は世すでに上行菩薩御出現の時尅に當れり……彼の圓頓戒も迹門の大戒なれば今の時の機にあらず、旁叶ふべき事にはあらず。

(下山鈔一五六〇)

五 問曰く此經文(壽量品)の遣使還告は如何、答曰く四依なり、四依に四類あり、小乘の四依は多分は正法の前の五百年に出現す、大乘の四依は多分は正法の後五百年に出現す、三は迹門の四依は多分は像法一千年少分は末法の初也、四に本門の四依は地涌千界にして末法の始に必ず出現すべし、今の遣使還告は地涌也。

(觀心本尊鈔九四四)

第七節 結 說

一 夫れ以れば重病を療治するには良藥を構索し逆謗を救助するには要法には如かず、所謂時を論ずれば正像末、教を論ずれば小大偏圓權實顯密、國を論ずれば中邊の兩國、機を論ずれば已逆と未逆と已謗と未謗と、師を論ずれば凡師と聖師と二乘と菩薩と他方と此土と迹化と本化となり、故に四依の菩薩等滅後に出現し佛の付屬に隨て妄りに經法を演說し玉はず、所詮無智の者未だ大法を謗せざるには忽に大法を與へざれ、惡人たる上已に實大を謗する者には強て之を説くべし。

(曾谷入道殿許御書一〇九六)

二 迦葉阿難等龍樹天親等天台傳教等の諸大聖人知て而も未だ弘宣せざる所の肝要の秘法、法華經の文赫々たり、論釋等に載せざること明々たり、生知は自ら知るべし賢人は明師に值遇して之を信せよ、罪根深重の輩は邪推を以て人を輕んじ之を信せず、且く耳に停め本意に付かば之を喩さん。

(同上二二〇)

三 佛法を修行する法は、必ず經々の大小權實顯密を辨ふべき上、よくよく時を知り機を鑑み申すべき事なり……佛法には賢なる様なる人なれども、時に依り機に依り國に依り先後の弘通に依る事を辨へざれば、身心を苦めて修行すれども驗なき事なり。

(下山鈔一五五六)

四 此五義を知て佛法を弘めば日本國の國師とも成るべき歟。

(教機時國鈔四二七)

第四章 一 祕

第一節 總 說

1110

- 一 玄旨傳に云く一切經の惣要とは謂く妙法蓮華經の五字なり。
(日向記二)
- 二 今末法に入て二百二十餘年五濁強盛にして三災頻に起り、衆と見との二濁國中に充滿し逆と謗との二輩四海に散在す、専ら一闍提の輩を仰て棟梁とたのみ謗法の者を尊重して國師と爲す、孔丘の孝經之を提げて父の頭を打ち釋尊の法華經を口に誦しながら教主に違背す、不孝の國は此國なり勝母の間他境に求めじ、故に青天眼を瞋らして此國を睨み黃地は憤りを含て大地を震ふ、去る正嘉元年の大地動文永元年の大彗星此等の災天は、佛滅後二千二百二十餘年の間月氏漢土日本の内に未だ出現せざる所の大難なり、彼の弗舍密多羅王の五天の寺塔を燒失し漢土の會昌天子の九國の僧尼を還俗せしめしに超過すること百千倍なり、大謗法の輩國中に充滿し一天に彌るに依て起る所の天災なり、大般涅槃經に云く入末法不孝謗法者如大地微塵_取、法滅盡經に法滅盡之時狗犬僧尼如恒河沙等云云_意、今親り此國を見聞するに人毎に此二意の惡あり此等の大惡の輩は何なる祕術を以て之を扶救せん、大覺世尊佛眼を以て末法を鑑知し此逆謗の二罪を對治せしめんが爲に一大祕法を留め置き玉ふ、所謂法華經本門久成の釋尊寶淨世界の多寶佛高五百由旬廣二百五十由旬の大寶塔の中に

二佛座を竝べしこと宛も日月の如し、十方分身の諸佛は高五百由旬の寶樹の下に五由旬の師子の座を並べ敷き衆星の如く列座し玉ひ、四百萬億那由陀の大地に三佛二會に充滿し玉ふの儀式は、華嚴寂場の華藏世界にも勝れ眞言兩界の千二百餘尊にも超たり一切世間の眼なり、此大會に於て六難九易を擧て法華經を流通せんと諸の大菩薩諫曉せしむ、金色世界の文殊師利兜史多宮の彌勒菩薩、寶淨世界の智積菩薩補陀落山の觀世音菩薩等、頭陀第一の大迦葉智慧第一の舍利弗等、三千世界を統領する無量の梵天、須彌の頂に住居する無邊の帝釋、一四天下を照耀せる阿僧祇の日月、十方の佛法を護持せる恆沙の四天王、大地微塵の諸の龍王等、我にも我にも此經を付囑せられよと競ひ望しかども世尊都て之を許し玉はず、爾の時に下方の大地より未見今見の四大菩薩を召し出す、所謂上行菩薩無邊行菩薩淨行菩薩安立行菩薩なり、此大菩薩各々六萬恒河沙の眷屬を具足す、形貌威儀言を以て宣べ難く心を以て量るべからず、初成道の法慧功德林金剛幢金剛藏等の四菩薩各々十恒河沙の眷屬を具足し佛會を莊嚴せしも、大集經の欲色二界の中間の大寶坊に於て來臨せし十方の諸大菩薩も、乃至大日經の八葉の中の四大菩薩も、金剛頂經の三十七尊の中の十六大菩薩等も、此四大菩薩に比較すれば猶帝釋と猿猴と華山と妙高との如し、彌勒菩薩衆の疑を擧て云く乃不識一人_一等云云、妙樂云く所以今見皆不識者乃至智人知起蛇自識蛇等云云、天台又云く見雨猛知龍大見華盛知池深云云、例せば漢王の四將の張良樊噲陳平周勃の四人を商山の四皓李里枳角里先生園公夏

公等の四賢に比するが如し天地雲泥なり、四皓が體たらく頭には白雪を頂き額には西海の波を疊み眉には半月を移し腰には多羅杖を張り、慧帝の左右に侍して世を治められたるの事堯舜の古を移し一天安穩なりし事神農の昔にも異ならず、此四大菩薩も亦復是の如し、法華の會に出現し三佛を莊嚴し誘人の慢幢を倒すこと大風の小樹の枝を吹くが如く、衆會の敬心を致すこと諸天の帝釋に従が如く、提婆の佛を打ちしも舌を出し掌を合せ瞿伽梨の無實を構しも地に臥て失を悔ゆ、文殊等の大聖は身を慚て言を出さず舍利弗等の小聖は智を失ひ頭を低る、爾の時に大覺世尊壽量品を演説し然して後に十神力を示現して四大菩薩に付囑し玉ふ、其所囑の法は何物ぞや、法華經の中にも廣を捨て略を取り略を捨て、要を取る、所謂妙法蓮華經の五字名體宗用教の五重玄なり、例せば九菴淵の相馬の法には玄黃を略して駿逸を取り史陶林の講經の法には細科を捨て元意を取るが如し等、此四大菩薩は釋尊成道の始にも寂滅道場の砌りも來らず、如來入滅の終にも跋提河の邊にも至らず、加之靈山八年間に進では迹門序正の儀式文殊彌勒等の發起影向の諸聖衆にも列ならず、退ては本門流通の座席觀音妙音等の發誓弘經の居士にも交はらず、但此一大祕法を持して本處に隱居するの後、佛の滅後正像二千年の間に於て未だ一度も出現せず、所詮佛専ら末法の時に限て此等の居士に付囑せし故なり、法華經の分別功德品に云く惡世末法能持此經者云云、涅槃經に云く譬如七子父母非平等然於病者心則偏重云云、法華經の藥王品に云く此經則爲閻浮提人病之良藥云云、七子之中

に上の六子は且く之を置く、第七の病子は一闍提の人五逆謗法の者末代惡世の日本國の一切衆生なり……而るに予地涌の一分に非れども兼て此事を知る故に地涌の居士に前立て粗五字を示す。

(會谷入道殿許御書二〇二)

三 佛滅後二千二百餘年に月氏漢土日本一閻浮提の内に天親龍樹內鑑冷然外適時宜云云、天台傳教は粗釋し給へども之を弘め殘せる一大事の祕法を此國に初て之を弘む、日蓮豈に其人に非ずや、前相已に顯れぬ去る正嘉の大地震前代未聞の大瑞なり、神世十二人王九十代佛滅後二千二百餘年未曾有の大瑞なり、神力品に云く於佛滅後能持是經故諸佛皆歡喜現無量神力等云云、如來一切所有之法云云、但此大法弘まり給ならば爾前迹門の經教は一分も益なかるべし、傳教大師云く日出星隱云云、遵式記に云く末法初照西等云云、法已に顯れぬ前相先代に超過せり、日蓮粗之を勤るに是時の然らしむる故なり、經に云く有四道師一名上行云云、又云く惡世末法時能持是經者、又云く若接須彌擲置他方云云。

(富木入道殿御返事七〇二)

第二節 付囑起盡

一 此の妙法蓮華經は釋尊の妙法には非ざるなり、既に此品(神力品)の時上行菩薩に付囑し玉ふ故なり總じて妙法蓮華經を上行薩に付囑し給ふ事は、寶塔品の時に事起り、壽量品の時に事顯れ、神力囑累の時事竟るなり、如來とは上の壽量品の如來なり、神力とは十種の神力なり、所詮妙法蓮華經の

五字は神と力となり、神力とは上の壽量品の時の如來秘密神通之力の文と同じきなり、今日蓮等の類ひ南無妙法蓮華經と唱へ奉る所の題目なり。

(御義口傳一二三)

二 妙法蓮華經の五字をば四十餘年此を祕し給ふのみにあらず、迹門十四品に猶是を抑へさせ給ひ、壽量品にして本因本果の蓮華の二字を説き顯し給ふ、此五字をば佛文殊普賢彌勒藥王等にも付囑せさせ給はず、地湧の上行菩薩無邊行菩薩淨行菩薩安立行菩薩等を、寂光の大地より召出して此を付囑し給ふ、儀式たゞ事ならず、寶淨世界の多寶如來大地より七寶の塔に乗じて涌現せさせ給ふ、三千大千世界の外に四百萬億那由陀の國土を淨め、高さ五百由旬の寶樹を盡一箭道に殖竝べて寶樹一本の下に五由旬の師子の座を敷き竝べ、十方分身の佛盡く來り坐し給ふ、又釋迦如來は垢衣を脱て寶塔を開き多寶如來に竝び給ふ、譬は青天に日月の竝べるが如し、帝釋と頂生王との善法堂に在が如し、此界の文殊等他方の觀音等十方の虛空に雲集せる事、星の虛空に充滿するが如し、此時此土には華嚴經の七處八會、十方世界の臺上の盧舍那佛の弟子法慧功德林金剛藏等の十方刹土塵點數の大菩薩雲集せり、方等の大寶坊雲集の佛菩薩、般若經の千佛須菩薩帝釋等、大日經の八葉九尊の四佛四菩薩、金剛頂經の三十七尊等、涅槃經の俱尸那城へ集會せさせ給し十方法界の佛菩薩をば、文殊彌勒等互に見知して御物語是ありしかば、此等の大菩薩は出仕に物狎たりと見え候、今此四菩薩出させ給て後、釋迦如來には九代の本師三世の御母にておはする文殊師利菩薩も、一生補處と

の、しらせ給ふ彌勒も此菩薩に値ぬれば物とも見えさせ給はず、譬は山かつが月卿に交り猿猴が師子の座に列るが如し、此人人を召て妙法蓮華經の五字を付囑せさせ給き、付囑も只ならず十神力を現じ給ふ、釋迦は廣長舌を色界の頂に付給へば、諸佛も亦如此四百萬億那由陀の國土の虛空に諸佛の御舌、赤虹を百千萬億竝べたるが如く充滿せしかば、おびただしかりし事也、如是不思議の十神力を現じて結要付囑と申て法華經の肝心も拔出して四菩薩に譲り、我が滅後に十方の衆生に與へよと慇懃に付囑して、其後又一つの神力を現じて、文殊等の自界他方の菩薩二乘天人龍神等には、一經乃至一代聖教をば付囑せられしなり。

(阿耨勝法滅罪鈔一〇一四)

第三節 題目權實

一 佛何の經にてもとかせ給し其所詮の理をさして題目とはせさせ給しを、阿難文殊金剛手等滅後に結集し給し時、題目を打置て如是我聞と申せし也、一經の内の肝心は題目におさまれり、例せば天竺と申す國あり九萬里七十箇國也然れども其中の人畜草木山河大地皆月氏と申す二字の内に歴々たり、譬は一四天下の内に四洲あり其中の一切の萬物は月に移りてすこしもかぐる事なし、經も又如是、其經の中の法門は其經の題目の中にあり、阿含經の題目は一經の所詮無常の理をおさめたり、外道の經の題目のアウの二字にすぐれたる事百千萬倍也、九十五種の外道阿含經の題目を聞てみな

邪執を倒し無常の正路におもむきぬ、般若經の題目を聞ては體空但中不但中の法門をさと、華嚴經の題目を聞く人は但中不但中のさとあり、大日經方等般若經の題目を聞く人は或は拆空或は體空或は但空或は不但空或は但中不但中の理をばさとれども、いまだ十界互具百界千如三千世間の妙覺の功德をばきかず。

(曾谷入道殿御返事一六五三)

二 問て云く法華經一部八卷二十八品の中に何物か肝心なる、答て云く華嚴經の肝心は大方便佛華嚴經、阿含經の肝心は佛說中阿含經、大集經の肝心は大方等大集經、般若經の肝心は摩訶般若波羅密經、雙觀經の肝心は佛說無量壽經、觀經の肝心は佛說觀無量壽經、阿彌陀經の肝心は佛說阿彌陀經、涅槃經の肝心は大般涅槃經、かくのごとく一切經は皆如是我聞の上の題目其經の肝心なり、大は大小につけ小は小につけて題目を以て肝心とす、大日經金剛頂經蘇悉地經等復かくのごとし、佛も又かくのごとし大日如來日月燈明佛燃燈佛大通佛雲雷音王佛是等も又名の内に其佛の種々の徳をそなへたり、今の法華經も亦もつてかくのごとし、如是我聞の上の妙法蓮華經の五字は即ち一部八卷の肝心亦復一切經の肝心一切の諸佛菩薩二乘天人修羅龍神等の頂上の正法なり……阿含經の題目には大旨一切はあるやうなれども但小釋迦一佛ありて他佛なし、華嚴經大日經等には又一切有やうなれども二乗を佛になすやうと久遠實成の釋迦佛なし、例せば華さいて葉ならず雷なつて雨ふらず鼓あつて音なし、眼あて物みず女人あて子をうます人あて命なし又神なし、大日の眞言藥師の眞言阿彌陀

の眞言觀音の眞言等又かくの如し、彼の經々にしては大王須彌山日月良藥如意珠利劍等のやうなれども法華經の題目に對すれば雲泥の勝劣なるのみならず皆各々當體の自用を失ふ、例せば衆星の光の一日輪にうばはれ諸の鐵の一の磁石に値て利精の盡き大劔の小火に値て用を失ひ、牛乳驢乳等の師子王の乳に値て水となり、衆狐が術一犬に値て失ひ狗犬が小虎に値て色を變するがごとし。

(報恩鈔一五〇一)

二 佛法日本にわたて七百餘年一切經は五千七千宗は八宗十宗、智人は稻麻のごとし弘通は竹葦にいたり、しかれども佛には阿彌陀佛諸佛の名號には彌陀の名號ほどひろまりてをはするは候はず、此名號を弘通する人は慧心は往生要集をつくる日本國三分が一は一同の彌陀念佛者、永觀は十因と往生講の式をつくる扶桑三分が二分は一同の念佛者、法然選擇をつくる本朝一同の念佛者、而かれは今の彌陀の名號を唱る人々は一人が弟子にはあらず、此念佛と申は雙觀經阿彌陀經の題名なり、權大乘の題目の廣宣流布するは實大乘の題目の流布せんする序にあらずや、心あらん人は此を推しぬべし、權教流布せば實經流布すべし權經の題目流布せば實經の題目又流布すべし、欽明より當帝にいたるまで七百餘年いまだきかずいまだ見ず、南無妙法蓮華經と唱よと他人をす、め我と唱たる智人なし、日出ぬれば星かくる賢王來れば愚王ほろぶ、實經流布せば權經のとどまり智人南無妙法蓮華經と唱えは愚人の此に隨はんこと影と身と聲と響きのごとくならん、日蓮は日本第一の法華經の

行者なる事あえて疑ひなし、これをもつてすいせよ漢土月支にも一閻浮提の内にも肩をならぶ者は有べからず。

(撰時鈔一二三五)

一一八

第四節 天台未弘

一 問ふ南岳天台傳教等の大師法華經に依て一乘圓宗の教法弘通し給ふと雖も未だ南無妙法蓮華經を唱へざる如何、答ふ南岳大師は觀音の化身、天台大師は藥王の化身等云云、若し爾らば靈山に於て本門壽量品を聞く時之を證得し給ふと雖も在生の時は妙法流布の時に非ざる故に妙法の名字を替へて止觀と號し一念三千一心三觀を修し給也、但し此等の大師等も南無妙法蓮華經と唱ふる事を自行眞實の内證と思食れし也、南岳大師の法華懺法に云く南無妙法蓮華經文、天台大師の云く南無平等大慧一乘妙法蓮華經文、又云く稽首妙法蓮華經云云、又歸命妙法蓮華經云云、傳教大師の最後臨終の十生願の記に云く南無妙法蓮華經云云、問ふ文證分明也何ぞ如是弘通し玉はざるや、答ふ於此二意あり、一には時の至らざるが故に、二には付囑に非るが故也、凡そ妙法の五字は末法流布の大白法也地涌千界の大士の付囑也、是故に南岳天台傳教等は内に鑑がみて而も末法の導師に之を讓て弘通し給はざりし也。

(當機義鈔九九九)

第五節 七字略解

一 南無とは梵語なり此には歸命と云ふ、人法之れ有り、人とは釋尊に歸命し奉るなり、法とは法華經に歸命し奉るなり、又歸と云は述門不變眞如の理に歸するなり、命とは本門隨緣眞如の智に命くなり、歸命とは南無妙法蓮華經是なり、釋に云く隨緣不變一念寂照と、又歸とは我等が色法なり、命とは我等が心法なり、色心不二なるを一極と云なり、釋に云く一極に歸せしむ故に佛乘と云ふと、又云く南無妙法蓮華經の南無とは梵語、妙法蓮華經は漢語なり、梵漢共時に南無妙法蓮華經と云なり、又云く梵語には薩達磨芬陀梨伽蘇多覽と云ふ、此には妙法蓮華經と云なり、薩は妙なり達磨は法なり芬陀利伽は蓮華なり蘇多覽は經なり、九字は九尊の佛體なり、九界即佛界の表示なり、妙とは法性なり法とは無明なり、無明法性一體なるを妙法と云なり、蓮華とは因果の二法なり是又因果一體なり、經とは一切衆生の言語音聲を經と云ふなり、釋に云く聲佛事を爲す之を名て經と爲すと、或は三世常恒なるを經と云なり、法界は妙法なり法界は蓮華なり、法界は經なり蓮華とは八葉九尊の佛體なり、能く能く之を思ふべし。

(御義口傳一)

第六節 五支具足

一 是好良薬とは壽量品の肝要たる名體宗用教の南無妙法蓮華經是也。

(觀心本尊鈔九四四)

二 妙法蓮華經、妙は天台玄義に云く所言妙者妙名不可思議也と、又云く發秘密之奧藏稱之爲妙と、又云く妙者最勝修多羅甘露之門故言妙也と、法は十界十如權實之法也と、又云く示權實之正軌故號爲法と、蓮華は玄義に云く蓮華者譬權實之法也と、又云く指久遠本果喻之以蓮會不二之圓道譬之以華文、經は又云く聲爲佛事稱之爲經文。

(一代聖教大意一八九)

三 南無妙法蓮華經と申は一代の肝心たるのみならず法華經の心也體也所詮也、かゝるいみじき法門なれども佛滅後二千二百二十餘年の間、月氏の付法藏の二十四人弘通し給はず、漢土の天台妙樂も流布し給はず、日本國には聖德太子傳教大師も宣説し給はず……設ひ龍樹天台の知り給はざる法門なりとも經文顯然ならばなにをか疑はせ給べき……所詮妙法蓮華經の五字をば當時の人は名と計り思へり、さては候はず體也體とは心にて候……されば題目を離れて法華經の心を尋る者は猿を離れて肝を尋ねし無墓龜也、山林をすて、菓を大海の邊に求めし猿猴也、はかなしはかなし。

(曾谷入道殿御返事一六五五)

四 玄義には名體宗用教の五重玄を建立して妙法蓮華經の五字の機能を判釋す、五重玄を釋する中の宗の釋に云く如提綱維無目而不動牽衣一角無縷而不來、意は此妙法蓮華經を信仰し奉る一行に功德として來らざる事なく善根として動かざる事なし、譬は綱の目無量なれども一の大綱を引に動かざる目もなく衣の絲筋巨多なれども一角を取るに絲筋として來らざることなきが如しと云義也。

(聖恩問答鈔五八一)

五 南無妙法蓮華經と申せば、南無阿彌陀佛の用も南無大日真言の用も觀世音菩薩の用も一切の諸佛諸經諸菩薩の用、皆悉く妙法蓮華經の用に失はる、彼經々は妙法蓮華經の用を借すば皆いたづらのものなるべし、當時眼前のことはりなり、日蓮が南無妙法蓮華經を弘むれば南無阿彌陀佛の用は月のかくるがごとく鹽のひるがごとく、秋冬の草のかるがごとく、氷の日天にとくるがごとくなりゆくをみよ。

(報恩鈔一五〇一)

六 所詮迹化の大菩薩等に我内證の壽量品を以て授與すべからず、末法の初は謗法の國にして惡機なる故に之を止めて、地涌千界の大菩薩を召して壽量の肝心たる妙法蓮華經の五字を以て閻浮の衆生に授與せしめ玉ふ。

(觀心本尊鈔九四三)

第五章 觀心

第一節 人生觀

第一項 無常觀

一 夫れ生を受しより死を免れざる理りは、賢き御門より卑しき民に至るまで人ごとには是を知るとい

へども、實に是を大事とし是を歎く者千萬人に一人も有がたし、無常の現起するを見ては疎きをば恐れ親きをば歎くといへども、先立ははかなく留るはかきこきやうに思て、昨日は彼のわざ今日は此事とて徒らに世間の五欲にほだされて、白駒のかけ過やすく羊の歩み近づく事をしらすして、空く衣食の獄につながれ徒らに名利の穴にをち三途の舊里に歸り六道のちまたに輪回せん事、心有ん人誰か歎かざらん誰か悲まざらん、嗚呼老少不定は娑婆の習ひ會者定離は浮世のことはりなれば始て驚くべきにあらねども、正嘉の初め世を早うせし人のありさまを見るに、或は幼き子をふりすて或は老たる親を留めをき、いまだ壯年の齡にて黄泉の旅に趣く心の中さこそ悲しかるらめ行もかなしみ留るもかなしむ、彼の楚王が神女を伴ひし情けを一片の朝の雲に残し劉氏が仙客に値し思ひを七世の後胤に慰む予が如き者底に縁て愁を休めん、かゝる山左のいやしき心なれば身には思のなかれかすと云けん人の古事さへ思出られて、末の代のわすれがたみにもとて難波のもしほ草をかきあつめ、水くきのあとを形の如くしるしをく也、悲哉痛哉我等無始より已來無明の酒に酔て六道四生に輪回して、或時は焦熱大焦熱の炎にむせび或時は紅蓮大紅蓮の氷にとぢられ、或時は餓鬼飢渴の悲みに値て五百生の間飲食の名をも聞ず、或時は畜生殘害の苦をうけて小きは大きなにのまれ短きは長きにまかる是を殘害の苦と云ふ、或時は修羅鬪諍の苦をうけ、或時は人間に生れて八苦をうく生老病死愛別離苦怨憎會苦求不得苦五盛陰苦等なり、或時は天上に生れて五衰をうく、如此三界の

間を車輪のごとく回り、父子の中にも親の親たる子の子たる事をさとらず夫婦の會遇るも會遇たる事をしらす、迷へる事は羊目に等く暗き事は狼眼に同じ、我を生たる母の由來をもしらす生を受けたる我身も死の終りをしらす、嗚呼難受人界の生をう難値如來の聖教に値奉れり一眼の龜の浮木の穴にあへるがごとし、今度君し生死のきづなをきらす三界の籠樊を出ざらん事かなしかるべしかなしかるべし。

(聖恩問答鈔五四一)

二 抑上は非想の雲の上下は那落の底までも生をうけて死をまぬがるゝ者やはある、然れば外典のいやしきをしにも朝有紅顏誇世路夕爲白骨朽郊原と云へり、雲のびんづらあざやかに雪のたもとをひるがへすとも其樂みをおもへば夢の中の夢也、山のふもと蓬がもとはつゐの栖なり玉の臺錦の帳も後世の道にはなにかせん、小野小野衣通姫が花の姿も無常の風にちり樊噲張良が武藝に達せしも獄卒の杖をかなしむ、されば心ありし古人の云く、あはれなり鳥への山の夕煙をくる人ととまらるべきかは、末のつゆ本のしづくや世の中のをくれさきだつためしなるらん、先亡後滅の理り始て驚くべきにあらす、願ても願べきは佛道求めても求むべきは經教也。

(同上五四九)

三 日蓮幼少の時より佛法を學び候しが、念願すらく人の壽命は無常也、出る氣は入る氣を待事なし、風の前の露尙譬にあらす、かしこきもはかなきも老たるも若きも定め無き習也、されば先臨終の事を習て後に他事を習べし。

第二項 常住觀

一 總じて一代聖教は一人の法なれば我身の本體を能々知るべし、之を悟るを佛と云ひ之に迷へば衆生なり、此は華嚴經の文の意なり、弘決の六に云く、此身の中に具に天地に倣ふことを知る、頭の圓なるは天に象り足の方なるは地に象ると知り身の内の空種なるは即是虚空なり、腹の温なるは春夏に法とり背の剛きは秋冬に法とり四體は四時に法とり大節の十二は十二月に法とり小節の三百六十は三百六十日に法とり、鼻の息の出入は山澤溪谷の中の法とり口の息の出入は虚空の中の風に法とり眼は日月に法とり開閉は晝夜に法とり、髪は星辰に法とり眉は北斗に法とり、脈は江河に法とり骨は玉石に法とり皮肉は地土に法とり毛は叢林に法とり、五法は天に在ては五星に法とり地に在ては五岳に法とり陰陽に在ては五行に法とり法に在ては五常に法とり内に在ては五神に法とり行を修するには五徳に法とり罪を治るには五刑に法る謂く墨劓荆宮大辟なり……主領には五官と爲す五官、下の第八の卷に博物誌を引くが如し謂く苟萌等なり、天に昇ては五雲と曰ひ化して五龍と爲る、心を朱雀と爲し腎を玄武と爲し肝を青龍と爲し肺を白虎と爲し脾を勾陳と爲す、又云く五音五明六藝皆此より起る、亦復當に内治の法を識るべし、覺心内に大王と爲ては百重の内に居り出ては則ち五官に侍衛せらる、肺をば司馬と爲し肝をば司徒と爲し脾をば司空と爲し四支をば民子と爲し左をば司命と爲し右をば司録と爲し人命を主司す、乃至臍をば太一君等と爲すと禪門の中に廣く其相を

明す上、人身の本體委く檢すれば如是、然るに此金剛不壞の身を以て生滅無常の身なりと思ふ、僻が思は、譬ば莊周が夢の蝶の如しと釋し給へる也。

〔三世諸佛總勘文鈔一九〇三〕

第三項 安心觀

四 夫れ生死一大事血脈とは所謂妙法蓮華經是也、其故は釋迦多寶の二佛寶塔の中にして上行菩薩に譲り給て、此妙法蓮華經の五字過去遠々劫より已來寸時も離れざる血脈也、妙は死法は生也、此生死の二法が十界の當體也、又此を當體蓮華とも云也、天台云く當知依正因果悉是蓮華之法云云、此釋に依正と云は生死也生死有之因果又蓮華の法なる事明けし、傳教大師云く生死二法一心妙用有無二道本覺真徳文、天地陰陽日月五星地獄乃至佛果生死の二道に非すと云ことなし、如是生死も唯妙法蓮華經の生死也、天台の止觀に云く起是法性起、滅是法性滅云云、釋迦多寶の二佛も生死の二法也、然れば久遠實成の釋尊と皆成佛道の法華經と我等衆生との三全く差別無しと解て、妙法蓮華經と唱奉る處を生死一大事の血脈とは云也、此事但日蓮が弟子檀那等の肝要也、法華經を持とは是也、所詮臨終只今にありと解て信心を致して南無妙法蓮華經と唱る人を、是人命終爲千佛授手令不恐怖不墮惡趣と説れて候、悅哉一佛二佛に非ず百佛二百佛に非ず、千佛まで來迎し手を取り給はん事歡喜の感涙押へ難し、法華不信の者は其人命終入阿鼻獄と説れたれば、定て獄卒迎へに來て手をや取候はんすらん淺媛淺媛、十王は裁斷し俱生神は呵責せん歟、今日蓮が弟子檀那等南無妙法蓮華經と

唱ん程の者は、千佛の手を授け給はん事譬ば鹹夕顔の手を出すが如くと思食せ、過去に法華經の結縁強盛なる故に現在に此經を受持す、未來に佛果を成就せん事疑あるべからず、過去の生死現在の生死未來の生死三世の生死に法華經を離れ切れざるを法華の血脈相承とは云也、謗法不信の者は即斷一切世間佛種として、佛に成べき種子を斷絶するが故に生死一大事の血脈無之也……相構相構で強盛の大信力を致して南無妙法蓮華經臨終正念と祈念し給へ、生死一大事の血脈此より外に全く求ることなかれ、煩惱即菩提生死即涅槃とは是なり、信心の血脈なくんば法華經を持つとも無益なり。

(生死一大事血脈鈔七四二)

第二節 教法觀

一 爾前の經即法華經なり法華經即爾前の經なり、法華經は爾前の經を離れず爾前の經は法華經を離れず、是を妙法と言ふ、此覺起つて後は行者阿含小乘經を讀むも即ち一切の大乘經を讀誦し法華經を讀む人なり、故に法華經に云く決了聲聞法是諸經之王文阿含即法華經と云ふ文なり、於一佛乘、分別說三文と華嚴方等般若即法華經と云ふ文なり、若說俗間經書治世語言資生業等皆順正法文一切の外道老子孔子等の經は即ち法華經と云文なり。

(唱法華題目鈔三二二)

二 此心の一法より國土世間も出来る事也、一代聖教とは此事を説たる也、此を八萬四千の法藏とは

云也、是皆悉く一人の身中の法門にて有也、然れば八萬四千の法藏は我身一人の日記文書也、此八萬法藏を我心中に孕み持ち懷き持ちたり、我身中の心を以て佛と法と淨土とを我身より外に思ひ願ひ求るを迷とは云也。

(三世諸佛總勸文鈔一八九九)

三 所詮萬法は己心に收て一塵もかけず九山八海も我身に備て日月衆星も己心にあり、然といへども盲目の者の鏡に影を浮べるに見えず嬰兒の水火を怖れざるが如し、外典の外道内典の小乘權大乘等は皆己心の法を片端片端説て候也、然といへども法華經の如く説す、然れば經々勝劣あり人人にも聖賢分れて候ぞ。

(蒙古使御書一三一九)

第三節 方壽觀心

一 南無妙法蓮華經方便品の觀心とは、一心妙法蓮華經の方便品なるが故に、三種の方便には絶待不思議の祕妙方便即ち我等が一心也、十如實相も衆生の心法也、五佛の開權顯實も我等が一念也、佛知見に開示悟入する也、五乘の開會も我等が一念也、管絃歌舞の曲も起立塔像の善も皆悉く我等が一心の妙法の方便也、南無靈山淨土釋迦牟尼如來の方便品、南無五佛顯一の方便品、南無三種の方便品、南無十如十界實相の方便品、實相は必ず諸法、諸法は必ず十如、十如は必ず十界、十界は必ず身土なり、甚深也。

(授職灌頂口傳鈔一〇二八)

二 南無妙法蓮華經如來壽量品……此品の觀心とは、妙法一心の如來壽量品なるが故に我等凡夫の一念なり、一念は即如來久遠の本壽本地無作三身本極法身本因果の如來也、所居の土は常在靈山四土具足の本國土妙也、又釋尊と我等とは本地一體不二の身也、釋尊と法華經と我等との三は全體不思議の法にして三の差別無き也、されば日蓮等の類竝に弟子檀那、南無妙法蓮華經と唱る程の者は久遠實成の本眷屬妙也、此人の所居の土は久遠實成の本國土妙也、釋尊靈山淨土にして本地地涌の菩薩に授職灌頂して言く、飢時の飲食寒時の衣服熱時の冷風昏時の睡眠、皆是本有無作の無縁の慈悲にして利益に非ることなし、仍て十妙異りと雖も一切功德の法門也、一念唯遠本壽量の妙果也、南無常寂光の本地無作三身即一の釋迦牟尼如來、南無久遠一念の如來壽量品、南無十方法界唯一心の妙法蓮華經……如此心得て至心に南無妙法蓮華經と唱れば、久遠本地の諸法無作の法身如來等は、皆我等が一身に來集し給ふ。

(同上二〇二九)

第四節 十界互具

一 觀心とは我が己心を觀じて十法界を見る是を觀心と云ふ也……法華經第一方便品に云く欲令衆生開佛知見等云云是は九界所具の佛界なり、壽量品に云く如是我成佛已來甚大久遠壽命無量阿僧祇劫常住不滅、諸善男子我本行菩薩道所成壽命今猶未盡復倍上數等云云此經文は佛界所具の九

界なり、經に云く提婆達多乃至天王如來等云云地獄界所具の佛界なり、經に云く一名藍婆乃至汝等但能護持法華名者福不可量等云云此餓鬼界所具の十界なり、經に云く龍女乃至成等正覺云云此畜生界所具の十界なり、經に云く波雅阿修羅王乃至聞一偈一句得阿耨多羅三藐三菩提等云云修羅界所具の十界なり、經に曰く若人爲佛故乃至皆已成佛道等云云此人界所具の十界なり、經に云く大梵天王乃至我等亦如是必當得作佛等云云此天界所具の十界なり、經に云く舍利弗乃至華光如來等云云此聲聞界所具の十界なり、經に云く其求緣覺者比丘比丘尼乃至合掌以敬心欲聞具足道等云云此即ち緣覺界所具の十界なり、經に云く地湧千界乃至眞淨大法等云云此即ち菩薩界所具の十界なり、經に云く或説己身或説他身等云云即ち佛界所具の十界なり、問て曰く自他面の六根共に之を見る彼此の十界に於ては未だ之を見ず如何か之を信せん……答ふ數他面を見るに或時は喜び或時は瞋り或時は平に或時は貪り現じ或時は癡現じ或時は諂曲なり、瞋は地獄貪は餓鬼癡は畜生諂曲は修羅喜は天平かなるは人なり、他面の色法に於ては六道共に之れ有り四聖は冥伏して現れず委細に之を尋ねば之れ有るべし……世間の無常眼前に有り豈に人界に二乘界無らんや、無顧の惡人も猶妻子を慈愛す菩薩界の一分なり、但し佛界計り現じ難し九界を具するを以て強て之を信じ疑惑せしむること勿れ、法華經の文に人界を説て云く欲令衆生開佛知見、涅槃經に云く學大乘者雖有肉眼名爲佛眼等云云、末代の凡夫出生して法華經を信するは人界に佛界を具足する故なり……十界互具之を立るは石

中の火木中の花信じ難けれども縁に値て出生すれば之を信ず、人界所具の佛界は水中の火火中の水最甚だ信じ難し、然りと雖も龍火は水より出で龍水は火より生ず、心得られざれども現證あれば之を用ゆ、既に人界の八界之を信ず佛界何ぞ之を用ひざらん、堯舜等の聖人の如きは萬民に於て偏頗無し人界の佛界の一分なり、不輕菩薩は所見の人に於て佛身を見る、悉達太子は人界より佛身を成す、此等の現證を以て之を信すべき也……經文分明に十界互具之を説く所謂欲令衆生開佛知見等と云云、天台此經文を承て云く若し衆生に佛の知見無んば何ぞ開を論ずる所あらん當に知るべし佛の知見衆生に濫在することを云云、章安大師云く衆生に若し佛の知見無んば何ぞ開悟する所あらん若し貧女に藏無んば何ぞ示す所あらん等云云。

(觀心本尊鈔九三〇)

二 十界とは所謂一には地獄二には餓鬼三には畜生四には修羅五には人六には天七には聲聞八には縁覺九には菩薩十には佛界なり、此十界は衆生の一念の心より出生す、是を隨緣眞如と云ふ、亦變造の十界なり、本より心性本有の十界にして常住不變なるを不變眞如と云ふなり、此眞如は心と性と相即して有り、不思議の心性隨緣眞如縁に從て變造して十界を作り出すと云ふは、我等が邪見の心は地獄を感じ慳貪の心は餓鬼を感じ愚癡の心は畜生を感じ怨念の心は修羅を感じ五戒の心は人を感じ十善の心は天を感じ四諦の心は聲聞を感じ十二因縁の心は縁覺を感じ六度の心は菩薩を感じ善惡不二の心は佛を感ず、是の如く一つの縁に隨つて其性を引き其報を受くるなり、是一心の中に十界

ある事を知らず、心の外に十界ありと思ふとき十界に迷ふて厭ふ所欣ぶところあり、九界の生死を廻りて成佛の期を知らず、然るに今此諸法の十界は但一心の内の差別にして而も無差別不思議なり。

(讀誦法華用心鈔、續二〇)

三 十界互具を知らずんば六道流轉の分段の生死を出離して變易の土に生すべきや……十界互具とは法華の淵底この宗の冲微なり。

(十法界事二八七)

第五節 一念三千

一 二乗作佛久遠實成は法華經の肝要にして諸經に對すれば奇なりと云へども、法華經の中にはいまだ奇妙ならず、一念三千と申す法門こそ奇が中の奇妙が中の妙にて、華嚴大日經等に分絶たるのみならず、八宗の祖師の中にも眞言等の七宗の人師名をだにもしらす、天竺の大論師龍樹菩薩天親菩薩は内には珠を含み外にはかきあらはし給はざりし法門也。

(小乘大乘分別鈔一〇〇二)

二 一念三千は十界互具よりことはいまじまれり、法相と三論とは八界を立て十界をしらす況や互具をしるべしや、俱舍成實律宗等は阿含經によれり六界を明て四界をしらす、十方唯一佛一方有佛だにもあかさず、一切有情悉有佛性とこそとかざらめ、一人の佛性猶ゆるさず、而を律宗成實宗等の十方有佛有佛性など申は佛滅後の人師の大乘の義を自宗に盗入たるなるべし……華嚴宗と眞言宗と

は本は權經權宗なり、善無畏三藏金剛智三藏天台の一念三千の義を盜取て自宗の肝心とし、其上に印と眞言とを加て超過の心ををこす、其子細をしらぬ學者等は天竺より大日經に一念三千の法門ありけりとうちをもう、華嚴宗は澄觀が時華嚴經の心如工畫師の文に天台の一念三千の法門を偷入たり、人これをしらす。

(開目鈔七五一)

三 佛になる道は華嚴の唯心法界三論の八不法相の唯識眞言の五輪觀等も實には叶べしともみへず、但天台の一念三千こそ佛になる道とみゆれ、此一念三千も我等一分の慧解もなし、而ども一代經々の中には此經計り一念三千の玉をいだけり、餘經の理は玉に似たる黃石なり沙をしぼるに油なし石女に子のなきがごとし、諸經は智者猶佛にならず此經は愚人も佛因を種べし不求解脫解脫自至等と云云、我竝に我弟子諸難ありとも疑心なくば自然に佛界にいたるべし。

(同上八一九)

四 十界は源其體一にして只是一心也、一物にて有ける間地獄界に餘の九界を具し乃至佛界に又餘の九界を具す、如是十界互に具して十界即百界と成なり、此百界の一界に各々十如是(相、性、體、力、作、因、緣、果、報、本、末、究竟等)あるが故に百界は千如是となるなり、此千如是を衆生世間にも具し五陰世間にも具し國土世間にも具せるが故に、千如是は即ち三千となれり、此三千世間の法門は我等が最初の一念に具足して全く闕減無し、此一念即色身となる故に此身は全く三千具足の體也、是を一念三千の法門と云也、之に依て地獄界とて恐るべきにあらず、佛界とて外に尊ぶべきにあらず、此一身に

具して事理圓融せり、全く餘念無く不動寂靜の一念に住せよ、上に云とてころの法門是を觀するを實相觀と云也、餘念は動念なり動念は無明也無明は迷也、此觀に住すれば此身即本有の三千と照すを佛とは云也、是を以て妙樂大師云く常知身土一念三千成道時稱此本理二身一念遍於法界云云、若し此觀に不堪人は餘の觀に移て最初の一念の起心を觀すべし、起る心とは寂靜の一念動じて迷初る心也、此動の念は全く三諦也、三諦とは心の體は中也起る所の念は假也念に自性無きは空也、此三觀成就する時動する念は即ち不動念と成也。

(總在一念鈔二一四)

五 此不思議觀成する時流轉生死一時に斷壞して果位に登る也、是を事理體一の不思議の總在一念と云也、此性具を顯して觀音は三十三身を顯し、此理具を照して妙音は三十四身を現する者也、若し然らずんば佛の分身薩埵の化身之を現するに由無し、又此理を不得時は胎金兩部の千二百餘尊、大日の等流身變化身も更に以て心得難し、是等の法門は性具の一念の肝要也。

(同上二一五)

六 此一念三千を天台釋して云く夫一心具十法界一法界又具十法界百法界、一界具三十種世間百法界即具三千種世間、此三千在一念心、若無心而已介爾有心即具三千云云、介爾とは妙樂釋して云く謂細念也云云、意はわずかにと云云、仍て意得べき様は次第を以て云時は一心は本十界は末也是思議の法門也、不思議を以て云時は一心の全體十界三千と成る故に取別べき物にもあらず表裏も無之、一心即三千三千即一心也、譬ば不覺の人は氷の外に水ある様に是を思ふ、能々心得る人は氷即

水也、故に一念と三千と差別無く一法と心得べし、仍て天台釋して云く只心は一切法一切法是心、故非縱非橫非一非異玄妙深絶、非識所識非言所言、所以稱爲不可思議境意在於茲云云、故に一念一念に非ず即ち三千也、三千三千に非ず即ち一念也、之に依て事理體一修性不二の法門也、此一念三千の不思議は國土世間に三千を具するが故に、草木瓦石も皆本有の三千を具して圓滿の覺體也、然れば即ち我等も三千を具するが故に本有の佛體也、仍て無間地獄の衆生も三千を具し妙覺の如來と一體にして差別無き也、是を以て提婆が三逆の炎忽に天王如來の記を蒙る、地獄すら尙爾也、何況や餘の九界をや、心智都て滅せる二乗すら尙成佛す、何況や餘の八界をや、故に十界の草木等も一一に本有の三千の佛體にして、惡心惡法と云て捨つべきもの無く、善心善法と云て取るべきもの無之、故に今の經には此理を説き顯すが故に妙法蓮華經とは題する也、妙法とは十界の草木等に三千を具す、一法として捨べき物なきが故也、蓮華とは此理を悟る人は必ず佛に等く蓮華の臺に處し、蓮華を以て身を莊嚴し蓮華を以て國土をかざる故に云云、知んぬ此身即ち三世諸佛の體也。

(同上二一五)

七 止觀に十章あり大意釋名體相攝法偏圓方便正觀果報起教旨歸なり、前六重は修多羅に依ると申て大意より方便までの六重は先四卷に限る、これは妙解迹門の心をのべたり、今妙解に依て以て正行を立つと申は第七の正觀十境十乘の觀法本門の心なり、一念三千此よりはじまる、一念三千の出處

は略開三の十如實相なれども義分は本門に限る、爾前は迹門の依義判文迹門は本門の依義判文なり、但眞實の依文判義は本門に限るべし……常に口ずさみにすべき事は南無妙法蓮華經なり、心に存べき事は一念三千の觀法なり、これは智者の行解なり、日本國の在家の者には但一向に南無妙法蓮華經と唱へさすべし、名は必ず體にいたる徳あり。

(十章鈔六七五)

八 妙法の二字が我等が色心の二法なりと悟る處を成佛と云也、龍女は色法の成佛なれば即身成佛也、提婆は心法の成佛なれば即心成佛也、さて色心不二なるを妙法とは云也此より外は別に事なし、提婆龍女の二人の成佛と云は我等が色心二法の成佛と云事也、煩惱即菩提は心の成佛の事なり、生死即涅槃は色の成佛の事なり、此旨能々案すべし、日蓮が弘通する法門は此事を直にかきあらはせるなり事の一念三千とは是なり、我等が胸中にをけば理の一念三千なり、妙法の二字も又事理の一念三千にして法體法爾のふるまひなり。

(當體蓮華鈔、續七〇)

九 今經の所詮は十界互具百界千如一念三千と云事こそゆゆしき大事にては候なれ、此法門は摩訶止觀と申す文にしろされて候、次に壽量品の法門は日蓮が身に取てたのみあることぞかし、天台傳教等も粗しらせ給へども言に出して宣給はず、龍樹天親等も亦如是、壽量品の自我偈に云く一心欲見佛不自惜身命云云、日蓮が己心の佛界を此文に依て顯す也、其故は壽量品の事の一念三千の三大秘法を成就せる事此經文なり……無作の三身の佛果を成就せん事は恐くは天台傳教にも越へ龍樹迦

葉にも勝れたり。

一四六

(義淨房御書九六五)

一〇 問「念三千の正き證文如何、答次に出し申すべし、此に於て二種あり、方便品に云く諸法實相所謂諸法如是相乃至欲令衆生開佛知見等云云、底下の凡夫理性所具の一念三千歟、壽量品に云く然我實成佛已來無量無邊等云云、大覺世尊久遠實成の當初證得の一念三千也、今日蓮が時盛に此法門廣宣流布する也。」

(三大秘法鈔二〇五四)

第六節 淨土觀

一 問て云く法華經の修行何れの淨土を期すべきや、答て云く法華經二十八品の肝心壽量品に云く我常在此娑婆世界、亦云く我常住此、亦云く我此土安穩此文の如きは本地久成の圓佛此世界にいませり、此土を捨て何れの土を願ふべき、故に法華經修行の者は所住の處を淨土と思ふべし、何ぞ煩しく他處を求めん。

(守護國家論二六五)

二 夫れ始め寂滅道場華藏世界より沙羅林に至るまで五十餘年の間、華藏密嚴三變四見等の三十四土は、皆成劫の上の無常の土にして變化する所の方便實報寂光安養淨瑠璃密嚴等なり、能變の教主涅槃に入れば所變の諸佛隨て滅盡す、土も又以て是の如し、今本時の娑婆世界は三災を離れ四劫を出たる常住の淨土なり、佛既に過去にも滅せず未來にも生せず、所化以て同體なり、此即ち己心の三

千具足三種の世間なり。

(觀心本尊鈔九三九)

第六章 三 祕

第一節 總 說

一 問て曰く如來滅後二千餘年に龍樹天親天台傳教の殘し玉へる所の祕法とは何物ぞや、答て曰く本門の本尊と戒壇と題目の五字となり、問て云く正像等に何ぞ弘通せざるや、答て曰く正像に之を弘通せば小乘權大乘迹門の法門の一時に滅盡すべき也、問て曰く佛法を滅盡するの法何ぞ之を弘通せんや、答て曰く末法に於ては大小權實顯密共に教のみ有て得道無し一閻浮提皆謗法と爲り畢ぬ、逆縁の爲には但妙法蓮華經の五字に限るのみ例せば不輕品の如し、我門弟は順縁日本國は逆縁なり、疑て云く何ぞ廣略を捨て、要を取るや、答て曰く玄奘三藏は略を捨て、廣を好み四十卷の小品經を六百卷と成す、羅什三藏は廣を捨て、略を好み十卷の大論を百卷と成せり、日蓮は廣略を捨て、肝要を好む所謂上行菩薩所傳の妙法蓮華經の五字なり、九包淵の馬を相するの法は玄黃を略して駿逸を取る史陶林の經を講ずるには細科を捨て、元意を取る等云々、佛既に寶塔に入て二佛座を竝べ分身來集し地涌を召し出し、肝要を取て末代に當て五字を授與せんこと當世異義有るべからず……如是(天變地妖等)國土亂れて後上行等の聖人出現し本門の三の法門之を建立し一四天四海一同に妙法蓮

華經の廣宣流布疑無らんもの歟。

一四八

(法華取要鈔一〇四二)

第二節 本 尊

第一項 勸 請

一 勸請本門壽量本尊

南無久遠實成大恩教主釋迦牟尼如來

南無證明法華多寶如來

南無自界他方本佛迹佛等

南無上行無邊行淨行安立行等六萬恆河沙地涌千界之大菩薩

南無開迹顯本法華經中一切常住三寶

總受持者擁護諸天善神於未法行者令息災延命真俗如意廣宣流布得已滿足給

一 禮
一 禮
一 禮
一 禮

題目一返

(撰法華經勸請文)

第二項 總 說

一 本門の本尊妙法蓮華經の五字を以て閻浮提に廣宣流布せしめん。

(顯佛未來記九七五)

二 此本門の肝心の南無妙法蓮華經の五字に於ては佛猶文殊藥王等にも之を付囑し玉はず何に況や其

已下をや、但地涌千界を召して八品を説て之を付囑し玉ふ、其本尊の體たらく本時の娑婆の上に寶塔空に居し、塔中の妙法蓮華經の左右に釋迦牟尼佛多寶佛、釋尊の脇士上行等の四菩薩文殊彌勒等の四菩薩は眷屬として末座に居し、迹化他方の大小の諸菩薩は萬民の大地に處して雲閣月卿を見るが如し、十方の諸佛は大地の上に處し玉ふ迹佛迹士を表する故なり、如是本尊は在世五十餘年に之無し八年の間にも但八品に限る、正像二千年の間は小乘の釋尊は迦葉阿難を脇士となし、權大乘並に涅槃法華經の迹門等の釋尊は文殊普賢等を以て脇士となす、此等の佛を正像に造り畫けども未だ壽量の佛有らず、末法に來入して始て此佛像出現せしむべきか。

(觀心本尊鈔九四〇)

二 此時地涌千界出現して本門の釋尊の脇士となり、一閻浮提第一の本尊を此國に立つべし、月氏震旦未だ此本尊有らず、日本國の上宮四天王寺を建立す未だ時來らず阿彌陀他方を以て本尊と爲す、聖武天王東大寺を建立す華嚴經の教主なり未だ法華經の實義を顯さず、傳教大師粗法華經の實義を顯示す、然りと雖も時未だ來らざるの故に東方の鵝王を建立して本門の四菩薩を顯さず、所詮地涌千界の爲に此を讓り與へ玉ふ也。

(同上九四八)

第三項 緣 起

一 今此の御本尊は教主釋尊五百塵點劫より心中にをさめさせ給ひて、世に出現せさせ給ひても四十餘年其後又法華經の中にも迹門はせずして、寶塔品より事をこりて壽量品に説き顯し、神力品囑累品

に事極りて候しが、金色世界の文殊師利兜多天宮の彌勒菩薩、補陀落山の觀世音日月淨明德佛の御弟子の藥王菩薩等の諸大士、我も我もと望み給ひしかども叶はず、是等は智慧いみじく才學ある人人とはひびけども、いまだ日あさし學も始めなり末代の難忍びがたかるべし、我五百塵點劫より大地の底にかくしをきたる眞の弟子あり、此にゆづるべしとて、上行菩薩等を涌出品に召し出させ給ひて、法華經の本門の肝心たる妙法蓮華經の五字をゆづらせ給ひて、あなかしこあなかしこ我滅度後正法一千年像法一千年に弘通すべからず、末法の始に謗法の法師一閻浮提に充滿して、諸天いかりをなし彗星は一天にわたらせ大地は大波のごとくをどらむ、大旱魃大火大水大風大疫病大飢饉大兵亂の無量の大災難並びをこり、一閻浮提の人々各々甲冑をきて弓杖を手ににぎらむ時諸佛諸菩薩諸大善神等の御力の及ばせ給はざらん時、諸人皆死して無間地獄に墮ること雨のごとくしげからん時、此五字の大曼荼羅を身に帶し心に存せば諸王は國を扶け萬民は難をのがれん、乃至後生の大火炎を脱べしと佛記しをかせ給ひぬ、而るに日蓮上行菩薩にはあらねどもほば兼てこれをしれるは、彼の菩薩の御計かと存じて此二十餘年が間此を申す、此法門弘通せんには如來現在猶多怨嫉況滅度後一切世間多怨難信と申して、第一のかたきは國主並び郡郷等の地頭領家萬民等なり、此又第二第三の僧侶がうつたへについて行者を或は惡口し或は罵言し或は刀杖等云云。

(新尼御前御返事二〇九一)

二 文永八年太歲九月十二日蒙御勸氣被流遠佐渡國 同十年太歲癸酉七月八日圖之 此法華經大曼陀羅佛滅後二千二百二十餘年一閻浮提內未曾有之日蓮始圖之。

(佐渡始顯本尊)

三 大覺世尊御入滅の後正像二千年の間月漢日三ヶ國を經歷すと雖未だ此大本尊まします、或は知て之を弘めず或は之を知らず、我慈父佛智を以て之を隠し留めたまふ、後五百歳の時上行世に出現し始めて之を弘宣す。

(萬年救護本尊)

第四項 法體

(一) 本佛釋尊

一 三大祕法其體如何、……予が己心の大事之に如かず……壽量品に建立する所の本尊は五百塵點の當初以來此土有緣深厚本有無作三身の教主釋尊是なり、壽量品に云く如來祕密神通之力等云云、疏九に云く一身即三身名爲祕三身即一身名爲密又昔所不說名爲祕唯佛自知名爲密佛於三世等有

(三大祕法鈔二〇五二)

二 法華經の壽量品に云く或説己身或説他身等云云、東方の善德佛中央の大日如來十方の諸佛過去の七佛三世の諸佛、上行菩薩等文殊師利舍利弗等、大梵天王第六天の魔王釋提桓因日天月天明星天北斗七星二十八宿五星七星八萬四千の無量の諸星、阿修羅天神地神山神海神宅神里神、一切世間の

國々の主とある人、何れか教主釋尊ならざる、天照太神八幡大菩薩も其本地は教主釋尊なり、例せば釋尊は天の一月諸佛菩薩等は萬水に浮る影なり、釋尊一體を造立する人は十方世界の諸佛を作り奉る人なり、譬ば頭をふれば髪ゆるぐ心はたれば身うごく、大風吹ば草木しづかならず大地うごけば大海さはがし、教主釋尊をうごかし奉ればゆるがぬ草木やあるべきさわがぬ水やあるべき。

(日眼女釋迦佛供養事一八三〇)

四 釋迦多寶の二佛も云も用の佛也、妙法蓮華經こそ本佛にては御座候へ、經に云く如來祕密神通之力是なり、如來祕密は體の三身にして本佛なり、神通之力は用の三身にして迹佛ぞかし。

(諸法實相鈔九五九)

五 佛滅度の後二千二百二十餘年が間月氏漢土日本一閻浮提の内に聖人賢人と生るゝ人をば皆釋迦如來の化身とこそ申せ。

(四條金吾許御文二〇一三)

六 諸佛如來は或は十劫千劫已來の過去の佛也、教主釋尊は既に五百塵點劫より已來妙覺果滿の佛なり、大日如來阿彌陀如來藥師如來等の盡十方の諸佛は我等が本師教主釋尊の所從等也、天月の萬水に浮ぶ是也、華嚴經の十方臺上の毗盧遮那大日經金剛頂經の兩界の大日如來は寶塔品の多寶如來の左右の脇士也、例せば世の王の兩臣の如し、此多寶佛も壽量品の教主釋尊の所從也、此土の我等衆生は五百塵點より已來教主釋尊の愛子なり、不孝の失に依て今に覺知せずと雖も他方の衆生には似

るべからず、有縁の佛と結縁の衆生とは譬へば天月の清水に浮ぶが如く、無縁の佛と衆生とは譬へば聾者の雷の聲を聞き盲者の日月に向ふが如し、而るに或る人師は釋尊を下して大日如來を仰崇し、或る人師は世尊は無縁なり阿彌陀は有縁也と、或る人師の如く小乗の釋尊と、或は華嚴經の釋尊と、或は法華經迹門の釋尊と、此等の諸師竝に檀那等釋尊を忘れて諸佛を取ることとは、例せば阿闍世太子の頻婆娑羅王を殺し釋尊に背て提婆達多に付しが如し。

(法華取要鈔一〇三八)

七 小菴(松葉谷)には釋尊を本尊とし一切經を安置したりし。

(神國王御書一三六四)

(二) 本法題目

一 問て云く末代惡世の凡夫は何物を以て本尊と定べきや、答て云く法華經の題目を以て本尊とすべし、問て云く、何の經文何の人師の釋にか出たるや、答ふ法華經の第四法師品に云く藥王在在處處若說若讀若誦若書若經卷所住之處皆應起七寶塔極令高廣嚴飾不須復安舍利所以者何此中已有如來全身等云云、涅槃經第四如來性品に云く復次迦葉諸佛所師所謂法也是故如來恭敬供養以法常故諸佛亦常云云、天台大師の法華三昧に云く於道場中敷好高座安置法華經一部亦未必須安形像舍利竝餘經典唯置法華經一部等云云……釋尊と天台とは法華經を本尊と定め給へり、末代今の日蓮も佛と天台との如く法華經を以て本尊とする也、其故は法華經は釋尊の父母諸佛の眼目也、釋迦大日總て十方の諸佛は法華經より出生し給へり、故に今能生を以て本尊とする也、問ふ其證據如何、

答ふ普賢經に云く此大乘經典諸佛寶藏十方三世諸佛眼目出生三世諸如來種等云云、又云く此方等經是諸佛眼諸佛因是得具五眼佛三種身從方等生是大法印印涅槃海、如此海中能生三種佛清淨身此三種身人天福田應供中最等云云、此等の經文、佛は所生法華經は能生佛は身なり法華經は神なり、然ば則ち木像畫像の開眼供養は唯法華經にかざるべし。

(本尊問答鈔一七九四)

(三) 本化日蓮

一 其本尊は正法像法二時には習へる人だにもなし、まして書き顯し奉る事たえたり……日蓮守護たる處の御本尊をしたゝめ參らせ候事も師子王にとるべからず、經に云く師子奮迅之力とは是也、又此曼荼羅能々信じさせ給ふべし……但し御信心によるべし、つるぎなどもすまざる人のためには用る事なし、法華經の劍は信心のけなげなる人こそ用る事なれ、鬼にかなぼうたるべし、日蓮がたましひをすみにそめながしてかきて候ぞ信じさせ給へ、佛の御意は法華經なり日蓮がたましひは南無妙法蓮華經にすぎたるはなし……あひかまへて御信心を出し此御本尊に祈念せしめ給へ、何事か成就せざるべき、充滿其願如清涼池現世安穩後生善處疑なからん。

(經王殿御返事九八五)

二 教主釋尊より大事なる行者を、法華經の第五卷を以て日蓮が頭を打ち、十卷共に引き散して散々に踢たりし大禍は、現當二世にのがれがたくこそ候はんすらめ。

(下山御消息一五八八)

(四) 餘 義

(1) 行 者

- 一 無作三身とは末法法華經の行者なり、無作三身の寶號を南無妙法蓮華經と云也。(御義口傳八九)
- 二 今日蓮等の類南無妙法蓮華經と唱奉る者は壽量品の本主なり。(同上九一)
- 三 本尊とは法華經の行者の一身の當體なり。(同上二〇四)
- 四 此御本尊は全く餘處に求むる事なけれ、只我等衆生の法華經を持ち南無妙法蓮華經と唱る胸中の肉團にをはしますなり、是を九識心王眞如の都とは申也。(日女御前御返事六一二六)

(2) 衆 生

- 一 凡夫は體の三身にして本佛ぞかし、佛は用の三身にして迹佛なり。(諸法實相鈔九五九)
- 二 過去久遠五百塵點のそのかみ唯我一人の教主とは我等凡夫の事なり。(船守彌三郎御書四一四)
- 三 我等が如く一切衆生も妙法の當體なり。(當體義鈔九八八)
- 四 父母果縛の肉身を妙法蓮華經と禮拜する也。(御義口傳一七六)
- 五 六即配立の時は此品(壽量品)の如來は理即の凡夫也。(同上九〇)

(3) 法 界

- 一 十界依正即ち妙法蓮華經の當體なり。(當體義鈔九八八)
- 二 草にも木にも成り給へる壽量品の釋尊なり、經に云く如來秘密神通之力云云、法界は釋迦如來の

御身に非すと云事なし。

一五六

(草木成佛口決七四六)

三 我實成佛已來無量無邊等の事、御義口傳に云く、我とは釋尊の久遠實成道なりと云ふ事を説れたり、然りと雖も、當品の意は我とは法界の衆生なり、十界己己を指して我と云ふなり、實とは無作の佛なりと定めたり此を實と云ふなり、成とは能成所成なり、成は開く義なり法界無作の三身の中にに現在は有るなり、我れ實と成けたる佛にして已も來も無量なり無邊なり、百界千如一念三千と説れたり、百千の二字は百は百界千は千如なり、此即ち事の一念三千なり。

(御義口傳九一)

四 久遠の事、御義口傳に云く、此品の所詮は久遠實成なり、久遠とは、はたらかさず、つくろはず、もとの儘と云ふ義なり、無作の三身なれば初て成せず是働かざるなり、三十二相八十種好を具足せず是繕はざるなり、本有常住の佛なれば本の儘なり、是を久遠と云なり、久遠とは南無妙法蓮華經なり、實成無作と開けたるなり。

(同上二〇三)

(4) 五 大

一 法華經の題目寶塔なり寶塔又南無妙法蓮華經なり、今阿佛上人の一身は地水火風空の五大なり、此五大は題目の五字なり、然れば阿佛房さながら寶塔、寶塔さながら阿佛房、此より外の才覺無益なり。

(阿佛房御書八二五)

二 明に知んぬべし、天崩れば我身も崩るべし地裂けば我身も裂くべし、地水火風空滅亡せば我等も亦滅亡すべし……釋迦如來五百塵點劫の當初凡夫にて御座せし時我等は地水火風空なりと知しめし即座に悟り玉ひき。

(三世諸佛總勘文鈔一九〇五)

(5) 己 心

一 一念三千の法門をふりすぎたる大まんだらなり。

(草木成佛口決七四六)

二 釋迦佛御造立の御事、無始曠劫よりいまだ顯れましまさぬ己心の一念三千の佛造り顯しますますか、はせまいりてをがみまいらせ候わばや、欲令衆生開佛知見乃至然我實成佛已來は是也。

(眞間釋迦佛御供養送狀六三三)

三 佛の心法妙と衆生の心法妙と此二妙を取て己心に攝むるが故に心の外に法無し、己心と心性と心體との三は己身の本覺の三身如來也、是を經に説て云く、如是相應身 如是性報身 如是體法身 此を三如是と云ふ、此三是の如來は十方法界を身體とし十方法界を心性とし十方法界を相好とす。

(三世諸佛總勘文鈔一八九六)

四 我等が己心の釋尊は五百塵點乃至所顯の三身にして無始の古佛なり。

(觀心本尊鈔九三九)

第五項 儀 相

(一) 總 說

一 爰に日蓮いかなる不思議にてや候らん、龍樹天親等天台妙樂等だにも顯し給はざる大曼荼羅を、末法二百餘年の比はじめて法華弘通の旗じるしとして顯し奉るなり、是全く日蓮が自作にあらず多寶塔中の大牟尼世尊分身の諸佛すりかたぎたる本尊なり、されば首題の五字は中央にかゝり、四大天王は寶塔の四方に坐し、釋迦多寶本化の四菩薩肩を並べ、普賢文殊等舍利弗目連等坐を屈し、日天月天第六天の魔王龍王阿修羅、其外不動愛染は南北の二方に陳を取り、惡逆の達多愚痴の龍女一座をはり、三千世界の人の壽命を奪ふ惡鬼たる鬼子母神十羅刹女等、加之日本國の守護神たる天照太神八幡大菩薩天神七代地神五代の神々、總じて大小の神祇等體の神つらなる其餘の用の神豈にもるべきや、寶塔品に云く接諸大衆皆在虛空云云、此等の佛菩薩大聖等總じて序品列座の二界八番の雜衆等一人ももれず、此御本尊の中に住し給ひ、妙法五字の光明にてらされて本有の尊形となる是を本尊とは申也。

(日女御前御返事一六二四)

(二) 各 說

(1) 釋迦多寶

一 月氏には教主釋尊寶塔品にして一切の佛をあつめさせ給て大地の上に居せしめ、大日如來計り寶塔の中の南の下座にすへ奉て教主釋尊は北の上座につかせ給ひ、此の大日如來は大日經の胎藏界の大日、金剛頂經の金剛界の大日の主君なり、兩部の大日如來の郎從等と定めたる多寶佛の上座に教

主釋尊居させ給ふ。

(報恩鈔一四七八)

二 慈父の釋迦佛悲母の多寶佛、慈悲の父母等、同く助證の十方の諸佛一座に列らせ給て、月と月とを集たるが如く日と日とを並たるが如くまじし。

(新禱鈔九〇三)

三 諸法實相と云も釋迦多寶の二佛と習なり、諸法をば多寶に約し實相をば釋迦に約す、是又境智の二法也、多寶は境なり釋迦は智なり、境智而二にしてしかも境智不二の内證なり、此等はゆるしき大事の法門也。

(四條金吾殿御返事八五二)

四 我師釋迦如來は一代聖教乃至八萬法藏の說者也、此娑婆無佛の世の最先に出させ給て一切衆生の眼目を開き給ふ御佛也、東西十方の諸佛菩薩も皆此佛の教なるべし、譬ば皇帝已前は人父をしらすして畜生の如し、堯王已前は四季を辨へず牛馬の癡なるに同じかりき、佛世に出させ給はざりしには比丘比丘尼の二衆もなく只男女二人にて候き、今比丘比丘尼の眞言師等大日如來を御本尊と定めて釋迦如來を下し、念佛者等が阿彌陀佛を一向に持て釋迦如來を抛たるも教主釋尊の比丘比丘尼也、元祖が誤を傳へ來るなるべし、此釋迦如來は三の故まじまして他佛にかはらせ給ひて娑婆世界の一切衆生の有縁の佛となり給ふ、一には此娑婆世界の一切衆生の世尊にておはします、阿彌陀佛は此國の大王にはあらず、釋迦佛は譬ば我國の主上のごとし、先此國の大王を敬て後に他國の王をば敬ふべし、天照太神正八幡宮等は我國の本主也迹化の後神と顯れさせ給ふ、此神にそむく人此國の主

となるべからず、されば天照太神をば鏡にうつし奉りて内侍所と號す、八幡大菩薩に敕使有て物申あはさせ給き、大覺世尊は我等が尊主也先御本尊と定むべし、二には釋迦如來は娑婆世界の一切衆生の父母也、先づ我父母を孝し後に他人の父母には及ばすべし、例せば周の武王は父の形を木像に造て車にのせて戰の大將と定めて天威を蒙り殷の紂王をうつ、舜王は父の眼の盲たるをなげきて涙をながし手をもてのごひしかば本のごとく眼あきにけり、此佛も又如是我等衆生の眼をば開佛知見とは開き給しか、いまだ他佛は開き給はず、三には此佛は娑婆世界の一切衆生の本師也、此佛は賢劫第九人壽百歳の時中天竺淨飯大王の御子十九にして出家し三十にして成道し、五十餘年が間一代聖教を説き八十にして御入滅、舍利を留めて一切衆生を正像末に救ひ給ふ、阿彌陀如來藥師佛大日等は他土の佛にして此世界の世尊にてはまします、此娑婆世界は十方世界の中の最下の處譬ば此國土の中の獄門の如し、十方世界の中の十惡五逆誹謗正法の重罪逆罪の者を諸佛如來擯出し給しを釋迦如來此土にあつめ給ふ、三惡竝に無間大城に墮て其苦をつぐのひて人中天上には生れたれども、其罪の餘殘ありてややもすれば正法を謗じ智者を罵り罪つくりやすし、例せば身子は阿羅漢なれども瞋恚のけしきあり、畢陵は見思を斷せしかども慢心の形みゆ、難陀は嫉欲を斷じても女人に交る心あり、煩惱を斷じたれども餘殘あり何に況や凡夫にをいてをや、されば釋迦如來の御名をば能忍と名て此土に入給ひ一切衆生の誹謗をとがめすよく忍び給ふ故也、此等の秘術は他佛のかけ給へる

ところ也、阿彌陀佛等の諸佛世尊悲願をおこさせ給て心にはおぼしめて、還て此界にかよひ四十八願十二大願などは起させ給ふなるべし、觀世音等の他土の菩薩も亦復如此、佛には常平等の時は一切諸佛は差別無けれども、常差別の時は各々に十方世界に土をしめて有縁無縁を分ち給ふ、大通智勝佛の十六王子十方に土をしめて一一に我弟子を救ひ給ふ、其中に釋迦如來は此土に當り給ふ、我等衆生も又生を娑婆世界に受ぬいかにも釋迦如來の教化をばはなるべからず、而といへども人皆是を不知、委しく尋ねあきらめば唯我一人能爲救護と申て釋迦如來の御手を離るべからず、而れば此土の一切衆生死を厭ひ御本尊を崇めんとおぼしめさば、必先釋尊を木畫の像に顯して御本尊と定めさせ給て、其後力おはしまさば彌陀等の他佛にも及べし、然るを當世聖行なき此土の人々の佛をつくりか、せ給に、先他佛をさきとするは其佛の御本意にも釋迦如來の御本意にも叶ふべからざる上、世間の禮儀にもはづれて候、されば優填大王の赤梅檀いまだ他佛をばきざませ給はず千塔王の畫像も釋迦如來也、而るを諸大乘經による人々我所依の經々を諸經に勝れたりと思ふ故に教主釋尊をば次さまにし給ふ、一切の眞言師は大日經は諸經に勝れたりと思ふ故に此經に詮とする大日如來を我等が有縁の佛と思ひ、念佛者等は觀經等を信する故に阿彌陀佛を娑婆有縁の佛と思ふ、當世はことに善導法然等が邪義を正義と思て淨土の三部經を指南とする故に、十造る寺は八九は阿彌陀佛を本尊とす、在家出家一家十家百家千家にいたるまで持佛堂の佛は阿彌陀佛、其外木畫の像一

家に千佛萬佛まします大旨は阿彌陀佛也、而るに當世の智者とおぼしき人々是を見てわざはひとは思はずして我意に相叶ふ故に只稱美讚歎の心のみあり、只一向惡人にして因果の道理をも辨へず一佛をも持ざる者は還て失なきへんもありぬべし、我等が父母世尊は主師親三徳を備て一切の佛に擯出せられたる我等を唯我一人能爲救護とはげませ給ふ、其恩大海よりも深し其恩大地よりも厚し其恩虚空よりも廣し、二の眼をぬいて佛前に空の星の數備ふとも、身の皮を剝て百千萬天井にはるとも涙を闕伽の水として千萬億劫佛前に花を備ふとも、身の肉血を無量劫佛前に山の如く積み大海の如く湛ふとも、此佛の一分の御恩を報じ盡しがたし、而るを當世の僻見の學者等設ひ八萬法藏を極め十二部經を暗じ大小の戒品を堅く持ち給ふ智者なりとも、此道理を背かば惡道を免るべからずと思食べし。

(善無畏三藏鈔六四一)

五 佛は人天の主一切衆生の父母なり而も開導の師なり、父母なれども賤き父母は主君の義をかねず、主君なれども父母ならざればおそろしき邊もあり、父君主君なれども師匠なる事はなし、諸佛は又世尊にてましますば主君にてはましますも、娑婆世界に出させ給はざれば師匠にあらず又其中衆生悉是吾子とも名乗せ給はず、釋迦如來獨り主師親の三義をかね給へり。

(新編鈔九〇四)

六 釋迦如來は我等衆生には親なり師なり主なり、我等衆生のためには阿彌陀佛樂師佛等は主にてはましますも親と師とはましますず、ひとり三徳をかねて思ふかき佛は釋迦一佛にかぎりたてま

つる、親も親にこそよれ釋尊ほどの親、師も師にこそよれ主も主にこそよれ、釋尊ほどの師主はありがたくこそはべれ、この親と師と主との仰をそむかんもの天神地祇にすてられたてまつらざらんや、不孝第一の者也。

(南條兵衛七郎殿御書五一八)

諸經は或は釋尊の因位を明すこと或は三祇或は動喻塵劫或は無量劫也、梵王の如く、此土には二十九劫より已來知行の主なり、第六天帝釋四天王等も以て如是、釋尊と梵王等と始には知行の先後之を諍論す、雖爾一指を擧て之を降伏してより已來梵天頭を傾け魔王掌を合せ三界の衆生をして釋尊に歸伏せしむる是也、又諸佛の因位と釋尊の因位と之を糾明するに諸佛の因位は或は三祇或は五劫等なり、釋尊の因位は既に三千塵點劫より已來、娑婆世界の一切衆生の結縁の大士也、此世界の六道の一切衆生は他土の他の菩薩に有縁の者一人も無之、法華經に云く爾時開法者各在諸佛所等云云、天台云く西方佛別化導不同結縁如生成熟如養生養縁異父子不成云云、當世日本國の一切衆生の彌陀の奉迎を待は譬は牛の子に馬の乳を含め瓦の鏡に天の月を浮るが如し。

(法華取要鈔一〇三七)

八 今此日本國は釋迦佛の御領也、天照太神八幡大菩薩神武天皇等の一切の神國主竝に萬民までも釋迦佛の御所領の内なる上、此佛は我等衆生に三の故御座す大恩の佛也、一には國主也二には師匠也三には親父也、此三徳を備へ給事は十方の佛の中に唯釋迦佛計也。

(彌三郎殿御返事一六一〇)

(2) 十方三世諸佛

一 釋迦佛は十方三世の諸佛の御師也、十方の佛と申は東方善德佛、東南方無憂德佛、南方栴檀德佛、西南方寶施佛、西方無量明佛、西北方華德佛、北方相德佛、東北方三乘行佛、上方廣衆德佛、下方明德佛也、三世の佛と申は過去莊嚴劫の千佛、現在賢劫の千佛、未來星宿劫の千佛、乃至華嚴經法華經涅槃經等の大小權實顯密の諸經に列り給へる一切の諸佛盡十方世界の微塵數の菩薩等も、皆悉く法華經の妙の一字より出生し給へり、故に法華經の結經普賢經に云く佛三種身從方等生等云云。

(千日尼御書一八一四)

(3) 本化四菩薩

一 佛世を去せ給て二千餘年に成りぬ、其間月氏漢土日本國一閻浮提の内に佛法の流布する事、僧は稻麻のごとく法は竹葦の如し、然るに未だ本門の教主釋尊竝に本化の菩薩を造り奉りたる寺は一處も無し、三朝の間に未だ聞かす……今末法に入れば尤も佛の金言の如くんば造るべき時なれば本佛本脇士造り奉るべき時也、當時は其時に相當れば地涌の菩薩やがて出させ給はんすらん、先其程に四菩薩を建立し奉るべし……問云く四菩薩を造立すべき證文有之や、答云く涌出品に云く有四導師二名上行二名無邊行三名淨行四名安立行等云云、問云く後五百歲に限るといへる經文有之や、答云く藥王品に云く我滅度後後五百歲中廣宣流布於閻浮提無令斷絕等云云。(四菩薩造立鈔一八五四)

(4) 迹化菩薩

一 又菩薩と申すは文殊彌勒等なり、此大菩薩等は彼辟支佛に似るべからざる大人なり、佛は四十二品の無明と申す闇を破る妙覺の佛なり、八月十五夜の満月の如し、此菩薩等は四十一品の無明をつくして等覺の山の頂にのぼり十四夜の月のごとし。

(法蓮鈔一一五三)

二 文殊師利菩薩は東方金色世界の不動佛の弟子、觀音は西方無量壽佛の弟子、藥王菩薩は日月淨明德佛の弟子、普賢菩薩は寶威佛の弟子なり、一往釋尊の行化を扶けん爲に娑婆世界に來入す、又爾前迹門の菩薩也、本法所持の人に非れば末法の弘法に足らざる者歟。

(觀心本尊鈔九四五)

(5) 二 乘

一 聲聞と申して舍利弗迦葉等は二百五十戒無漏の禪定の上に苦空無常無我的觀をこらし、三界の見思を斷盡し水火に自在なり、故に梵王と帝王とを眷屬とせり、緣覺は聲聞に似るべくもなき人なり、佛と出世をあらそふ人なり。

(法蓮鈔一一五二)

二 舍利弗目連等は現在を以て之を論すれば智慧第一神通第一の大聖なり、過去を以て之を論すれば金龍陀佛青龍陀佛なり、未來を以て之を論すれば華光如來、靈山を以て之を論すれば三惡頓盡の大菩薩、本を以て之を論すれば内秘外現の古菩薩なり。

(法華取要鈔二八二)

(6) 梵天帝釋等

一 帝釋は忉利天の主第六天の魔王は欲界の頂に居して三界を領す、此は上品の十善戒無遮の大善の所感なり、大梵天王は三界の天尊色界の頂に居して魔王帝釋をしたがへ、三千大千界を手になぎる、有漏の禪定を修行せる上に慈悲喜捨の四無量心を修行せる人也。
(法蓮鈔二一五二)

(7) 日月衆生

一 大日天子……法華經の序品には普香天子とつらなりまします、法師品には阿耨多羅三藐三菩提と記せられさせ給ふ火持如來是也……日蓮も又此天を恃たてまつり日本國にたてあひて數年なり、既に日蓮かちぬべき心地す、利生のあらたなる事外にもとむべきにあらず。
(四條金吾釋迦佛供養事一四四七)

(撰時鈔二二三三)

二 日本國と申は天照太神の日天にてましますゆへなり。

三 ことに法華經の行者をば諸天善神守護すべきよし囑累品にして誓狀をたて給ふ、一切の守護神諸天の中にも我等が眼に見へて守護し給は日月天也。
(龍口御書六九二)

四 三光天子の中に月天子は光物とあらはれ龍口の頸をたすけ、明星天子は四五日已前に下て日蓮に見參し給ふ、いま日天子ばかりのこり給ふ、定めて守護あるべきかとしたのもし、法師品に云く則遣變化人爲之作術護疑あるべからず。
(龍口御書六九二)

五 日蓮をこえしくをばしせば、常に出る日ゆうべにいづる月ををがませ給へ、いつとなく日月にか

げをうかふる身なり、又後生には靈山淨土にまいりあひまひらせん。

(千日尼御前御書二二五三)

(8) 四天王

一 持國天は水火の災を除き、廣目天は怨敵の難を退け、增長天は衆病を消除し、多聞天は夜叉の害を除かしむ、皆是帝釋の勅なり、天諸童子以爲給使と云云。
(善神擁護鈔四一五)

二 法華經の本門の略開近顯遠に來至して華嚴よりの大菩薩二乘大梵天帝釋日月四天龍王等、位妙覺に隣り又妙覺の位に入る也、若爾れば今我等天に向て之を見れば生身の妙覺の佛が本位に居して衆生を利益する是也。
(法華取要鈔一〇四〇)

(9) 轉輪聖王

一 人中には轉輪聖王第一也、此輪王出現し給べき前相として大海の中に優曇華と申す大木生て華さき實なる、金輪王出現して四天の山海を平になす、大地は綿の如くやはらかに大海は甘露の如くあまく、大山は金山草木は七寶なり、此輪王須臾の間に四天下をめぐる、されば天も守護し鬼神も來てつかへ龍神も時に隨て雨をふらす、劣夫などもこれに従ひ奉れば須臾に四天下をめぐる、是偏に轉輪王の十善の感得せる大果報なり。毘沙門等の四天王は又これには似るべくもなき四天下の自在の大王也。
(法蓮鈔二一五二)

(10) 龍王

一 殊には此八歳龍女の成佛は帝王持經の先祖たり、人王の始は神武天皇なり、神武天皇は地神五代第五の鶉萱葺不合尊の御子なり、此葺不合尊は豊玉姫の子なり、此豊玉姫は沙羯羅龍王の女なり、八歳の龍女の姉なり、然る間先祖法華經の行者なり、甚深甚深。
(御義口傳七八)

(11) 鬼子母神十羅刹女

一 陀羅尼品と申は二聖二天十羅刹女の法華經の行者を守護すべき様を説けり、二聖と申は藥王と勇施となり、二天と申は毘沙門と持國天となり、十羅刹女と申は十人の大鬼神女、四天下の一切の鬼神の母なり、又十羅刹女の母あり鬼子母神是也。
(日女品供養一七三〇)

二 南無妙法蓮華經は師子吼の如しいかなる病さはりをなすべきや、鬼子母神十羅刹女法華經の題目を持つものを守護すべしと見えたり、さいはいは愛染の如く福は毘沙門の如くなるべし、いかなる處にて遊びたはふるともつゝがあるべからず、遊行無畏如師子王なるべし、十羅刹女の中にも阜諦女の守護ふかかるべき也、但し御信心によるべし。
(經王殿御返事九八六)

(12) 提婆阿闍世

一 提婆達多是斛飯王の第一の太子、淨飯王には甥、阿難尊者の兄、教主釋尊には從子南閻浮提にころからざる人なり、須陀比丘を師として出家して阿難會者に十八變を習ひ、外道の六萬歳佛の八萬歳を胸に浮べ五法を行じて殆ど佛よりも尊きけしきなり、兩頭を立て、破僧罪を犯んがために戒壇

を築き佛弟子を招取り、阿闍世太子をかたらひて云く、我は佛を殺て新佛となるべし太子は父の王を殺て新王となり給へ、阿闍世太子既に父の王を殺し、かば提婆達多又佛をうかトひ大石をもつて佛の御身より血を出し、阿羅漢たる華色比丘尼を打殺し五逆の内たる三逆を具に作る、其上瞿伽梨尊者を弟子とし阿闍世王を檀那にたのみ、五天竺十六の大國五百の中國等の一逆二逆三逆等をつくる者は皆提婆が一類にあらざる事なし……されば生身に無間大城に墮にき……法華經の提婆品にして教主釋尊の昔の師天王如來と記し給事こそ不思議にはをばゆれ……況や二逆一逆等の諸の惡人の得道疑なき事、譬へば大地をかへすに草木等のかへるが如く堅石をわる者鞭草をわるが如し、故に此經を妙と云也。
(法華題目鈔五九二)

二 阿闍世王は十六の大國の惡人を集め一四天下の外道を語り、提婆を師として無量の惡人を放ち、佛弟子を或は罵り或は打ち或は害し或は殺せしのみならず、賢主にして失無しし父の大王に一尺の釘をもて七處まで打付けはりつけにして、生たる母をば王のかざしをつかみ刀を頸に當てし重罪のつもり、惡瘡七處まで出で三七日を経て三月七日に大地破れて無間地獄にをち一切を經べかりしかども、佛所に参りて惡瘡癒るのみならず、無間地獄の大苦を脱れて四十年の壽命を延べたりき。
(法蓮鈔一一五四)

三 又現身に改悔ををこしてあるならば、阿闍世の佛に歸して白癩をやめ四十年の壽命をのべ無根信と

申す位にのぼりて現身に無上忍を得たりしが如し。

(異體同心事一〇五六)

(13) 天台傳教等

一 漢土には陳帝の時天台大師南北にせめかちて現身に大師となる特秀於群獨歩於唐というこれなり、日本國には傳教大師六宗にせめかちて日本の始め第一の根本大師となり給ふ、月氏漢土日本に但三人計りこそ於一切衆生中亦爲第一にては候へ……佛滅後一千八百餘年が間に法華經の行者、漢土に一人日本に一人已上二人釋尊を加へ奉て已上三人なり。

(報恩鈔一四七九)

二 夫れ佛滅後に至てより一千八百餘年三國に經歷して但三人のみ有て始て此正法を覺知せり、所謂月支の釋尊、眞旦の智者大師、日域の傳教此三人は内典の聖人也、問て曰く龍樹天親は如何、答て曰く此等の聖人は知て而も之を言はざるの仁也、或は迹門の一分之を宣て本門と觀心とを云はず、或は機有て時無き歟、或は機と時と共に無之歟。

(觀心本尊鈔九二)

三 天台大師は昔靈山に在ては藥王と名け、今漢土に在ては天台と名け、日本國の中には傳教と名く、三世の弘通俱に妙法と名く、如是法華經弘通し給ふ人は在世の釋尊の外三國に其名を聞ず、難有御座す大師。

(立正觀鈔一〇六八)

(14) 天照八幡

一 國主をたづぬれば神世十二代は天神七代地神五代なり、天神七代の第一は國常立尊乃至第七は伊

弉諾尊男也伊弉冊尊妻也、地神五代の第一は天照太神伊勢太神宮日神也是也、いざなぎいざなみの御女也、乃至第五は彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊、此神は第四のひこほの御子也、母は龍女也、已上地神五代、已上十二代は神世也、人王は大體百代なるべきか、其第一の王は神武天皇此はひこなきの御子也、乃至第十四は仲哀天皇八幡御父也第十五は神功皇后八幡御母也第十六は應神天皇にして仲哀神功の御子今の八幡大菩薩也。

(神國王御書一三五〇)

三 問ふ神の次第如何、答ふ天照太神を一座と爲し八幡大菩薩を第二座と爲す、是より已下の神は三千二百三十二社也。

(眞言七重勝劣六五九)

(15) 日蓮

一 問云く末代惡世の凡夫は何物を以て本尊と定べきや、答云く法華經の題目を以て本尊とすべし……此御本尊は世尊説おかせ給て後二千二百三十餘年が間一閑浮提の内にいまだ弘めたる人候はず、漢土の天台日本の傳教はぼしろしめしていさゝか弘めさせ給はず、當時こそ弘まらせ給べき時にあたり候へ、經には上行無邊行等こそ出で、弘めさせ給べしと見へてもいまだ見へさせ給はず、日蓮は其人には候はねどもほぼこゝろえて候へば、地涌の菩薩の出させ給までの口ずさみにあらあら申て況滅度後のほこさきに當候也。

(本尊問答鈔一八〇七)

第六項 木畫二像

一 觀門の難信難解とは百界千如一念三千は非情の上の色心の二法十如是是也、雖爾木畫二像に於ては外典内典共に之を許して本尊と爲す、其義に於ては天台一家より出たり、草木の上に色心因果を置かずんば木畫の像を本尊と恃み奉ること無益なり、疑て云く草木國土の上の十如是の因果の二法は何れの文に出たるや、答て曰く止觀第五に云く國土世間亦十種の法を具す所以に惡國土相性體力等と云云、釋籤第六に云く相は唯色に在り性は唯心に在り、體力作縁は義色心を兼ね、因果は唯心報は唯色に在り等云云、金錘論に云く乃ち是一草一木一礫一塵各一佛性各一因果あり縁了を具足す等云云。

(觀心本尊鈔九二九)

二 地涌の菩薩の中の上首唱導上行無邊行等の菩薩より外は、末法の始の五百年に出現して法體の妙法蓮華經の五字を弘め給のみならず、寶塔の中の二佛竝座の儀式を作り顯すべき人なし、是即本門壽量品の事の一念三千の法門なるが故也。

(諸法實相鈔九五八)

三 昔佛摩耶の恩を報じ給はんがために俄に人にも知らせ給はずして、忉利天へ四月十五日に昇らせ給て御坐けるに、五天竺の國王大臣を始としてあやしのしづの男しづの女までも、佛を失ひ奉て啼き悲みける歎き限り無し誠に子を失ひ親にくれたるが如し、いとをしき妻を戀ひ男を戀る思の暗すら忍び難し、何況や大覺世尊の三十二相八十種好紫磨金色の粧ひ嚴くして迦陵頻伽の御音を以て、一切衆生を皆佛に成し給はんを御經を説せ給ふ、慈悲深重に御坐す佛の御餘波惜み進する歎き思遣

るに、上陽上人の上陽宮に閉籠られて歎し歎にも勝れ、堯王の娘娥皇女英の二人舜王に別奉て歎し難にも勝れ、蘇武が胡國に流され十九年雪中に住けん思にも勝れたり、餘りの御戀しさに木を以て佛の御形を作り奉る、三十二相の一相をだにも作り似せ奉らず、爾時に優填大王と申ける王赤梅檀と云木を以て忉利天より首毘羯摩天を請して作奉ける佛の、忉利天へ本佛の御迎に參せ給けるも優填大王の信心深き故也、是こそ一閻浮提に佛を作り奉ける始なれ。

(身延山御書一三〇二)

三 昔優填大王釋迦佛を建立し奉しかば大梵天王日月等木像を禮しに參り給しかば、木像説て云く我を供養せんよりは優填大王を供養すべし等云云、影堅王の畫像の釋尊を書奉しも又又如是、法華經に云く、若人爲佛故建立諸形像如是諸人等皆已成佛道云云、文の心は一切の女人釋迦佛を造奉れば、現在には日日月月の大小の難を拂ひ後生には必佛になるべしと申文也。

(日根女釋迦佛供養事一八三二)

四 佛は四十二品の無明と申す闇を破る妙覺の佛なり八月十五日の満月の如し……かゝる佛なれば木像畫像にうつし奉るに優填大王の木像は歩をなし摩騰の畫像は一切經を説き給ふ。

(法蓮鈔一一五三)

五 法華經一部御佛の御六根によみ入まわらせて生身の教主釋尊になしまいらせてかへりて迎入まわらせさせ給へ。

(眞間釋迦佛供養狀六三三)